

平成二六年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と 古代社会

— 第三号 —

熊本県教育委員会

序 文

国史跡鞠智城跡は、七世紀後半に唐・新羅による国土侵攻に備えて、西日本各地に築かれた古代山城の一つです。熊本県教育委員会では、平成二三年度に刊行した鞠智城跡の総合報告書『鞠智城跡Ⅱ』における成果を踏まえ、鞠智城跡及び古代山城の研究を進展させる取り組みを実施してきました。その取り組みの一つとして、平成二四年度から鞠智城跡「特別研究」事業を開始し、鞠智城跡に関する研究の深化・蓄積を図るとともに、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援しております。

この論文集には、今年度の一般公募で選ばれた五名が、約一年間研究に取り組み、若い発想力と真摯な探求心のもと、多様な視点からおこなった研究の成果をまとめたものを収めています。この論文集が、鞠智城跡の研究をさらに進展させるとともに、その歴史的価値をより一層明らかにする一助となれば幸いです。

最後に鞠智城跡「特別研究」事業の実施にあたり御理解と御協力をいただいた各若手研究者、先生方に対し深く感謝申し上げます。

平成二七年三月一四日

熊本県教育長 田崎龍一

例言

一 本書は、熊本県教育委員会が実施した平成二六年度鞠智城跡「特別研究」事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二 本事業は、平成二四年三月に刊行した『鞠智城跡Ⅱ―第8―32次調査報告―』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後、熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三 本事業は、平成二六年三月から一般公募を実施し、同年五月に開催した鞠智城跡特別研究審査会において研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から平成二七年一月までの約八ヶ月間である。本書には研究期間の終了時に研究助成の成果として提出された各研究助成対象者の論文を所収している。なお、平成二六年度の研究助成対象者は次の五名である。

五十嵐基善（明治大学大学院博士後期課程）

清田 美季（京都大学大学院博士後期課程）

近藤 浩一（京都産業大学非常勤講師）

西本 哲也（東京大学大学院博士後期課程）

南 健太郎（岡山大学埋蔵文化財調査研究センター助教）

五十音順、敬称略

四 本書の編集は、熊本県教育委員会が行った。

目次

序文

例言

論文

西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能……………五十嵐 基善 1

八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院……………清田 美季 21

古代朝鮮半島と肥後地域の交流史からみた鞠智城 ―築城背景と役割を探る―……………近藤 浩一 39

鞠智城と大宰府 ―古代の地方行政と西海道―……………西本 哲也 67

石積遺構からみた古代山城築造技術に関する試論……………南 健太郎 87

西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能

五十嵐 基善

はじめに

天智二年（六六三）、倭国は白村江の戦いに敗れたことにより、戦勝国である唐・新羅の侵攻に備えることが緊急の課題となった。

そこで、百済の知識・技術による古代山城を造営し、国家規模での防衛体制の構築を進める方策を採用した。古代山城の分布をみると、朝鮮半島に近い九州北部を中心とする地域を起点とし、瀬戸内海沿岸から近畿地方にかけて確認できる。この古代山城の機能として、緊急時の逃げ込み用の城（李一九七七）であるとする見解が有力である。

しかし、八世紀前期までにはほとんどの山城が廃止され、古代山城による国家規模での防衛体制は縮小・解体されたことが知られている。長期間にわたり維持された古代山城として、大野城・基肄城・鞠智城が確認されている。大野城・基肄城については、水城とともに大宰府の防衛が役割であったと考えられる。一方、鞠智城をめぐっては、目的・機能が大野城・基肄城のように明確ではなく、文献史料の記載が極めて少ないこともあり、不明な点が多いことが問題とされてきている。

鞠智城の軍事的機能については、坂本経堯氏が提示した見解が重要となってくる（坂本一九三七）。すなわち、【見解1】有明海の防衛（有明海方面より侵入した外敵に備え、同方面の異変を防烽の制

によって大宰府に中継する）、【見解2】大宰府の支援（豊穰なる肥後の物資・兵器を蓄へ大宰府の非常に備へる）、【見解3】隼人支配の拠点（九州南部に幡居して叛服常なき熊襲族に対して重鎮とした）、の三点が提示されている。鞠智城の置かれた環境を考えると、注目すべき見解であるものの、文献史料から明確に導き出すことができないなど、明確に論証できないことが問題となる。

鞠智城の性格については、発掘成果の進展をはじめ、多角的な分析により明らかにされた点が多い。笹山晴生氏は、鞠智城の機能を西海道全体の環境をふまえ、長期的に多様な問題に対応していたことを指摘する（笹山二〇一〇）。佐藤信氏が指摘するように、時代によって機能の重点を移しながら、軍事的・財政的・行政的にわたる多様な機能を果たした（佐藤二〇一四）とする視点は重視されるべきである。しかし、軍事的機能については、能登原孝道氏が指摘するように、八世紀後期以降の鞠智城は、稲穀などの貯蔵・保管が主な機能（能登原二〇一四）と考えられるため、次第に脱落していたことが想定される。

そこで、本稿では、鞠智城は本質的には軍事施設であることに着目し、その性格がどのように変化していったのかを考えていく。西海道の軍事環境を分析することにより、鞠智城が置かれていた環境を整理し、八・九世紀の運用方法を明らかにすることを試みる。

一・西海道の軍事環境について

鞠智城の性格を考える際に、長期間にわたり維持されたことをふまえると、西海道の軍事環境を整理することは必要である。すなわち、西海道が直面したのは対外防衛問題と対倭人問題である。本章では、両者の軍事環境を整理することにより、鞠智城が置かれていた環境の前提作業を行なった上で、本稿での分析視角を提示する。

(一) 西海道の軍事環境―対外防衛問題―

西海道の軍事問題として、天智二年(六六三)の白村江敗戦により現出した対外防衛問題が重要である。戦勝国の唐・新羅の侵攻が危惧されたが、唐と新羅が対立したことなどから発生することはなかった。しかし、対外防衛の体制は解体されず、八世紀以降も性格を変えながらも維持されたことが特徴である。対外防衛問題の性格は、形式化しつつも長期化した点に求められる。

白村江敗戦後において、現在の九州地方が対外防衛の前線であったことは、壬申の乱に関係する記事からも確認できる。『日本書紀』天武元年(六七二)六月丙戌条に「筑紫国者元成^二辺賊之難^一也。其峻^レ城、深^レ隄臨^レ海守者、豈為^二内賊^一耶。」とあり、栗隈王(筑紫大宰)は筑紫国の任務は対外防衛であることを理由とし、近江朝廷による援軍派遣の要請を拒否している。

当初は唐・新羅の侵攻を想定し、九州地方では大宰府を中心とする防衛体制が構築される。軍事的措置をみると、軍事施設(古代山城・水城)の造営、防人(防衛兵力)の配備、烽(通信システム)の設置が確認できる。防人などが日常的に海上監視を行ない、航行する船に不審がないかを判断していたと考えられる。緊急時には外

敵の上陸を阻止し、劣勢になった場合は古代山城に立て籠もる体制であったことが想定される。

対外防衛問題は八世紀にも継承され、白村江敗戦の意識は潜在化しつつも、慣習的に海上監視は行なわれていたと考えられる。白村江敗戦の直後から、新羅は朝鮮半島を統一するため、日本に朝貢を行なうようになってくる^①。この状況に対して、日本は新羅を蕃国として設定し、国家秩序を維持する要素として利用した。しかし、新羅は六七六年に唐の駐留軍を撤退させ、七三五年に朝鮮半島の領有を認められると、日本に対して強硬的な姿勢^②に転じていくようになるが、宝亀一〇年(七七九)に日羅外交は不安定な状況のまま終焉を迎える。

この新羅との外交の不安定化は、対外防衛を長期間にわたり維持させる要因となった。『続日本紀』宝亀一年(七八〇)七月戊子条には、「筑紫大宰、僻^二居西海^一、諸蕃朝貢、舟楫相望。由^レ是、簡^二練士馬^一、精^二銳甲兵^一、以示^二威武^一。」とあり、新羅に対しては軍事力が重要であるとの認識が示されている。西海道に來航するのは新羅使だけではなく、日本に漂流・帰化^③する人々もおり、多様な存在に備えることが求められていた。

九世紀に入ると、新羅人・新羅商人が広範囲で活動していることが確認でき、対外防衛問題は山陰道方面にも拡大していく。すなわち、新羅人・新羅商人が襲撃を行なうようになり、新羅海賊として認識される事例が増加していくのである。人的・物的な被害を伴ったことから、八世紀とは異なる現実的な軍事問題としての性格を持つ。『続日本後紀』承和九年(八四二)八月丙子条には、藤原衛(大宰大貳)の起請が記されているが、「新羅国人、一切禁断、不^レ入^二

境内。」という強硬意見が出されるまでの状況になった。このように、対外防衛問題の特徴として、警戒する対象を変えながら長期間にわたり存在していた点が挙げられる。

(二) 北海道の軍事環境―対隼人問題―

北海道の北部では対外防衛が展開していたが、南部では対隼人問題を抱えていた^(四)。南九州に居住していた隼人は、『日本書紀』天武十一年(六八二)七月甲午条に「隼人多来、貢_三方物。」と記されているように、中央の王権に朝貢を行なう友好的な存在として確認できる。その一方で、現在の宮崎県・熊本県の両方面より進出が行なわれ、支配領域の拡大が進められていたと考えられている。

しかし、『続日本紀』大宝二年(七〇二)八月丙申条に「薩摩・多櫛、隔_レ化逆_レ命。於_レ是、発_レ兵征討。遂校_レ戸置_レ吏焉。」とあり、薩摩・多櫛地域の隼人との間で軍事行動が発生するが、薩摩国(当初は唱更国)・多櫛嶋が成立する。ただし、『続日本紀』大宝二年(七〇二)十月丁酉条に「唱更国司等(今薩摩国也)言、於_三国内要害之地、建_レ柵置_レ戍守之。」と記されているように、柵を置いて警戒する必要があったことから、その支配は不安定なものであったことがうかがえる。

この後、『続日本紀』和銅六年(七一三)四月乙未条に「割日向国肝坏・贈於・大隅・始羅四郡、始置_三大隅国。」とみえ、日向国の四郡を割いて大隅国が成立する。なお、『続日本紀』和銅六年(七一三)七月丙寅条に「討隼賊將軍并士卒等戦陣有功者一千二百八十余人」に対する叙勳がみえるため、日向国の建国には軍事行動が伴っていたことが想定される。さらに、『続日本紀』養

老四年(七二〇)二月壬子条に「隼人反、殺_三大隅国守陽侯史麻呂。」と記され、一年数ヶ月にもおよぶ軍事行動に発展する。

このように、南九州に支配領域を拡大していく中で、八世紀に入ると軍事行動を伴う不安定な状況になっていった。養老四年(七二〇)以降、隼人との間で軍事行動が行なわれたことは確認できなくなる。しかし、天平八年(七三六)の「薩麻国正税帳」に「隼人一十一郡」とみえ、薩摩国の二三郡のうち隼人郡が一一郡を占めていたことが分かる^(五)。これは律令制支配が浸透できていなかったことを意味^(六)し、大隅国でも同様の状況であったと考えられている。隼人は軍事行動を起こしたように、警戒するべき存在として認識されていたであろう。

隼人に対する警戒は次第に薄れていったと考えられ、『類聚国史』延暦十九年(八〇〇)一二月辛未条に「収_三大隅・薩摩両国百姓墾田、便授_三口分。」とあることから、この時に隼人は班田制のもとにある公民として一応の公認を受けたと理解されている(中村二〇〇一など)。ただし、天平宝字期の新羅征討計画では、大隅国・薩摩国は北海道節度使の所管国となっており、両国の兵力を渡海させても大きな問題はないとの認識があったことが想定される(五十嵐二〇一四)。よって、隼人が実質的に警戒されていたのは、八世紀中期頃までであったと考えられる。

(三) 設置期における鞠智城の機能

鞠智城の造営時期は文献史料にみえないが、発掘成果により【第一期】は七世紀の第三四半期(第四四半期に比定され、外郭線(土塁)が急速に整備される一方で、城内建物の整備は十分ではないと

される（熊本県教育委員会二〇一〇）。この設置期の目的は、対隼人問題は不安定化しておらず、何よりも唐・新羅の侵攻に緊急的に備える必要があったため、白村江敗戦後の対外防衛との関係が極めて強いと考えるべきであろう。すなわち、坂本経堯氏が提示した【見解1】有明海の防衛、【見解2】大宰府の支援、との関係を考える必要がある。

鞠智城の立地について、南に広がる菊鹿盆地の高い生産力との関係を指摘する見解がある（佐藤二〇一〇、木村二〇一一）。軍事行動を行なうためには軍糧は不可欠であり、効率的に軍糧を確保・蓄積できる環境は重要である。鞠智城が長期間にわたり維持された理由として、生産力との関係を重視することは有効である。鞠智城には他の古代山城と異なり、広い平坦地を持つことが特徴（熊本県教育委員会二〇一一）であるため、物資を効率的に集積することが可能である。

次に、軍事的にみた場合、【見解1】有明海の防衛、【見解2】大宰府の支援は想定できる機能である。この見解を言い換えると、有明海の防衛は熊本県が前線地域となり、大宰府の支援は熊本県が支援地域になる。小田富士雄氏は、鞠智城は攻守両面の機能を持った「押し出しの城」と想定（小田一九九三）しているように、軍事力を展開・移動する上で機能的である。ただし、両事象は結果として発生しなかったため、文献史料から明確に導き出すことは困難である。

有明海の防衛について、鞠智城から有明海は望めないため、外敵を視覚的に把握できない点は短所となる。しかし、緊急時には烽の情報により警戒態勢に移行したことは想定できる。熊本県は有明海

に面している以上、有明海防衛は長期的に分析する必要がある。この視角は対外防衛問題に内包されるものであり、【見解1】は八・九世紀に区分して三・四で考えていく。

また、大宰府の支援については、緊急時には各地の国造が担った機能であり、鞠智城に限定されない問題である。対外防衛の意識をみると、全体的には対馬嶋―吉岐嶋―大宰府のラインが重視されている。しかし、緊急事態はどこで発生するかは分からず、軍事支援は潜在化したとしても普遍的な機能である。軍事支援を行なう際には、鞠智城に集積されていた軍糧・武具が出給され、軍事施設として機能したと考えられる。なお、【見解2】は論証が困難であるため、本稿の考察対象とはしないことを断っておく。

この軍事支援について、大宰府に対しては行なわれなかったが、八世紀に隼人との関係が不安定化し、軍事行動が発生する中で機能した可能性がある。鞠智城の機能として、当初より対隼人問題が意識されていたとは考えにくい。現実に対応しなければならぬ状況において、鞠智城がどのような機能を果たしたのかは明確にしなければならぬ。この【見解3】については、古代東北における城柵の様相をふまえて二で扱う。

鞠智城の特徴として、『続日本紀』文武二年（六九八）五月甲申条に「令^三大宰府繕治大野・基肆・鞠智三城」とみえるように、長期間の維持が意識されており、九世紀代まで維持されるのはこの三城のみである。鞠智城は基本的には米穀の集積機能に起因すると考えられるが、西海道の軍事環境の中に位置付けて考えることも必要であろう。本稿では、鞠智城が軍事的要素を脱落させていく過程を明確にすることを目的とする。

二. 対隼人問題と鞠智城の関係

鞠智城の機能として、坂本経堯氏が【見解3】として提示して以来、対隼人問題との関係を指摘する見解は多い^④。その理由として、隼人との関係が八世紀に入ると不安定化し、軍事行動を伴う現実的な問題とする認識に起因していると考えられる。この点について、木村龍生氏は、鞠智城の立地環境などから、隼人との関係を否定する見解を提示している（木村二〇一四）。本章では、古代東北の城柵の配置から軍事的空間を分析し、鞠智城と対隼人問題の関係を考える。

（一）古代東北の軍事的空間

古代の列島北辺では、陸奥国・出羽国を前線とする対蝦夷政策が展開していた^⑤。その目的は、異民族として設定した蝦夷の服属にあり、政治的な支配領域を北方に拡大していった。この北方進出は七世紀代より進められており、八世紀には現在の東北地方への進出が本格化していった。蝦夷を服属させる過程では、軍事行動が発生することもあったが、律令制支配を行なう郡を設置することにより、支配領域を段階的に北方に拡大させていった。

この北方進出は段階的に行なわれたため、時期によって蝦夷との境界は異なることが特徴である。陸奥国の場合、仙台平野に国府の多賀城（当初は郡山遺跡）が置かれ、八世紀前期には大崎平野・石巻平野が前線であった。比較的距離が近いため、多賀城が直接的に管理することが可能であった。しかし、前線がより北方に移動すると、多賀城との距離は長くなり、その中間に支援機能を整備する

必要が生じた。この様相が明確になるのは、いわゆる「三十八年戦争」期であり、九世紀における奥郡（北上盆地）の支配にも関係していくことになる。

宝亀五年（七七四）、海道蝦夷が桃生城を攻撃したことにより、いわゆる「三十八年戦争」が始まる。特に、山道蝦夷の服属が目標に設定され、大規模な軍事力が北上盆地に投入された。しかし、奥羽両国と坂東に深刻な疲弊をもたらしたため、弘仁二年（八一）に積極的な北方進出は放棄される。九世紀初期には、多賀城から胆沢城に鎮守府が移されたが、熊谷公男氏が指摘するように、奥郡は九世紀にも不安定な状況（熊谷一九九二）であったため、軍事的緊張が解消されたわけではなかった。

古代東北の軍事的空間を考える際に、蝦夷支配の拠点として設置された城柵の配置が注目される。七世紀中期から九世紀初期にかけて、城柵は各地に計画的に設置された（第1図）。城柵の構造は、発掘成果により明らかにされており、政庁と外郭施設から構成されることが知られている。政務・儀式を行なう政庁は、国府と同じく「コの字」型配置を持つ。一方、外郭施設は軍事的要素を持ち、築地・土塁・溝・櫓などから構成される。このように、城柵は行政施設と軍事施設としての機能を持っていた。

この城柵の配置をみると、陸奥国では計画的に配置されていることが注目される^⑥。すなわち、国府の多賀城を拠点とすると、鎮守府の置かれた胆沢城は前線となるが、その距離は直線で約一〇〇kmも離れている。両者の間には大崎平野・石巻平野・栗原平野が広がっており、この地域に支援機能が整備されていたことを想定する必要がある。文献史料には玉造塞と呼ばれる施設が確認でき、前線

を支援する機能を持っていたことが注目される。



第1図 古代東北の城柵

(二) 玉造塞の支援機能

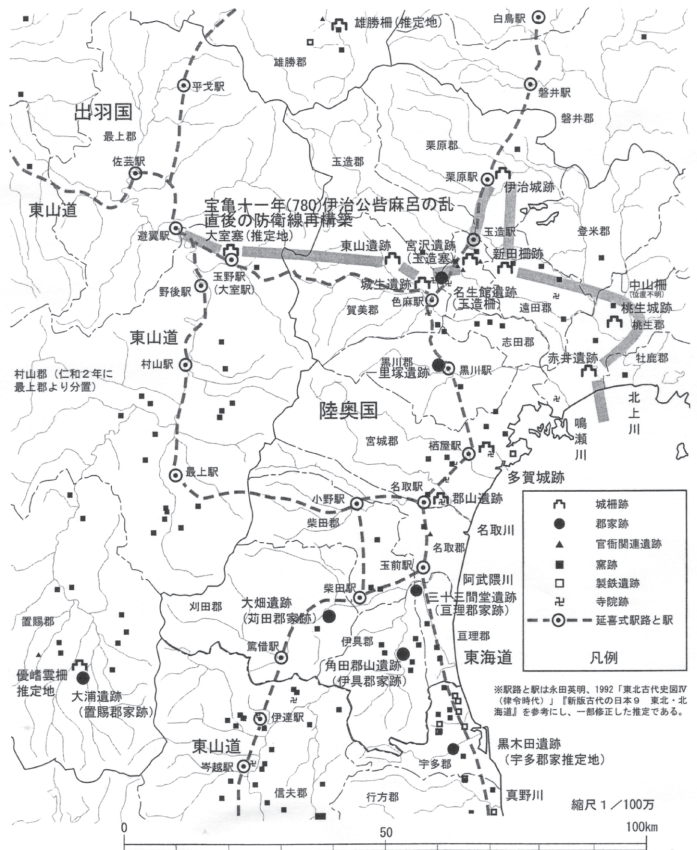
いわゆる「三十八年戦争」期には、山道蝦夷の拠点である北上盆地に対する進出が行なわれた。延暦八年(七八九)には、いわゆる桓武朝の第一次征討が行なわれ、紀古佐美が率いる大規模な征討軍が派遣されるが、阿弼流為が率いる蝦夷勢力に大敗を喫する。関連史料をみると、軍糧の輸送が困難であったことが確認できる。

【史料1】『続日本紀』延暦八年六月庚辰条

征東將軍奏稱、胆沢之地、賊奴奥区。方今、大軍征討、剪除村邑。余党伏竄、殺略人物。又子波・和我、僻在深奥。臣等、遠欲薄伐、粮運有艱。其從玉造塞、至衣川營四日、輜重受納二箇日。然則、往還十日。從衣川至子波地、行程假令六日、輜重往還十四日。惣從玉造塞至子波地、往還廿四日程也。途中逢賊相戰、及妨雨不進之日、不程内。河陸兩道輜重一万二千四百冊人、一度所運糧六千二百十五斛。征軍二万七千四百七十人、一日所食五百冊九斛。以此支度、一度所運、僅支二十一日。(後略)

この【史料1】には、征討軍の拠点であった衣川營には、玉造塞から軍糧が輸送されていたことが確認できる。しかし、征討軍二七四七〇人の行動を支えることは困難であり、軍糧の輸送体制に問題があったことが記されている。ここで注目されるのは、軍糧が輸送されているのは、この時の前線であった伊治城からではなく、玉造塞からであったことである。すなわち、大規模な征討軍の軍事行動を支えるため、玉造塞には大量の軍糧が集積されていたことが想定されるのである。

この玉造塞の比定遺跡として、宮城県大崎市にある宮沢遺跡と見る見解がある(柳澤二〇〇七)。宮沢遺跡の範囲は、東西約一四〇〇m・南北約八五〇mであり、国府の多賀城をも凌ぐ広さを持つ(第2図)。愛宕山地区(北西边)・長者原地区(北辺)では、外郭施設として築地二条・土塁一条・溝が検出され、他の城柵よりも堅固な構造になっている。しかし、遺跡内部に土塁状の高まりを持つ区画



第3図 玉造塞の位置

【史料2】『類聚三代格』弘仁六年八月二十三日太政官符

(前略)

一分配番上兵士一千五百人へ兵士一千人 健士五百人

胆沢城七百人へ兵士四百人 健士三百人

玉造塞三百人へ兵士百人 健士二百人

多賀城五百人へ並兵士

右城塞等、四道集衝、制敵唯領、儻允三臣等所_レ議、伏望、依_レ件分配。(後略)

この【史料2】にみえるように、鎮守府の胆沢城・国府の多賀城とともに、玉造塞にも兵員が配置されていることが注目される。すなわち、この時に玉造塞は前線ではなかったものの、多賀城と胆沢城を結ぶ拠点として重視されていたことが分かる。大崎平野・石巻平野を陸上・河川交通で掌握し、有事に備えた前線の支援機能が付与されていたと考えられる(二二)。

以上、陸奥国側の北方進出をみると、最終的に拠点(多賀城)と前線(胆沢城)の距離が長くなり、その中間に支援体制を整備したことが確認できる。その機能を担ったのは、宮沢遺跡に比定される玉造塞であり、胆沢城までの距離は直線で約六三kmとなるが、交通の要衝に位置することになったことが注目される。なお、宮沢遺跡と伊治城の距離は三五里とする記述があり、柳澤和明氏は約一九kmと推算している(二三)。こうした計画性を持つ体制は、拠点と前線の距離が長くなっただけでなく、本格的な軍事行動が断続的に発生したことを背景とし、長期化した軍事環境の中で形成された特徴を持つ。

(三) 対隼人問題と鞠智城の関係

鞠智城と対隼人問題の関係については、文武二年(六九八)の改修が注目されてきている。発掘成果によると、【第II期】は七世紀末〜八世紀第一四半期前半に比定され、城内の建物が充実し、多くの人員の活動が想定されている(熊本県教育委員会二〇一一)。隼人との間での軍事行動をみると、大宝二年(七〇二)・和銅六年(七一三)・養老四年(七二〇)に発生しているため、時期的に符合している。さらに、鞠智城での活動が拡大していることは、軍事

行動に備えたものと理解することができる。

木村龍生氏は、鞠智城が後の薩摩国まで遠距離であり、隼人に対する拠点は熊本県南部に置かれるのが妥当であり、それでも鞠智城からは直線で約一〇〇kmも離れているため、鞠智城には後方支援の機能はないことを指摘する（木村二〇一四）。鞠智城は各方面への交通の要衝に立地（鶴嶋二〇一一）していたが、現実には前線までは離れすぎているだろう。なお、木村龍生氏は、鞠智城の物資が使用されたことまでは否定していない。

ここで陸奥国の軍事的空間を参照すると、対隼人問題の拠点は大宰府となり、前線は後の大隅国・薩摩国に相当する地域となる。その中間には支援体制が整備されたと考えられ、鞠智城が集積していた軍糧・武器が使用されたことは考えられる。特に、長期化した養老四年（七二〇）の軍事行動では、軍糧の出給をしていた可能性は高い。しかし、前線との距離をふまえると、隼人に対する直接的な拠点は、熊本県南部に置かれていたと考えるのが妥当である。すなわち、交通の要衝に位置した鞠智城は、隼人との関係が不安定化する状況において、本来は想定されていなかった副次的な機能を持たされた可能性がある。

しかし、隼人に対する直接的な拠点は、熊本県南部に求めるべきである。あくまでも鞠智城は間接的な拠点としては機能したが、直接的に隼人と接触していたのは、熊本県南部の拠点であったと考えるのが良いのではないだろうか。対隼人問題については、拠点（大宰府）と前線（薩摩国）の間に、間接的拠点（鞠智城）と直接的拠点（熊本県南部）の二段階の空間を想定したい。これまでの見解をみると、木村龍生氏が指摘する現実的な面が十分ではなく、後方支

援の意味が明確にされていなかった傾向がある。

なお、隼人との間の軍事行動は、養老四年（七二〇）を最後に発生しておらず、以後は不安定な状況は低下していったものと考えられる。発掘成果によると、鞠智城の【第Ⅲ期】は八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期に比定されている（熊本県教育委員会二〇一二）。この時期の城内建物は、小型礎石による礎石建物に変化するが、出土土器がほぼ無いことから活動の大幅な低下が想定されている。この現象について、強硬的な対隼人政策の放棄と連動する見解（菊池二〇一四）が注目されるが、本稿では対外防衛の体制との関係で論じてみたい。

三、八世紀における対外防衛問題と鞠智城

白村江敗戦により現出した対外防衛問題は、八世紀にも継承されることになった。新羅との外交で主に機能するように変化しただけではなく、新羅海賊問題にも継承されていくように、長期化した軍事問題としての性格がある。しかし、八世紀に入るまでにほとんどの古代山城は廃止され、対外防衛問題に古代山城の関与を認めることはできなくなる。この点に関する研究は少ないが、大高広和氏による対外防衛政策に関する研究がある（大高一〇一三）。本章では、八世紀における対外防衛の体制を分析することにより、鞠智城との関係を明確にすることを試みる。

（一）天平期の節度使体制

白村江敗戦後、古代山城による防衛体制が構築されたが、沿岸防衛の体制も整備されていたと考えられる。鈴木拓也氏は、北部九州

では防人が海岸を守備しており、外敵の侵入は海岸で食い止め、突破された場合は古代山城が機能したことを想定している（鈴木二〇一〇）。防人が配備されていない地域は、当初は国造が保有する兵力が担当していたと考えられる。八世紀に對外防衛の体制が変化したことは、天平期の節度使体制から確認することができる。

天平四年（七三二）八月、東海東山二道節度使・山陰道節度使・西海道節度使が任命される。この諸道節度使は天平六年（七三四）四月まで置かれ、総合的な軍事力を整備することにより、防衛体制を再編することが目的であった（坂本一九三二、北一九八四）。中央から節度使が派遣された理由は、決められた期間内に軍事力を集中的に整備するためであったと考えられる（中尾二〇一〇）。

なお、『続日本紀』天平六年（七三四）四月壬子条に「諸道節度使事既訖。於是、令_三国司主典已上掌_レ知其事_一。」とあり、節度使により整備された体制は国司に引き継がれ、国単位で機能する性格を持っていたことが分かる（原田一九九九、中尾二〇一〇）。また、東海東山二道節度使は對外防衛が任務ではないため、西方に有事が発生した際の支援地域として機能したと考えられている（北一九八四）。

節度使体制の基本施策は、『続日本紀』天平四年（七三二）八月壬辰条に記されており、軍団兵士の差発・訓練、武器の修理など、基礎的な軍事力の整備としての性格が強い_{（二四）}。一方、天平六年（七三四）の「出雲国計会帳」をみると、山陰道節度使に所管されていた出雲国での施策が確認できる_{（二五）}。特に、天平五年（七三三）に「備辺式」が下付_{（二六）}されており、防衛要綱が導入されたことが注目される。

この防衛要綱「式」は、複数の名称が確認できるものの、以降も

對外防衛の基本となったことが特徴である。『続日本紀』宝龜一年（七八〇）七月丁丑条の縁海警固令には、山陰道などは「天平四年節度使從三位多治比真人具守等時式」、大宰府管内は「同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式」により行なうことが指示されている。さらに、『続日本紀』天平宝字三年（七五九）三月庚寅条には、大宰府では「警固式」により警戒をしていることがみえる。その内容については、宝龜二年（七八〇）の北陸道に防衛要綱「式」が導入された措置からうかがえる。

【史料3】『類聚三代格』宝龜二年七月二十六日勅

勅、筑紫大宰、僻_三居西海_一、諸蕃朝貢、舟楫相望。由_レ是、簡_二練士馬_一、精銳甲兵、以示_三威武_一、以備_三非常_一。今北陸之道、亦供_三蕃客_一。所_レ有軍兵、未_レ曾教習。属_レ事徵發、全無_レ堪_レ用。安必思_レ危、豈合_レ如此。宜_下准_三大宰_一、依_レ式警固_上。（後略）

この【史料3】には、北陸道は「蕃客」（渤海使）に対応する地域であったことがみえ、渤海とは友好な関係であったものの、念のため警戒体制を整備することが目的であった。そのため、大宰府管内と同じように「式」による警戒を行なうことになった。後略とした箇所には、全六項からなる防衛行動が規定されている。その内容を整理すると、次のようになる。

- [1] 賊船の発見↓国内に警戒命令・中央に報告
- [2] 賊船の来襲↓「当界百姓」が戦闘
- [3] 集結地点を設定↓「兵士已上及百姓便_三弓馬者_一」の参戦↓

距離に応じた部隊編成

〔4〕賊船の来襲↓「戦士已上」の参戦↓「軍名」の作成↓部隊編成

〔5〕「国司以上」は私馬・駅伝馬の使用を許可

〔6〕従軍する「兵士・白丁」には「公糧」を支給

北陸道に導入された「式」は、賊船の発見を起点とした内容であり、現地の人による防衛行動を行なうとともに、国内から支援兵力を派遣することが定められている。ここには規定はないものの、戦闘がより拡大した場合は、他国からの支援も行なわれたものと考えられる。大宰府管内でも概ね同様の内容であったことが想定されるが、北陸道で機能するように変更が加えられている可能性もある。この点について、大宰府での防衛体制に独自の要素があったことは、次の天平宝字三年（七五九）の記事から確認できる。

【史料4】『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅条

大宰府言、府官所見、方有不_レ安者四_一。扱_二警固式_一、於_二博多大津、及_二壹岐・対馬等要害之処_一、可_レ置_二船_一。百隻以上、以_レ備_二不虞_一。而今无_レ船可用、交_レ關_二機要_一。不_レ安_一也。（後略）

この【史料4】からは、大宰府管内には「警固式」があることが確認でき、博多大津と壹岐嶋・対馬嶋の要所に船一〇〇隻以上を置き、緊急事態に備えていたことが分かる。ただし、この頃には必要数が置かれておらず、対外防衛の体制が弛緩していたようである。

この点をふまえると、この「警固式」には大宰府管内の独自要素が

存在し、対馬嶋・壹岐嶋の島嶼防衛が意識されていた。このように考えると、古代山城に関する措置が盛り込まれていた可能性を考える必要がある。

しかし、八世紀には中国式山城の怡土城が造営されるものの、廃止された古代山城が復活した形跡はない。また、新たに対外防衛を任務とすることになった山陰道でも、古代山城を設置する体制は構築されていない。大高広和氏は、藤原広嗣の乱にみえる鎮は、天平期に置かれた沿岸警備のための施設・組織と捉え、古代山城との関係は希薄であると理解している（大高二〇一三）。

この他、天平六年（七三四）の「出雲国計会帳」をみると、出雲国で弩を製作・配備_{（も）}していることが注目される。弩は大型の矢を発射する機械兵器であり、飛距離・殺傷力に優れているため、迎撃兵器として重視されたと考えられる（五十嵐二〇一二）。しかし、その製作・運用は容易ではなかったため、八・九世紀には弩師を設置することにより体制を整備している（後述）。文献史料から弩の製作・配備は確認しにくいのが、大宰府管内でも導入が進められていたと考えられる。

このように、八世紀の対外防衛は古代山城との関係が希薄化し、沿岸部に重点を置いた体制に移行していったものと理解できる。ただし、沿岸部を突破された場合、廃城となった古代山城を活用した可能性はある。このような状況では、鞠智城も利用されることもあったことは当然である。

（二）有明海防衛と鞠智城

古くから有明海は海上交通が活発であり、八代海・有明海から朝

鮮半島に向かうルートが存在が想定されている（熊本県教育委員会二〇一〇）。ただし、有明海は干満の差が大きい、高い航海技術を必要とする見解がある（木村二〇一四）。大型の軍船で侵攻してきた場合、有明海での軍事行動は容易ではなかったであろう。しかし、新羅使などの来航は大宰府に集中することもあり、有明海からの侵攻も発生しなかったため、有明海防衛の意識を読み取ることが難しい。

天平期に導入された防衛要綱「式」は、肥後国においても機能するべきものであったと考えられる。関連史料にみえるように、沿岸警備のための鎮が置かれ、迎撃兵器の弩が要所に配備されたことが想定される。そのため、鞠智城は直接的に對外防衛に関与せず、米穀の集積が行なわれていたと考えられる。

発掘成果によると、【第Ⅱ期】は七世紀末～八世紀第一四半期前半、【第Ⅲ期】は八世紀第一四半期後半から八世紀第三四半期に比定されており、大宰府の建物変遷との関連が想定されている（熊本県教育委員会二〇一〇）。この時期の様相をみると、【第Ⅱ期】の改修では防衛機能の強化が図られず（木村二〇一四）、【第Ⅲ期】には活動が低下することが指摘されている。

この点は、有明海防衛の意識が低いこと、天平期に再編された防衛体制の性格により、鞠智城が果たす軍事的役割が低下し、【第Ⅱ期】・【第Ⅲ期】の様相を反映しているのではないだろうか。このような軍事環境は、鞠智城の軍事的要素を洗練させることなく、脱落させていく要因となったといえる。九世紀に入ると新羅海賊問題が発生するが、鞠智城がどのような役割を果たしたのかを次章で考えていく。

四．九世紀の新羅海賊問題と鞠智城

九世紀の軍事的な特徴として、史料上に新羅人・新羅商人に関する記事が散見し、時として新羅海賊として認識される状況が発生した点が挙げられる。特に、人的・物的な被害が生じることもあり、現実に対応することが求められた問題であった。この新羅海賊の問題について、鞠智城との関係を指摘する見解がある（濱田二〇一〇、石井二〇一三、柿沼二〇一四、古内二〇一四）。この点について、八世紀における對外防衛の体制との関係もふまえ、九世紀における鞠智城の様相を考えていく。

（一）新羅海賊問題と有明海

日本と新羅の外交は、不安定な状況のまま宝龜十一年（七八〇）に終焉を迎えた。『類聚三代格』延暦十八年（七九九）四月三日太政官符には烽の停止措置がみえ、大宰府管内は対象外がとされているものの、「内外無事」という認識が示されている。しかし、新羅人の漂流・帰化は相次いでおり、伝統的な對外防衛の観念も意識された上で、警戒態勢は解除されなかったものと考えられる。

しかし、九世紀になると、新羅人との間で不安定な状況が発生するようになる。弘仁三年（八一三）の対馬嶋が賊船を認識した出来事^{二〇}、弘仁四年（八一三）の肥前国小近嶋における新羅人との戦闘^{二一}が確認できる。特に、貞観十一年（八六九）の新羅海賊による豊前国の年貢である絹綿の奪取^{二二}は、大宰府に近い博多津で発生したことから、強い危機感を抱かせたと考えられる。さらに、寛平六年（八九四）には対馬嶋に新羅海賊が襲来し、大規模な戦闘に

発展している(三二)。

この他、交易を行なう新羅商人との間でも、緊張を生じていたことが確認できる。『類聚三代格』承和五年(八三八)七月二五日太政官符をみると、壹岐嶋による弩師の設置申請に「今新羅商人往来不_レ絶。警固之事、不_レ可_二以_一暫忘。」と記されている。『類聚三代格』貞観一二年(八七〇)五月一九日太政官符には、出雲国による弩師の設置申請として、「新羅商船時到着。假令、託_二事商估_一来為_二侵暴_一。」とみえる。新羅商人も警戒対象として認識されていたことが確認できる。

また、九世紀には怪異記事が増加し、兵乱の予兆として認識されている。例えば、『日本三代実録』貞観一二年(八七〇)六月一三日条をみると、「大宰府言、肥前国杵嶋郡兵庫震動、鼓鳴_二二声_一。決_二之著龜_一、可_レ警_二隣兵_一。」とあり、新羅海賊が現実_二に脅威_一となっていたことが分かる。さらに続けて、「勅、令_二筑前・肥前・壹岐・対馬等国嶋、戒_二慎不虞_一。」と広域に警戒命令が出され、海上で行動する新羅海賊への対応の難しさがうかがえる。広域化した新羅海賊の問題は、肥後国にも波及していたことが確認できる。

【史料5】『日本紀略』寛平五年(八九三)閏五月三日条

大宰府飛駅使来傳、新羅賊於_二肥後国飽田郡_一、焼_二亡人宅_一。又於_二肥前国松浦郡_一逃去。即賜_二勅符_一、令_二追討_一之。

この【史料5】には、肥後国の飽田郡に新羅海賊が来襲し、人宅を焼いて逃げ去ったことが記されている。この前月には肥前国の松浦郡方面に新羅海賊が確認されており、同じ集団であった可能性が

ある(三三)。死傷者については不明ではあるが、新羅海賊の上陸を許していたことになる。さらに、『日本三代実録』貞観八年(八六六)七月一五日条には、山春永(基肆郡擬大領)・葛津貞津(藤津郡領)・大刀主(高来郡擬大領)・永岡藤津(彼杵郡人)らが、新羅人と内通していた記事がある。これらは肥前国の有明海方面の郡であるため、この頃から肥後国にも新羅人が来航し、交易などの活動をしてきたことが想定される。なお、貞観一五年(八七三)に渤海人、仁和元年(八八五)に新羅人が肥後国の天草郡に漂着している。この天草郡への漂着は、有明海方面に航海する状況があったことの参考となる出来事である。

(二) 肥後国における弩師の設置

新羅海賊に対する施策をみると、縁海諸国に弩師が設置されていることが注目される(第4図)。弩師の職掌は法的に規定されていないが、弩師の申請文言を整理すると、弩の製作・修理・教習と、実戦での指揮であったと考えられている(近江一九七九)。前章で述べたように、弩は大型の矢を発射する高性能兵器であり、弩師は単独で総合的な運用が可能な官職であったといえる。

弩師の設置については、第1表に整理した。八世紀には大宰府・鎮守府という東西の軍事拠点、九世紀初期には軍事的緊張の高い陸奥国・出羽国、その後は新羅海賊に備える縁海諸国に拡大していく(板橋一九五五)。承和五年(八三八)に壹岐嶋、嘉祥二年(八四九)に対馬嶋に置かれ、前線である両嶋の防衛が意識されている。しかし、その後は山陰道・北陸道方面に設置されていき、肥前国・肥後国は全体的に遅い傾向にある。このように、新羅海賊問題は広域化

したにもかかわらず、弩師の設置は同時に行なわれていないことが特徴である。特に、肥後国は昌泰二年（八九九）に設置されており、諸国の中で一番遅いことが注目される。

【史料6】『類聚三代格』昌泰二年四月五日太政官符

太政官符

応_下停_中史生一員_中置_中弩師_上事

右得_レ大宰府解_レ備、肥後国解_レ備、此国地接_レ海崖_一、防_レ備隣賊_一。雖_レ有_レ弩機_一、無_レ師講習。望_レ請、省_レ史生_一置_レ弩師_一者。府依_レ解状_一、謹_レ請_レ官裁_一者。左大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

昌泰二年四月五日

この【史料6】をみると、肥後国は「海崖」（有明海）に面しており、「隣賊」（新羅海賊）に備える地域であるとの認識が示されている。しかし、他国の申請文言にも散見されるように、弩を教習する体制がないことが問題とされている。肥後国には寛平五年（八九三）に新羅海賊が来襲しており、この出来事が弩師の設置につながったものと考えられる。

ただし、杵岐嶋・対馬嶋の弩師は、早い段階で設置されていることをふまえると、有明海を防衛する意識は低いものであったと考えられることができる。杵岐嶋・対馬嶋に大規模兵力を常駐させることは難しく、支援兵力の到着まで一定の時間を必要とするため、弩による防衛体制を必要としたのであろうか。肥前国では弘仁四年（八一三）に戦闘が発生しているが、弩師は元慶三年（八七九）に設置されている。九世紀における弩師は、国からの申請によって行



第4図 弩師の設置

なわれているため、現地の認識・判断に基づいたものである。肥前国・肥後国は、即座に弩師を置かなくても良いと判断していたのであろうか(111)。

延喜一四年（九一四）、三善清行が『意見一二箇条』を提出するが、弩師に適任者が補任されておらず、売官化が進んでいることが問題視されている(112)。板橋源氏は一〇世紀に弛緩を想定（板橋一九五五）しているが、九世紀代から弛緩は始まっていたと考えられる。弩の運用は容易ではないため、弩師は現実に機能していたのかは疑問な点も見受けられる。

(三) 九世紀における鞠智城の性格
九世紀の軍事問題である新羅海賊に対して、鞠智城はどのような役割を果たしていたのかを考えていく。発掘成果によると、【第Ⅳ期】は八世紀第四四半期〜九世紀第三四半期、【第Ⅴ期】は九世紀第四四半期〜一〇世紀第三四半期に比定されて

第1表 弩師の設置の展開

年		対象国	措置	典拠
天平宝字6年	762	大宰府	弩師1人を設置	『統紀』天平宝字6・4・辛巳条
宝亀年間	770～780	鎮守府	弩師1人を設置	『三代格』天長5・1・23格
延暦16年	797	大宰府	弩師1人の停止	『三代格』弘仁5・5・21格
9世紀初頭		陸奥国	弩師1人を設置	『三代格』大同5・3・1格
9世紀初頭		出羽国	弩師1人を設置	『三代格』弘仁3・11・15格
弘仁5年	814	大宰府	弩師1人を復置(史生1人廃止)	『三代格』弘仁5・5・21格
承和5年	838	壱岐嶋	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』承和5・7・25格
嘉祥2年	849	対馬嶋	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『統後紀』嘉祥2・2・庚戌条
貞観11年	869	隠岐国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三実』貞観11・3・7条 『三代格』貞観11・3・7格
貞観11年	869	長門国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三実』貞観11・12・2条 『三代格』貞観11・11・29格
貞観12年	870	出雲国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三実』貞観12・5・19条 『三代格』貞観12・5・19格
貞観12年	870	因幡国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』貞観12・7・19格
貞観12年	870	対馬嶋	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三実』貞観12・8・28条
貞観13年	871	伯耆国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』貞観13・8・16格
貞観17年	875	石見国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』貞観17・11・13格
元慶3年	879	肥前国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』元慶3・2・5格
元慶4年	880	佐渡国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』元慶4・8・7格
元慶4年	880	越後国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』元慶4・8・12格
寛平6年	894	能登国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』寛平6・8・21格
寛平6年	894	大宰府	弩師1人を増員(史生1人廃止)	『三代格』寛平6・9・13格
寛平7年	895	越前国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』寛平7・7・20格
寛平7年	895	伊予国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』寛平7・11・2格
寛平7年	895	越中国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』寛平7・12・9格
昌泰2年	899	肥後国	弩師1人を設置(史生1人廃止)	『三代格』昌泰2・4・5格
延喜3年	903	兵庫寮	弩師1人を設置	『三代格』延喜3・2・8格

※『統紀』…『統日本紀』 『統後紀』…『統日本後紀』 『三実』…『日本三代実録』 『三代格』…『類聚三代格』

いる（熊本県教育委員会二〇一一）。この時期の鞠智城には、大型の礎石建物による倉庫が確認できることから、倉庫施設としての性格が強くなっていたと考えられている。

すなわち、能登原孝道氏が指摘するように、防衛拠点としての機能はほぼなくなり、稲穀などの貯蔵・保管施設であったと理解することができる（能登原二〇一四）。また、貯水池跡より「秦人忍□五斗」と記銘された八世紀代の木簡が出土しており、菊池郡から米が納入（佐藤二〇一〇）されたと考えられており、菊池郡の正倉としての性格を強めていったことが想定される。

九世紀における対外防衛は、天平期に導入された防衛要綱「式」が継承され、沿岸防衛に重点を置いた体制であった。そのため、古代山城との関係は希薄であり、倉庫施設としての鞠智城は積極的に関与していたとは考えにくい。また、弩師の設置も沿岸防衛の強化であり、肥後国は大幅に遅れた設置となっている。日本海方面に比べると、有明海は緊迫した状況ではなかったことが想定される。

ただし、九世紀の鞠智城に関する記事には、武器庫である兵庫が鳴動したことが記されている。『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰条に「肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。」「日本文徳天皇実録」天安二年（八五八）六月己酉条に「又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉一字火。」「日本三代実録」元慶三年（八七九）三月一六日条に「又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。」とみえる。このような怪異記事は、先述したように兵乱の予兆を示すものである。

ここで注目されるのは、菊池城院・菊池郡城院と記されていることであり、城としての認識があることが重要である。この点は、兵

庫が鳴動していることから、城内に兵庫が置かれていたことと関係するであろう。指揮具であると考えられる鼓がみえるが、倉庫施設となっていた鞠智城に大量の武器が置かれていたとは考えにくい。

『類聚三代格』貞観一二年（八七〇）五月二日太政官符には、大宰府兵庫の武器は府司の交替時に点検し、大野城も同様に行うことが指示されている。この頃には鞠智城は大宰府の管轄下にはなく、武器も収蔵されていなかったことが想定される。

しかし、不動倉が置かれていたことに着目すると、鞠智城が軍事的機能を果たした可能性がある。正倉は満載となると国司・郡司により検封され、不動倉として非常時に備える役割を持つ。不動倉に収蔵された米穀は不動穀と呼ばれ、軍事的に出給された事例が確認できる。元慶二年（八七八）、出羽国の秋田城が俘囚軍に攻撃され、いわゆる元慶の乱が発生する。この時、出羽国は内陸部の体制を強化するため、現地判断で雄勝郡・平鹿郡・山本郡の不動倉を開き、これら三郡の良民・俘囚に支給している^{二五}。この措置を契機として戦況が好転し、不動穀が重要な役割を果たすことになった。

前章で触れたように、防衛要綱「式」には公糧を支給する措置がみえる。新羅海賊の行動が大規模になり、肥後国内から兵員の動員が拡大した場合、鞠智城に貯蔵されていた米穀が出給された可能性がある。当然のことながら、軍糧の出給は他の郡も行ない、鞠智城だけの機能ではない。また、不動穀の軍事的利用は、元慶の乱が大規模であったことに起因する。新羅海賊は大規模な兵力ではなく、長期間にわたる戦闘には発展しない傾向にある。そのため、鞠智城にまで波及したとは考えにくい。しかし、鞠智城が軍事的に機能する可能性は否定できず、軍糧の出給という機能を潜在的に持つ

ていたことは指摘できる。

おわりに

西海道の軍事環境は、全体的にみると軍事力を維持することは難しい性格を持っている。対隼人問題は軍事行動を伴ったが、八世紀中期には安定化するように長期化しなかった。また、新羅海賊問題は、蝦夷・隼人に比べると大規模なものではなかった。西海道の基本問題である対外防衛は、結果的に海上監視を基本にしたように、現実に緊張を伴うものではなかった。

当初、鞠智城は軍事施設としての機能を持っていたが、こうした軍事環境の中で次第に軍事的要素を脱落させていった。対隼人問題においては、前線との距離から間接的に関与した。また、有明海防衛は緊張感が低く、天平期に防衛体制が転換されたこともあり、鞠智城は軍事施設としての性格を失っていく。古代東北の城柵は、【A段階】造営および改修、【B段階】機能変化を伴う大幅な改修・改造、【C段階】建物数の減少、【D段階】建物配置の定型崩壊・消滅の変遷をたどる（八木二〇〇一）。すなわち、前線移動や緊張低下などにより、蝦夷に備える必要がなくなると、城柵の機能は消滅していくのである。この様相をふまえると、鞠智城は廃止されるべきであろう。

発掘成果による【第Ⅲ期】以降は、倉庫施設としての性格を強めていったと理解（能登原二〇一四）されており、鞠智城の高い集積機能を活用することにより、菊池郡の正倉に転用されたといえるだろう。このように考えると、鞠智城は現実の状況に対して、柔軟性を持った運用がなされていたと評価できる。軍事問題は発生しない

と分らない点が多いが、鞠智城に集積されていた米穀は、軍糧として出給される可能性があった。緊急事態が発生した場合、一時的ではあったとしても軍事機能を發揮することはあり得たのである。

壬申の乱において、高安城・三尾城は軍事拠点として使用^{二六}されており、本来想定されていない軍事問題で使用されている。簡単にいえば、そこにあるから使ったことになる。鞠智城の場合、現実的な軍事的緊張の中に置かれなかったため、菊池城院として城として意識されつつ、倉庫施設として姿を変えることになった。このように、鞠智城は軍事施設として設置されたものの、倉庫施設に変化した特異な施設であり、他の古代山城や城柵にはみられない特殊性を持っている。

注

(一) 日本と新羅の関係について、本稿では石井二〇〇三の成果により述べる。

(二) 新羅の外交姿勢が強硬化していく中で、日本側の姿勢も強硬化していたことは、天平九年（七三七）の新羅征討論の浮上や、天平宝字年間の藤原仲麻呂による新羅征討計画の発動からうかがえる。

(三) 『続日本紀』宝龜五年（七七四）五月乙卯条には「比年新羅蕃人、頗有^{二七}来着。」と記され、帰化を申請する新羅人が多く来航していたことが分かる。なお、対外防衛問題という枠組の中に、漂流・帰化する人々を組み込むのは妥当性を欠くが、警戒するべき存在であることには変わらないことを断っておく。

(四) 隼人について、本稿では中村二〇〇一、永山二〇〇九の成果により述べる。

(五) 『大日本古文書』編年文書一、二二頁を参照。

(六) 『統日本紀』天平二年(七三〇)三月辛卯条に「大宰府言、大隅・薩摩兩國百姓、建_レ国以來、未_レ曾班田_ニ。其所_レ有田悉是墾田。相承為_レ佃、不_レ願_ニ改動_ニ。若從_ニ班授_ニ、恐多_ニ喧訴_ニ。於是、随_レ旧不_レ動。各令_ニ自佃_ニ焉。」とあり、律令制支配に重要な口分田の班給が断念されている。

(七) 鞠智城と対隼人問題の関係を指摘する見解は、木崎二〇一四に整理されている。その他、菊池二〇一四、古内二〇一四も隼人との関係を重視している。

(八) 対蝦夷政策について、本稿では熊谷二〇〇四、鈴木二〇〇八の成果により述べる。

(九) 出羽国の場合、天平五年(七三三)に出羽柵が秋田村に一気に北進したように、陸奥国に比べると計画性を見出すことは難しい。その理由として、陸奥国に比べて蝦夷の勢力が小さかったことが想定される。

(一〇) 宮沢遺跡の造営時期は、軍事的緊張が高まった八世紀後期であると考えられる。この頃の前線は、伊治城(栗原平野)であるため、蝦夷の朝貢が行なわれる地域ではない。外郭施設が堅固であること、政庁が検出されていないこともふまえると、他の城柵とは異なり純粹な軍事施設としての性格が強いことが想定される。塞の名称が使用されるのは、他に出羽国の「大室塞」(『統日本紀』宝龜一一年二月庚子条)だけである。

(一一) 石巻平野には桃生城が置かれていたが、宝龜五年(七七四)の海道蝦夷による攻撃で焼失し、以後は再建されなかったため、玉造塞の果たした役割は大きいと考えられる。

(一二) 鈴木拓也氏は、承和六年(八三九)を最後として固有の城柵名がみえなくなり、以後は多賀城を国府、胆沢城を鎮守府と呼ぶようになり、陸奥国の城柵は二城のみになったことを指摘する(鈴木一九九八)。玉造塞の廢

止時期は不明であるが、『統日本後紀』承和六年四月丁丑条に「又胆沢・多賀兩城之間、異類延蔓、控弦数千。」とあるため、これ以降の九世紀中期頃であろうか。

(一三) 『日本後紀』延暦一五年(七九六)一月己丑条には「陸奥国伊治城・玉造塞、相去卅五里。中間置_レ駅、以備_ニ機急_ニ。」とあり、伊治城と玉造塞の距離が分かる。柳澤和明氏は、この三五里を約一九kmと算出し、兩遺跡の距離と合致することを指摘している(柳澤二〇〇七)。

(一四) 全六項からなる勅であり、「1」兵器・牛馬の売買禁止、「2」幕・釜の確保、「3」軍団兵士の差発・兵器の修理・船の造営、「4」粗・焼塩の生産、「5」筑紫の軍団兵士・白丁の優遇措置、「6」博士による教習・軍団兵士の試練に整理することができる。

(一五) 北啓太氏の整理によると、「1」幕の造作、「2」弩の製造・配備、「3」綿甲の製造、「4」その他兵器の製造・修理、「5」兵士の節度使の下での試練、「6」儲士の差発、「7」烽の設置、「8」備辺式の下付、「9」鉦の下付となる(北一九八四)。

(一六) 天平五年(七三三)二月一六日発送の節度使符(『大日本古文書』編年文書一、五九四頁)を参照。

(一七) 天平六年(七三四)二月一五日発送の節度使符(『大日本古文書』編年文書一、五九五頁)などを参照。

(一八) 『日本後紀』弘仁三年(八一二)正月甲子条を参照。

(一九) 『日本紀略』弘仁四年(八一三)三月辛未条を参照。

(二〇) 『日本三代実録』貞觀一一年(八六九)六月一五日期を参照。

(二一) 『扶桑略記』寛平六年(八九四)九月五日条を参照。

(二二) 『日本紀略』寛平五年(八九三)五月二日条を参照。

(二三) 大宰府管内の特徴として、伝統的に対外防衛を任務としたことが挙げ

られ、他の地域よりも防衛体制の蓄積があり、山陰道・北陸道に比べて体制が維持されていたとする認識があつたのであろうか。杵岐嶋・対馬嶋は、対応が難しい島嶼防衛であると理解できるが、弩師の設置は大局的に分析する必要があり、今後の課題として設定する。

(二四)『意見二箇条』の第一〇条に「請_レ停_下以_レ贖_レ勞人、補_レ任_レ諸国檢非違使及弩師事」の項目が提示されている。

(二五)『日本三代実録』元慶二年(八七八)七月一日条を参照。『日本三代実録』元慶四年(八八〇)二月二十五日条には、「又不動殺六千二百九石七斗、給_三郡狄俘八百三人。」とある。また、『日本三代実録』元慶五年(八八一)八月一四日条には、「義従俘囚及諸郡田夷并渡嶋狄等」に不動殺三二四七斛五斗を支給したことが記されている。

(二六)『日本書紀』天武元年(六七二)七月辛亥条・天武元年(六七二)七月壬子条を参照。

参考文献

- 五十嵐基善 二〇一二 「古代日本の弩に関する基礎的考察」『文学研究論集』三七 明治大学大学院文学研究科
- 五十嵐基善 二〇一四 「年料器仗制の軍事的意義について―除外国の論理を中心として―」『日本古代学』六 明治大学日本古代学教育・研究センター
- 石井正敏 二〇〇三 『東アジア世界と古代の日本』 山川出版社
- 石井正敏 二〇一三 「東アジア史からみた鞠智城」『ここまでわかった鞠智城』 熊本県教育委員会
- 板橋 源 一九五五 「鎮守府弩師考」『岩手大学学芸学部研究年報』八一―一 岩手大学学芸学部学会
- 近江昌司 一九七九 「本朝弩考」『國學院雑誌』八〇―一一 國學院大學

大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一 熊本県教育委員会

岡田茂弘 二〇一〇 「古代山城としての鞠智城」『古代山城鞠智城を考える』 山川出版社

小田富士雄 一九九三 「熊本県・鞠智城をめぐる諸問題」『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集―』 潮見浩先生退官記念事業会

大日方克己 二〇一四 「日本古代における弩と弩師」『社会文化論集』一〇 島根大学法文学部

柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』一一 熊本県教育委員会

菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城―『繕治』と列島南部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

木崎康弘 二〇一四 「鞠智城選地論」覚書『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会

北 啓太 一九八四 「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻 吉川弘文館

木村龍生 二〇一一 「鞠智城跡の古墳時代後期後半の集落について」『熊本古墳研究』四 熊本古墳研究会

木村龍生 二〇一四 「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』 熊本県教育委員会

熊谷公男 一九九二 「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四 東北学院大学東北文化研究所

熊谷公男 二〇〇四 「蝦夷の地と古代国家」 山川出版社

熊本県教育委員会 二〇一一 『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―三二次調査報告―』 熊本県教育委員会

坂本太郎 一九八九 「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」『坂本太郎著作集』七 吉川弘文館 初出一九三二年

坂本経堯 一九七九 「鞠智城址に擬せられる米原遺跡について」『肥後上代文化の研究』坂本経堯先生著作集刊行会 初出一九三七

笹山晴生 二〇一〇 「鞠智城と古代の西海道」『古代山城鞠智城を考える』山川出版社

佐藤 信 二〇一〇 「古代史からみた鞠智城」『古代山城鞠智城を考える』山川出版社

佐藤 信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会

進藤秋輝編 二〇一〇 『東北の古代遺跡―城柵・官衙と寺院―』高志書院

鈴木拓也 一九九八 「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」『古代東北の支配構造』吉川弘文館

鈴木拓也 二〇〇八 『蝦夷と東北戦争』吉川弘文館

鈴木拓也 二〇一〇 「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一―四 古代学協会

鶴嶋俊彦 二〇一〇 「古代官道車路と鞠智城」『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

中尾浩康 二〇一〇 「天平期の節度使に関する一考察」『続日本紀研究』三八八 続日本紀研究会

能登原孝道 二〇一四 「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会

濱田耕策 二〇一〇 「朝鮮古代史からみた鞠智城―白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ―」『古代山城鞠智城を考える』山川出版社

原田 諭 一九九九 「天平の節度使について」『続日本紀研究』三二一 続日本紀研究会

本紀研究会

古内絵里子 二〇一四 「日本における古代山城の変遷―とくに鞠智城を中心として―」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

古川市史編さん委員会 二〇〇六 『古川市史』六 古川市

八木光則 二〇〇一 「城柵の再編」『日本考古学』一一 日本考古学協会

柳澤和明 二〇〇七 『玉造柵』から『玉造塞』の名称変更とその比定遺跡―名生館官衙遺跡Ⅳ期から宮沢遺跡へ移転―』『宮城考古学』九 宮城考古学協会

李進熙 一九七七 「朝鮮と古代の山城」『城』社会思想社

挿図出典
第1図 伊藤武士二〇〇六 『秋田城跡』(同成社)

第2図 柳澤和明二〇〇七

第3図 古川市教育委員会一九九六 『名生館官衙遺跡XVI』

第4図 筆者作成

第1表 筆者作成

八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院

清田 美季

はじめに

九州から瀬戸内を中心とした西日本には、七世紀後半の東アジアにおける軍事的緊張を背景に古代山城が築かれた。その多くは八世紀前半までには役割を終えて廃絶するが、西海道の大野城・基肄城・鞠智城は管理が続けられた。白村江の戦い後の唐・新羅の襲来という差し迫った脅威が去った後の八・九世紀の鞠智城について、本稿では寺院との関係から考えてみたい。

古代山城と寺院について最も注目される事例は、大野城とその山中に建立された四王寺である。八世紀後半、大野城には緊張関係にあった新羅への対応として、護国の力が期待された四天王像を安置する寺院が建立された。当初から寺院を城内もしくは近隣に建設することを前提として山城を構築している事例は現在までのところ確認することはできないが⁽¹⁾、少なくとも四王寺建立と同時期まで機能していた古代山城については、大野城と同様に寺院が設けられた可能性がないのか検討する必要がある。鞠智城内に仏教施設が存在した可能性はないだろうか。

また、鞠智城の周辺には現在塔心礎が残る十蓮寺跡があるが、鞠智城との関係はどのようなものだったのだろうか。この点を検討するには、他の一般的な全国の郡家遺跡や東北地方の城柵とその周辺寺院との関係が比較対象として参考になると考えられる。播磨城山

城や備中鬼ノ城のように古代山城の周辺に白鳳期の寺院が存在する例もあるが、瓦が共通するなどの明確なつながりは確認できない。そうした山城周辺の寺院については今回は考察の対象としないものとする。

一・古代山城と寺院

(一) 大野城と四王寺

山城が築かれた後に寺院が建てられた例としては、大野城内に建てられた四王寺がよく知られている。多くの古代山城が機能を停止するなかで、基肄城・鞠智城とともに維持管理が続けられた大宰府北方の大野城では、築城時を彷彿とさせる新羅との関係悪化を背景に、新たな施設として寺院が創建された。

宝亀五年(七七四)、新羅が日本に対して行っていたとされる呪詛への対策のために、「新羅に直る高顕浄地^{あた}」が選ばれて大野城内に四天王それぞれの堂が設けられ、一体ごとに一人の僧が配置されて法会を行うこととなった⁽²⁾。藤原仲麻呂による新羅征討計画が天平宝字八年(七六四)の仲麻呂失脚により頓挫して以降は、日本と新羅との関係が目立った問題は確認できないが、依然として一定の緊張状態にはあったものと推測される。四王寺創建の官符が出された翌日には、大宰府に入った新羅使が服属国としての礼をとらな

かったことからそのまま帰国させられており^(三三)、新羅使来着より四王寺創建官符が史料の日付上は一日先行することになるものの、この頃の新羅との緊張関係が形となって表れたのが四王寺創建や新羅使放還だったのではないか。

四天王法は厄災を祓い国家鎮護を祈願する修法で、新羅の呪詛への対応として適していると判断されたのであろう。四天王は東方の持国天、南方の増長天、西方の広目天、北方の多聞天^(三四)の四体一組で、現在城内の尾根上にそれぞれの堂が存在したと想定される場所は、安置された仏像の名を冠して呼ばれている。礎石群や井戸跡などが確認されている場所もあるが仏堂跡と確定している遺構はなく、寺院創建期の様相は不明である。延暦二〇年(八〇一)に一旦寺院としては廃止されて仏像や什物等などは麓の筑前国分寺へと移動されるが^(三五)、まもなく大同二年(八〇七)には戻された^(三六)。このときは僧の配置は行われなかったが、二年後に四天王法が再開され寺院としての機能を取り戻すことになった^(三七)。さらに弘仁二年(八一―)には新たに釈迦如来像も置かれていた^(三八)。四天王法が再開された場所が「鼓峰」、釈迦安置場所は「鼓岑」と見えることから、四天王像・釈迦如来像ともに「鼓峰(鼓岑)」に安置されたものと考えられるが、具体的な場所は不明である。

その後の四王寺については、仁寿三年(八五三)五月に、観世音寺、弥勒寺(宇佐八幡宮の神宮寺)、四王院(四王寺)、香椎廟、大宰府管内の国分寺で大般若経が読まれている^(三九)。これは同年四月頃から流行していた天然痘への対策の一環として行われたものである^(四〇)。同年九月には天然痘患者に対して大宰府から賑給が行われており^(四一)、西海道でも流行していたことが確認できる。貞観八年

(八六六)二月には阿蘇大神の怒気によって疫病の流行や隣国との兵乱の脅威が心配されたため、四王寺で金剛般若経と般若心経の転読が行われている^(四二)。これに類する出来事として、時代は降るが万寿三年(一〇二六)には、宇佐八幡宮で起きた奇怪な事件から、兵革などを警戒して東海・東山・山陰・山陽・南海道では国分寺での仁王般若経転読を、西海道では国分寺に加えて四王寺も仁王般若経の転読が命じられている^(四三)。四王寺は当初は新羅への対応から建立されたが、その後は国家安泰を妨げる様々な国内での事象への対応にもあたっていたことがわかる。弘仁二年に釈迦如来像が追加されたことで、四天王法以外にもより多様な法会に対応できる寺院になったのであろう。天慶六年(九四三)には、四王寺で仏像・堂舎が鳴動したため伊勢神宮に奉幣が行われたこともあった^(四四)。こうした怪異への対応や四王寺自体の鳴動は特筆するべきこととして史料に残されたもので、これら以外にも、春秋二回の四天王法勤行などは恒常的に行われていたと考えられる。

大野城と同じく大宰府の防衛のために築かれた基肄城に関しても、山城と寺院が併存したのかは不明だが、城内に仏堂が存在した可能性がある。明確な遺構は存在せず、文献史料上からも確認できないが、山村信榮氏は「坊中山」「城山千坊」「伽藍座」「鐘撞」など、仏教との関連を思わせる地名が城内に存在していることから^(四五)、何らかの仏教施設が存在した可能性を指摘する(山村一九九八)^(四六)。ただしそれらの地名がいつ頃から存在するかは不明で、今後の調査・研究の進展が期待される。

他の古代山城については、廃絶する以前に城内に寺院を伴っていた痕跡は確認できていない。七世紀後半の唐・新羅襲来の可能性と

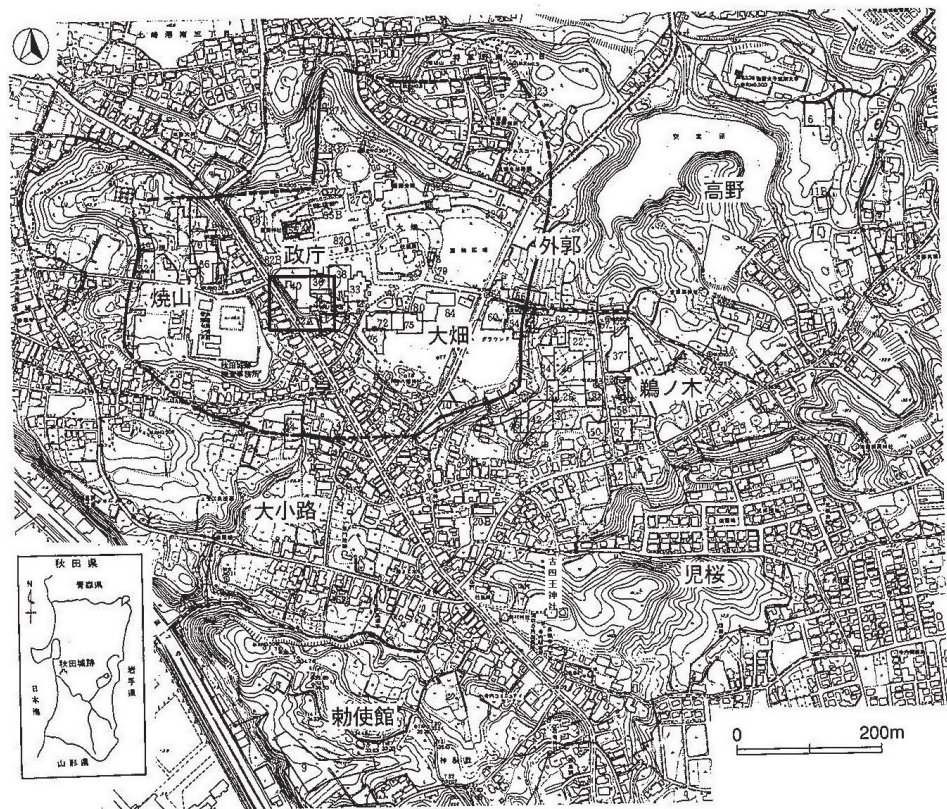
いう対外的な危機に対して、寺院を建立し国家の鎮護を祈願することとはあり得たと考えられるが、山城ですら未完成のまま廃絶に至った可能性も指摘されており（亀田二〇一四）、多くの山城では寺院が建立されることなく廃絶を迎えたのではないか。よって古代山城と寺院の関係を考えるにあたって、八世紀以降も山城としての機能を維持する中で大野城に建立された四王寺の存在は大変重要なものであると言える。

ここで注目されるのは、四王寺の建立は出羽国の秋田城、またその他日本海側の諸国でも確認できることである。これらの四王寺（四天王寺）建立にはどのような背景や意図があったのだろうか。

（二）秋田城と四天王寺

七世紀から九世紀にかけて、東北地方では蝦夷征討が行われ城柵が築かれた。これまで東北地方の城柵と西日本の古代山城とは機能を異にするものと考えられ、別個のものとして扱われてきた（進藤二〇一〇）。すなわち、城柵は政庁をもつ当該地域の政治の中心で、政庁の発見されていない西日本の山城とは根本的に機能が異なるものである。しかしほぼ同時期の古代国家によって築かれた防衛に関わる施設という共通点があり、特に八世紀半ば以降は双方とも「城」と表記され、国家にとって一定の共通する認識があったことは確かである。

和銅二年（七〇九）を初見とする出羽柵は、和銅五年（七一二）の出羽国新設を経て、天平五年（七三三）に秋田村高清水岡に移され、やがて秋田城と称されるようになった。以後二百年ほど出羽国の軍事・行政の中心施設として維持された秋田城には、大野城と同



第1図 史跡秋田城発掘調査位置図

じく四天王を祀る堂舎が設けられ、現在秋田城跡の近隣の秋田市寺内には古四王神社が鎮座している。

秋田城の四天王寺の初見記事は天長七年（八三〇）正月癸卯（廿八日）条（二）で、出羽国を襲った地震により「四天王寺丈六仏像」と「四王堂舎」が倒壊したとある。秋田城跡でこれに該当すると考



第2図 多賀城・大崎平野周辺古代遺跡地図

えられている遺構は、外郭の外側南東部に隣接する鶉ノ木地区建物群(七七)で、八世紀末から九世紀第II四半期にかけて堂舎風の建物が整備され、「寺」「玉寺」などの墨書土器も出土しており、寺院であった可能性が高い(伊藤二〇〇六)(七七)。寺院創建が八世紀末であるならば、ちょうどこの頃は宝龜五年(七七四)の蝦夷の蜂起から始

まった、いわゆる三十八年戦争の時期にあたり、秋田城もその混乱のさなかにあった。そうした不穏な状況の克服、ひいては国家鎮護を祈るため、秋田城でも四天王寺が創建されたのであろう。

このように、大野城の四王寺創建ともあまり遠くない時期に秋田城での四王寺の建立が確認できたが、東北地方の他の城柵と寺院という観点から、陸奥国府であった郡山遺跡・多賀城とその付属寺院について触れておきたい。

古代国家は蝦夷に対して、軍事行動による制圧だけでなく、朝貢と饗応による服属儀礼を実施し、儒教や仏教による教化を重視して支配をより強固なものとした。そのために寺院の建立や俘囚の得度などが行われた(平川一九九二)。

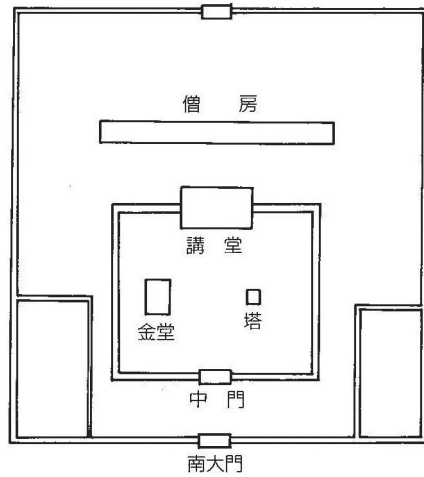
郡山遺跡(宮城県仙台市)は、七世紀半ば頃から営まれた第一期と、七世紀末から八世紀初頭にかけて営まれた第二期の官衙が発見されている。第二期官衙は多賀城創建前の陸奥国府と考えられ、この第二期官衙の南方に隣接して営まれたのが郡山廃寺である。郡山廃寺は多賀城廃寺の前身寺院と考えられ、城柵に付属する寺院としての機能が多賀城廃寺に移った後も、発見される遺物の状況から、八世紀中葉頃までは存続していたと考えられている。

多賀城(宮城県多賀城市)は多賀城碑に神龜元年(七二四)の創建と記され、発掘調査の結果もこの記載と矛盾しない(平川一九九三)。多賀城廃寺は多賀城の南東一キロほどの台地上にあり、多賀城創建瓦と同じものを用いて造営された。伽藍配置は観世音寺式で、東側に塔(二九)、西側に金堂をもつ。多賀城廃寺より西に二キロ程度離れた山王遺跡から「観音寺」と記された墨書土器が発見され、付近に「観音寺」の可能性のある寺院は多賀城廃寺しか存在し

ないことから、多賀城廢寺の本来の寺院名は「観音寺」であった可能性が指摘されている（平川二〇〇〇）。またここからさかのぼって、多賀城廢寺と同様の伽藍配置を持つ郡山廢寺についても観音寺という寺院名であったと推測されている（今泉二〇〇六）。

このように、郡山廢

寺・多賀城廢寺は陸奥国府と密接な関係をもちながら運営された寺院である。伽藍配置・寺院名などを考えると、大野城や秋田城ではなく、西海道の政治の中心であった大宰府と、護国の力が期待された筑紫観世音寺（菱



第3図 観世音寺伽藍配置

田二〇〇五)との関係と比較するべきものであると言え、本稿ではこれ以上の詳論は控えたい。

秋田城では厄災を祓う四天王寺の建立によって護国の一助となることを祈願していた。大野城の四王寺とは祓われる厄災の内容が蝦夷なのか新羅なのかという相違はあるものの、国家鎮護を願って四王寺が建立されていたのである。

(三) 日本海側諸国の四王寺

四王寺が建立されたのは、秋田城だけにとどまらない。秋田城以外の日本海側諸国でも、特に九世紀後半以降、積極的に四王寺が建

立されている。また、現在秋田城跡の近隣に古四王神社が存在し、出羽国内に点在する古四王神社の起源が四天王寺や四王堂であると考えられること（虎尾一九八九）、置賜郡家ないしその関連施設である道伝遺跡から九世紀後半の四天王法の実施に関係するかと推測される木簡が出土し（平川一九八四）、出羽国内では秋田城以外でも四天王法が修されていた可能性がある。

貞観年間以降には、日本海側の諸国にも四天王を祀る堂舎が建てられたことが史料にみえる。その始まりとなったのは貞観九年（八六七）^(一〇)、伯耆^(一一)・出雲^(一二)・石見^(一三)・隱岐^(一四)・長門^(一五)に四天王の仏画を配布したことである^(一六)。元慶二年（八七八）には因幡・伯耆・出雲・隱岐・長門で兵士の訓練と武器の修繕を行い、四天王像の前で調伏法が実施されている^(一七)。この他にも、金沢市には「四王寺町」の地名が残り、また四王寺町の立地も日本海や河北潟を見下ろす尾根上に位置していることから、加賀国にも四王寺が建立された可能性が高い（鈴木一九九八）。

こうしたことから三上喜孝氏は出羽から北陸、山陰、西海道の至る日本海側諸国で広く四天王法が修されていたこと、それも国単位ではなく郡単位にまで浸透していた可能性があることを指摘している（三上二〇〇四・二〇〇五）。日本海側では、現在史料で確認できる以上に、活発に四天王法が行われていた可能性がある。

しかし四王寺建立の動きは全国的に見られるわけではない。本尊が判明している古代寺院跡は少なく、史料上の制約という面もあるが、釈迦如来像や観音菩薩像などを本尊としてその周りに四天王像を配置するのではなく、四天王像を本尊とする寺院は他には確認できない^(一八)。

こうした日本海側での四王寺創建の動きの背景にあったのは、九世紀後半に活発化した新羅海賊の脅威である。日本海側の諸国は海を挟んで新羅と向かい合い、特に西海道では新羅海賊による略奪の被害をたびたび受けており、その対策が求められていたと考えられる。

貞観五年（八六三）には石見国に新羅人の船が漂着し^{二七}、貞観六年から七年には陰陽寮や天文博士から兵乱と疫病の流行への警戒が説かれ^{二八}、貞観八年には肥前国基肄郡の人が新羅に武器製造技術を供与し対馬襲撃を計画したとして処罰されている^{二九}。貞観九年に伯耆・出雲・石見・隠岐・長門の五カ国に四王寺が創建されたのはそうした中でのことであつた。同年一二月には宇佐八幡宮と北陸道諸国（若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡）に対して仏名会に使用する一万三千仏の仏画を配布している^{三〇}。悔過を行つて滅罪を祈ることで新羅海賊の脅威から逃れようとしたものである。特に政府にとつての衝撃が大きかつたのは、貞観十一年（八六九）五月の新羅海賊船二隻が博多湾へ侵入し、豊前国からの調の絹・綿が略奪された事件^{三一}で、一二月にはこの事件が、大宰府の政庁・門楼・兵庫の上に大鳥が現れた怪異や、肥後国の水害とともに伊勢神宮に報告されている^{三二}。他にも、貞観から元慶年間にかけては新羅海賊への警戒措置として警備強化が図られ^{三三}、日本海に面した諸国から兵庫などの鳴動報告が相次いだ^{三四}。

以上のように、八世紀後半に新羅の呪詛への対抗として建立された大野城の四王寺は、後に広く国家安泰のための妨げとなる事象を退けるために運営されるようになった。同時期かやや遅れる程度の時期には秋田城には蝦夷との戦乱を背景に四天王寺が建立されたと

みられる。そして九世紀後半には、新羅海賊の活動活発化を受けて日本海側諸国に広まった。新羅海賊への対抗策として四天王法による調伏祈願が有効であると考えられていたのである。

後述するように、鞠智城の存在する肥後国でも九世紀後半には緊張が高まつていたと考えられる。そこで、大野城に四王寺が建てられた八世紀後半や、日本海側を中心に新羅海賊の脅威が迫り四王寺が建てられた九世紀後半以降における鞠智城の様相について、寺院建立という面から検証していきたい。

(四) 鞠智城内の寺院

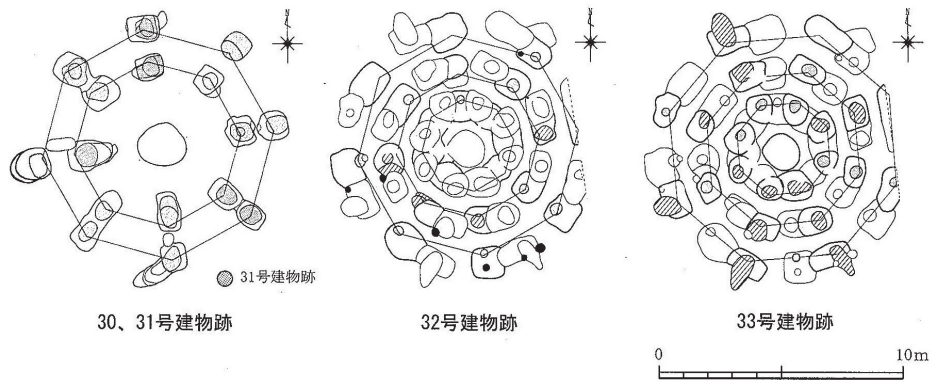
鞠智城内で出土した仏教関連の遺物としては、貯水池より出土した銅製菩薩立像が挙げられる。しかしこれは高さ一〇センチにも満たない小さな念持仏で、個人の崇拜物であろう。収納するための厨子が存在した可能性はあるが、この仏像を本尊とする仏堂が設けられていたとは考えにくい。

鞠智城内で仏堂の可能性がある建築物としては、二カ所で出土している八角形建物がある。現在、そのうちの棟が三層の鼓楼として復元されているが、他の現存する八角形建物や現在確認されている八角形建物跡の多くは仏堂と考えられるため、鞠智城内の八角形建物跡についても仏教関連施設であつた可能性がないか検討したい^{三五}。

八角形建物は、掘立柱建物の三二・三二号建物が、火災などのために失われ、短期間のうちにほぼ同じ場所に礎石建物三〇号・掘立柱建物三三号に建て替えられている。この二棟の八角形建物は、鞠智城が繕治された六九八年^{三六}以降に建てられ、鞠智城の変遷時期

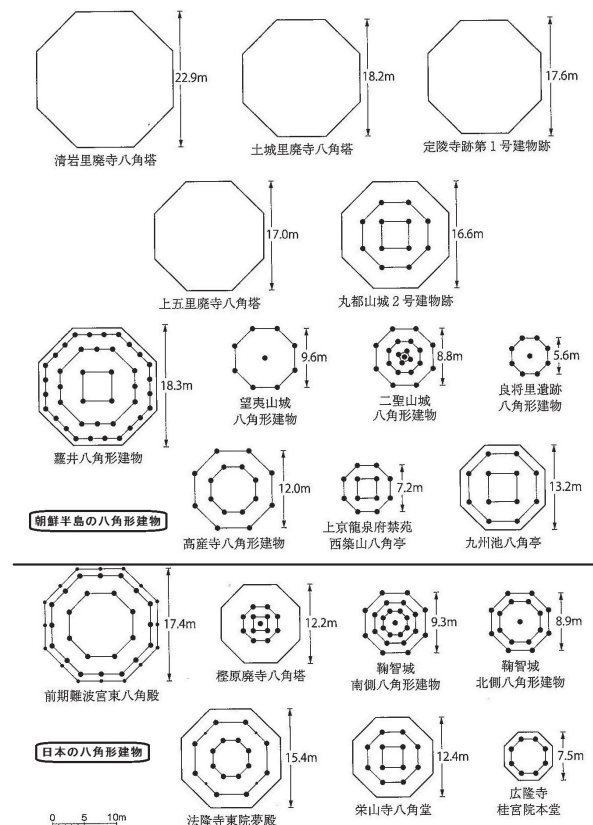
区分のⅡ期（七世紀末から八世紀初頭）からⅢ期（八世紀第一四半期後半以降）にかけて存在したと考えられており、大野城に四王寺が作られた時期には鞠智城内の八角形建物は廃絶していた可能性が高い。八角形建物が存在した七世紀末から八世紀第一四半期は、土器の出土量から、鞠智城に人が常駐し最も活発に活用されていた時期と考えられている。八世紀第二・Ⅲ四半期は土器が出土しないことから人が常駐して城内で生活していた可能性は低い。掘立柱建物がより長期間の利用に耐えられる礎石建物に変更されていることから、この頃鞠智城の管理体制に何らかの変化があったものと考えられ、八世紀第二・Ⅲ四半期には八角形建物自体は存続していた可能性もある。また一棟のみ礎石建物に改められたことからすれば、二棟の用途はそれぞれ異なっていたのかもしれない。

この二棟の八角形建物には心礎が存在し、その廻りを三〇・三一号建物は二重、三二・三三号建物は三重に礎石・柱が囲む構造になって



第4図 鞠智城八角形建物跡

いる。外径が一〇メートルに満たない程度の建物であることを考慮すると、内部は柱が密集して非常に狭く、仏像を安置するには適しているとは言いがたい。現存する八角形の仏堂である法隆寺夢殿^(三七)、栄山寺八角堂^(三八)、興福寺北円堂^(三九)・南円堂^(四〇)などでは、心柱を入らず、堂内の中央部分に本尊を安置できる場所を確保している。仮に鞠智城内の仏堂に安置される本尊が単体の仏像ではなく大野城のように四天王像であった場合、もしくは絵画であった場合などは、堂内に分散するなどして安置することができたかもしれないが、やはり狭く見栄えも悪い。仏堂ではなく塔だった可能性もあるが、広大な敷地になぜ仏塔のみの建立なのかという問題もあり、決め手を欠く^(四一)。以上から、鞠智城内に仏教関連施設が存在した可能性は低いと考える。文献史料の面からも、八世紀後半創建の大野城の四王寺や九世紀



第5図 古代東アジア八角形建物比較図

後半創建の日本海側各地の四王寺のように、新羅への対応として鞠智城に四天王像が祀られた形跡は確認することができない。

八世紀第Ⅱ・Ⅲ四半期の鞠智城は、城内に礎石建物が出現し、第Ⅳ四半期にはその礎石建物が大型化することが確認されているが、建物の用途は倉庫であったと考えられる（熊本県教育委員会二〇一二）。大野城では宝龜五年（七七四）に新羅対策として四王寺が建立されたが、鞠智城ではそういった新羅対策の要素を見いだすことはできない。

新羅海賊の襲撃が起こるのは貞観年間以降だが、鞠智城では、それ以前の天安二年（八五八）^{（四三）}の三例と、以後の元慶三年（八七九）^{（四三）}の一例、兵庫の鳴動が報告されている。天安年間では鞠智城の鳴動記事の他に兵庫の鳴動などといった記事は全国的に確認できず、鞠智城において直接的に新羅海賊を警戒したことの表れととらえることには慎重にならなければならないであろう。日本海側で本格的に新羅海賊の警戒を始めるのは貞観以降であり、仁寿二年（八五二）には京師・大和・越前・加賀・但馬・因幡・伯耆・隠岐・播磨・長門で甘露が降ったことが記録され^{（四四）}、日本海側の諸国も多く含まれているが、甘露が降ることは天子が仁政を行なうめでたい前兆とされるもので、この時期に差し迫った新羅対策が求められていたとは考えにくい。

貞観年間以降、新羅海賊が問題となっている時期、貞観一七年（八七五）には、肥後国玉名郡の倉の上には大鳥二羽が集まり、菊池郡の倉の上では数百の鳥が群れて倉の葦草の引き抜くという怪事件が起き^{（四五）}、肥後国が直接襲撃を受けたわけではなかったものの何らかの緊張状態にあったようである。元慶二年（八七八）にも肥

後国に大鳥が集結して、川の水が赤く変わったという怪異が報告されている^{（四六）}。こうした怪異の報告は、貞観一一年（八六九）に新羅海賊が博多湾に侵入して豊後国の調綿などを略奪していることから、肥後国から大宰府へ納入する物品の安全が危ぶまれたことによる不安を背景とするのであろうか。そして、寛平五年（八九三）には、肥後国飽田郡も新羅海賊の襲撃を受ける^{（四七）}のである。元慶三年の鳴動記事は、まさしく新羅海賊が大問題となっていた時期のことである。

新羅海賊の脅威に対しては、仏教による対応のほかにも、例えば貞観一一年には隠岐国の史生一員を廃止して弩師一員を置くことを決定するといった対応が行われ^{（四八）}、肥後国でも昌泰二年（八九九）に「此国地接海崖、防備隣賊。」という事情から史生一員を廃して弩師が置かれている^{（四九）}。寛平五年（八九三）の肥後国飽田郡の新羅海賊襲撃を受けての対応であろう。海賊への対応で弩師を配置するのであるから、有明海から遠く離れ目視確認することもできない鞠智城にこの弩師が配置されたとは考えられない。

以上見てきたように、大野城を初めとする日本海側諸国の積極的な四王寺整備を考慮すると、そうした形跡がない鞠智城は、八・九世紀の段階で新羅に対する実質的役割を期待されていたとは考えにくい。寛平五年には実際に肥後国飽田郡が新羅海賊によって襲撃されているが、それ以前の段階で、またそれ以降についても、兵庫の鳴動報告はあっても、有明海からの外敵の侵入を考慮して鞠智城で具体的な新羅海賊対策が講じられた形跡は、史料からも遺構からも確認することができない。大宰府から六〇キロ以上南に位置し、有明海からも遠いという鞠智城の立地もあって、鞠智城は大野城のよ

うに「新羅に直る高頭浄地」として認められなかったのであろう。八世紀後半以降の対外的な危機は、鞠智城の機能に対して影響を与えた要因になったと考えることはできないのである。

したがって、八・九世紀の鞠智城の実態を考えるためには、他方面からの検討が必要だということになる。そこで鞠智城の役割に影響を与えた可能性のある要因として、在地の様相について寺院に着目しながら検討していきたい。

二・鞠智城と十蓮寺跡

(一) 郡家・城柵と周辺寺院

鞠智城の周辺には八世紀半ば以降に建立されたと考えられている十蓮寺跡が存在し、これ以外には古代寺院は確認されていない。鞠智城と十蓮寺跡の関係を考える前提として、郡家・城柵と周辺寺院との関係をみておく。

全国の郡家周辺には、何らかの公的な役割を担っていたと考えられている寺院が存在する例が多数ある。郡家もしくは国府などの官衙と共通の瓦を使用するなど、官衙と密接な関わりをもって建立されたこれらの寺院がどのような機能をもつ寺院であったのかは、官寺説・氏寺説など多くの説があり、定見には達していない(山中二〇〇五)。多くの場合は郡家に隣接し、離れていても一キロ程度の近距離に位置することが多いようである。美濃国武義郡の弥勒寺と弥勒寺東遺跡、美作国久米郡の久米寺と宮尾遺跡のように、狭い土地に寺院も含めた立地計画が立てられている場合もある。

全国の郡家遺跡とその周辺寺院跡について、双方とも判明している例を第1表に示した。それらの地理的な関係については、標高差

はほぼない場合が多く、差がある場合でも、郡家のほうが標高が高くやや見晴らしの良い場所に建てられることが多い。

東北の郡山遺跡・多賀城以外の城柵でも、周辺寺院が確認されている例がある。養老四年(七二〇)に按察使が殺害されるなどの大規模な蝦夷の反乱が起こり、天平九年(七三七)までに多賀城から三五キロほど北方に広がる大崎平野には玉造柵など五柵が設置された^(五〇)。陸奥国府が郡山遺跡から多賀城へ移転するなど古代国家の蝦夷政策に大転換が図られる中でのことである。これらの城柵は郡家としての性格も持ち合わせながら設置され、周辺には寺院が営まれていた。それが菜切谷廃寺(加美町)、伏見廃寺(大崎市)、一ノ関廃寺(色麻町)の三寺である(第2図)。

菜切谷廃寺は色麻柵・色麻郡家と推定される城生遺跡(加美町)から一キロ程度の場所にある。伏見廃寺は、玉造柵などと考えられる名生館官衙遺跡^(五一)(大崎市)から一キロほど離れた場所に位置し、創建瓦には名生館官衙遺跡の同範瓦も使用されている。一ノ関廃寺についても、現状では不詳だが周辺に城柵・郡家などの官衙遺跡が存在すると推測されている。菜切谷廃寺と城生遺跡、伏見廃寺と名生館官衙遺跡とは、それぞれ標高差はほとんどない。

この三つの寺院については、七世紀末から八世紀初頭の創建瓦が相互に共有関係をもち、同時期に共通する意図のもとで創建されたこと、また多賀城創建期には、大崎平野の日の出山瓦窯で焼かれた多賀城創建瓦を利用して補修され、郡山遺跡から多賀城への陸奥国府移転という情勢の中で、陸奥国府からの支援があったと考えられること、さらに八世紀後半に行われた補修でも瓦を共有し、この時も三寺同時に補修されたことなどが指摘されている。いずれも金堂

第1表 古代山城と寺院

国名	郡名	寺院名	郡家からの距離(注1)	郡家との標高差(注2)	郡家遺跡名	
三河	渥美	市道廃寺	隣接	3m以下	市道遺跡?	
	敷智	九反田遺跡	隣接	3m以下	伊場、城山、梶子北遺跡?	
遠江	富士	三日市廃寺	0.6km	-14m	東平遺跡	
	足下	千代廃寺	0.8km	-6m	下曾我?遺跡	
相模	高座	下寺尾廃寺	隣接	3m以下	下寺尾西方A遺跡	
	鎌倉	千華地廃寺	隣接	-19m	今小路西遺跡	
武蔵	多磨	多磨寺(京所廃寺)	隣接	3m以下	武蔵国府京所地区	
	橘樹	影向寺跡	隣接	3m以下	千年伊勢山台遺跡	
	播羅	西別府廃寺	隣接	3m以下	播羅遺跡	
	檜澤	岡廃寺	隣接	7m	中宿遺跡	
上総	武射	真行寺廃寺	隣接	-13m	島戸東遺跡	
下総	埴生	龍角寺廃寺	0.6km	3m以下	大畑I遺跡	
	結城	結城廃寺	2.9km	-7m	峯崎遺跡?	
常陸	新治	新治廃寺	隣接	3m以下	古郡遺跡	
	筑波	中台廃寺	隣接	4m	平沢官衙遺跡	
	河内	九重東岡廃寺	0.9km	15m	金田西・金田西坪B遺跡	
	茨城	茨城廃寺	隣接	3m以下	外城遺跡?	
	那珂	台渡里廃寺	隣接	3m以下	台渡里遺跡	
	久慈	長者屋敷廃寺	隣接	3m以下	長者屋敷遺跡?	
近江	栗太	栗太寺(手原遺跡)	2.2km	-22m	岡遺跡	
	高嶋	日置前廃寺	0.9km	11m	日置前遺跡?	
美濃	武義	弥勒寺	隣接	4m	弥勒寺東遺跡	
信濃	埴科	雨宮廃寺	1.0km	3m以下	屋代遺跡群?	
上野	佐位	上植木廃寺	1.3km	10m	三軒屋遺跡	
	新田	寺井廃寺	0.6km	3m以下	天良七堂遺跡	
下野	芳賀	大内廃寺	0.7km	3m以下	堂法田、長者ヶ平、中村遺跡?	
	那須	浄法寺廃寺	0.6km	-4m	那須官衙遺跡	
陸奥	白河	借宿廃寺	1.7km	7m	関和久・関和久上町遺跡	
	磐前	上人壇廃寺	隣接	3m以下	栄町遺跡	
	安達	郡山台廃寺	0.6km	4m	郡山台遺跡	
	信夫	腰浜廃寺	0.6km	3m以下	北五老内遺跡	
	名取	郡山廃寺	隣接	3m以下	郡山遺跡	
	磐城	夏井廃寺	隣接	-9m	根岸遺跡	
	標葉	郡山五番遺跡	隣接	-14m	郡山五番遺跡	
	行方	泉廃寺跡館前地区	0.7km	-4m	泉廃寺跡家前地区	
	宮城	多賀城廃寺	1.2km(多賀城から)	-11m(多賀城から)		
	賀美	菜切谷廃寺	0.9km	3m以下	城生柵	
	玉造	伏見廃寺	1.2km	-8m	名生館官衙遺跡	
	越前	丹生	大虫廃寺	0.8km	3m以下	高森遺跡?
			深草廃寺	2.0km	-10m	
氷上		三ツ塚廃寺	5.5km	-14m	七日市遺跡?	
	八上	土師百井遺跡	0.9km	3m以下	万代寺遺跡	
因幡		上原南遺跡	隣接	3m以下	上原遺跡	
	気多	寺内廃寺	0.7km	-13m	(評衙は戸島遺跡?)	
伯耆			3.6km	3m以下	不入岡遺跡?	
			4.8km(国府から)	-24m(国府から)		
	八橋	宍尾廃寺	隣接	3m以下	大高野遺跡	
会見		坂中廃寺	0.7km	14m		
		大寺廃寺	1.6km	-14m	長者屋敷遺跡	
播磨	多可	多可寺廃寺	0.7km	3m以下	思い出遺跡?	
美作	勝田	勝間田・平(?)	隣接	3m以下	勝間田・平遺跡	
	久米	久米寺	隣接	12m	官尾遺跡	
備中	英賀	英賀廃寺	1.9km	3m以下	小殿遺跡	
備後	三次	寺戸廃寺	3.0km	-48m	下本谷遺跡	
安芸	高宮	明官地遺跡	隣接	5m	明官地東遺跡	
伊予	久米	来住廃寺	隣接	3m以下	久米高畑遺跡	
	上座	長安寺廃寺	1.1km	13m	井出野・八並遺跡	
筑後	御原	上岩田廃寺・井上廃寺	(注3)		小郡官衙・下高橋官衙遺跡	
	御井	へボノ木遺跡	隣接	3m以下	へボノ木遺跡	
肥前	神埼	辛上廃寺	0.7km	3m以下	馬郡・竹原遺跡	
	玉名	立願寺廃寺	隣接	9m	立願寺遺跡	
肥後	山鹿	中村廃寺	2.4km	3m以下	桜町遺跡	
			1.5km	19m		
			2.5km(鞠智城から)	-77m(鞠智城から)	西寺遺跡	
豊前	上毛	垂水廃寺	1.4km	-10m	大ノ瀬官衙遺跡	
	下毛	相原廃寺	1.3km	-15m	長者屋敷遺跡	

距離・標高差ともに地図ソフト「カシミール3D」を利用して算出した概算値である。

(注1) 外郭が不明で隣接するかわからないものも遺跡同士の距離が0.5km以下の場合には「隣接」とした。

(注2) 高低差が0~3mの場合は誤差も考慮して「3m以下」とした。

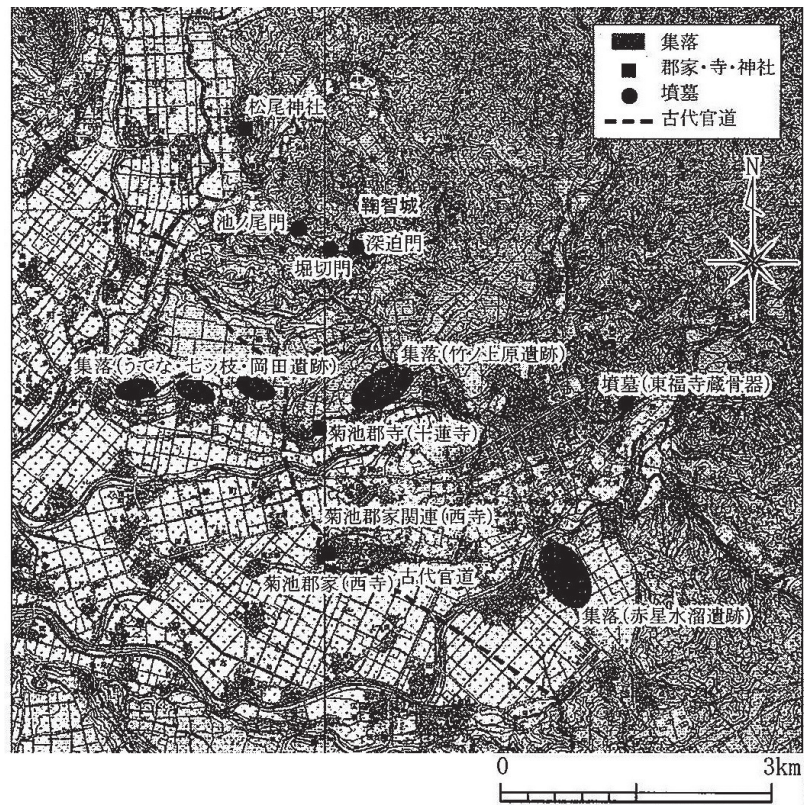
標高差が「-14m」の場合、寺院が郡衙よりも14m低いという意味である。

(注3) 時期により官衙・寺院の組合せが諸説あるため数値は省略する。

一堂のみと考えられる小規模な寺院であるが、郡という単位を越えて国府の権力によって整備された寺院である。大崎平野には七世紀後半から八世紀初頭にかけて、主に東国から移住した柵戸が配されたと考えられ（今泉一九八九）、こうした移民の生活は時に蝦夷たちとの間に対立が生じる不安定な要素をもっていたと思われる。移民たちにとっても、寺院の存在は精神的な支柱として必要とされたのである。城柵・官衙に付属する形で建立された寺院は、蝦夷たちの教化や蝦夷たちに対して支配者である古代国家の威容を示すもの、また古代国家が支配領域を広げていく際の社会の安定をはかるものとして機能したと考えられる（五二）。

（二）十蓮寺跡と菊池郡

鞠智城の南側に広がる丘陵地には、塔心礎が残る十蓮寺跡が存在し、菊池郡家に付属する「郡寺」ではないかと推測されている。「十蓮寺」の名称の由来は不明で、一八世紀後半に編纂された『肥後国誌』には「里俗云、文安元年（一四四四）菊池兼朝（？）一四四四）建立ノ庵跡也ト。寛永五年（一六二八）廢跡ニ天神ヲ祀リ、大木アリシヲ神木トシテ十連木天神ト号ス。今ヤ此大木朽倒レ古株ヨリ生立セシ樫ノ木繁茂セリ。此近傍ノ畑ヲ掘レハ布目古瓦ノ缺多ク出ルト云。」（カッコ内は筆者注記）とあるのみで、古来瓦が出土する地点であるということは知られていたが、寺院跡であるという伝承は見えない。この十蓮寺跡は、発掘調査は部分的に行われているものの報告書が出されていないため詳細は不明な点が多いが、現存する塔心礎は現在地よりも二〇メートルほど東が原位置で、大きさから推測して三重塔であるとされる。また、瓦の堆積と



第6図 鞠智城・十蓮寺跡・西寺遺跡

土層の変化から、塔の西側に金堂があったと推定されている（五三）。寺院が存在した時期については、出土した瓦から、松本雅明氏は奈良時代中期の創建で、奈良時代末に補修を行い、平安時代初期に焼亡したがその後瓦を使わずに再建されたと推測している（松本一九六五b）。また広瀬正照氏は、やはり瓦の検討から奈良時代後期から平安時代中期頃まで存続したと推測する（広瀬一九八四）。ここでは、早くても奈良時代中期の創建で、平安時代中期まで存続したものと見ておく。

この十蓮寺跡と鞠智城との関係については、鞠智城から十蓮寺跡へは、深迫門あるいは堀切門から出入りすると考えると一旦谷川の流れる迫地に下り、また上った丘陵の南端に、南を正面として十蓮寺跡が位置している。堀切門からは一・九キロ、深迫門からは二・一キロ、標高差はどちらの門からも十蓮寺跡のほうが六〇メートルほど低い位置にある。鞠智城からの便を優先するのであれば、迫地を挟んだ丘陵上の南端ではなく、より鞠智城に近い場所に建立されるのではないか。立地から考えて、単純に鞠智城に付属する寺院と捉えることは難しい。

それでは、十蓮寺跡と菊池郡家の関係はどのようなものであろうか。菊池郡家は、十蓮寺跡から南へ一・五キロほど離れた菊池盆地の平野部に位置する西寺遺跡と推定されている。現在では判然としなくなっているが、かつて郡家想定地の北側・西側には土塁が残っていたという（松本一九六五a）。また、南西三〇〇メートルほどにある南園地区では多量の布目瓦が出土しており、瓦の年代は八世紀末から九世紀初頭と推定されている。実際の郡家整備は瓦の年代に先行し奈良時代には周辺に菊池郡家が存在したと考えるとよいだろう。菊池郡家推定地（西寺遺跡）と十蓮寺跡は、距離は一・五キロ、標高差は一九メートルほど十蓮寺跡のほうが高い位置にある。菊池郡家推定地と十蓮寺跡の位置関係は、前節で確認した郡家と寺院との高低差についての全国的な傾向とは逆なのである。一方、十蓮寺跡から鞠智城長者原地区までは二・五キロ、標高差は谷を挟んで七七メートルほど鞠智城のほうが高い位置にある。これもまた、典型的な郡家あるいは城柵と寺院との関係とは異質である。

十蓮寺跡は、鞠智城の存在を前提に、菊池郡家から鞠智城へ向か

う経路沿いの、見晴らしの良い丘陵上に建立されたものと思われる。菊池郡家は、菊池郡内を通る「車路」と称される重要な交通路（鶴嶋一九九七）に沿った地点に設けられたと考えられるが、丘陵から降りた平地に位置している。八世紀後半頃から菊池郡内にはうてな遺跡や深川遺跡などの集落遺跡が形成され、人口が急激に増加してくる（能登原二〇一四）。この時期は菊池平野に限らず肥後国の生産力が大幅に向上したようで、肥後国は延暦一四年（七九五）には大国に昇格している^{（五四）}。十蓮寺跡は交通の便から選ばれた平地の郡家に対して、集落からよく望むことができる高い位置に三重塔と金堂を備えた荘厳な寺院を建てたものと考えられる。そのことによつて地域の支配者である郡司の権威を示そうとしたものなのではないか。

八世紀、鞠智城の南側の菊池郡では郡家が整備され、多くの集落が形成され、丘陵上には寺院も創建された。鞠智城では八世紀第Ⅱ四半期に城内の建物が礎石建物へと建て替えが行われるが、土器が出土しないことから人が常駐し管理する体制ではなくなっていたと推測される。第Ⅳ四半期には礎石建物が大型化し、再び土器が発見されるようになる。この時期の使用土器について見てみると、八世紀第Ⅰ四半期までに使われていた様々な生産地からもたらされた須恵器と畿内系の土師器は八世紀第Ⅳ四半期には使用されなくなり、玉名郡の荒尾窯跡群産の須恵器と在地系土師器が大部分を占め、九世紀以降は在地系土師器のみが使用されるようになる（熊本県教育委員会二〇一二）。このことから、鞠智城に対する肥後国、そして菊池郡の関与が深くなったと考えられる。八世紀第Ⅳ四半期以降は城内に多数の倉庫が作られ、また九世紀には兵庫と不動倉が存在し

たことが史料から確認されている。これらの倉の管理には、菊池郡司などの在地勢力が関与していたと推測される^(五五)。

八世紀半ば以降、菊池郡内各所で形成された集落の発展を背景に在地の有力者層も成長し、菊池郡家と関連する寺院が郡内に必要とされた。そのため十蓮寺跡として残されている古代寺院が、鞠智城の存在を意識して鞠智城を背後に頂いた丘陵上に創建されたのではないだろうか。

おわりに

八・九世紀における鞠智城の機能の変化について、推論を重ねた検討となったが、鞠智城内の仏教施設の有無、周辺の寺院の様相から、八・九世紀の鞠智城は新羅などの外敵に対応する性格を強く有する施設ではなかったことを明らかにした。また、八世紀の後半頃から菊池郡など在地勢力の力が拡大し、鞠智城の倉庫管理などを担い運営していたことから、鞠智城の存在を意識した立地の寺院が建立されたことを論じた。鞠智城は対外的な危機に対応する施設としての要素は薄れたが、倉庫として活用されるなかで地域社会では一定の重要性を維持し続けたのである。

今回の考察の対象外としたが、古代山城周辺に存在した白鳳寺院や、山城廃絶後の山城跡地への寺院建立などから、古代山城と在地の関係をより具体的に考えることは可能であると思う。それはまた鞠智城と在地の関係にも敷衍して検討することができるかもしれない。古代山城と在地との関係は、今後の課題として検討を続けていきたい。

注

(一) 鬼ノ城(岡山県総社市)や大廻小廻山城(岡山県岡山市)、屋嶋城(香川県高松市)などでは平安時代以降に城内に寺院が作られるが、すでに八世紀前半までには城としての機能を停止しており、寺院の選地に城の存在は直接は考慮されなかったと考えられるので、今回の考察対象とはしない。

(二) 『類聚三代格』宝龜五年(七七四)三月三日太政官符

(三) 『続日本紀』宝龜五年(七七四)三月癸卯(四日)条

(四) 多聞天が単体で祀られる際は、毘沙門天と呼ばれる。現在四王寺山には毘沙門堂が存在する。

(五) 『類聚国史』延暦廿年(八〇一)正月癸丑(廿日)条

(六) 『類聚国史』大同二年(八〇七)二月甲寅朔日条

(七) 『類聚国史』大同四年(八〇九)九月己卯(二日)条

(八) 『日本後紀』弘仁二年(八一一)二月庚寅(廿五日)条

その後は、四王寺での悔過は観世音寺講師が勤めることが定められ(『平安遺文』四九〇〇「弘仁一年三月四日大宰府牒案」)、また嘉祥年間には入唐を希望する円珍が便船を待つて四王寺に滞在していたこと(『平安遺文』四四六四「肥前国講師某解案」、四四九二「円珍奏状」、四四九四「太政官牒」)などによって四王寺の存在が確認できる。

(九) 『日本文徳天皇実録』仁寿三年(八五三)五月壬寅(一三日)条

(一〇) 『日本文徳天皇実録』仁寿三年(八五三)九月辛丑(二四日)条

(一一) 『日本三代実録』貞観八年(八六六)二月一四日庚申条

阿蘇山はこの頃火山活動を活発化させており、貞観六年には肥後国阿蘇郡の健磐龍命神霊池が音を出して揺れ、池の水が沸騰して周囲にあふれ出たことが記され(『日本三代実録』貞観六年(八六四)二月廿六日己卯条、

翌年にはこの怪異の報告と奉幣が宇佐八幡宮に対して行われている（『日本三代実録』貞観七年（八六五）二月一四日丙寅条）。

(一一) 『類聚符宣抄』万寿三年（一〇二六）五月一三日太政官符

(一二) 『日本紀略』天慶六年（九四三）八月二日戊申条

(一四) 田平徳栄氏は、地名以外に寺院の存在した形跡が見られないことから、大野城の四王院と混同した伝承による地名であるとす。出土した「山寺」の墨書土器も外部からの持ち込みと評価するが、具体的な根拠には言及されていない（田平一九九三）。

(一五) 山村信榮氏は史料にあらわれる「城山」を基肆城のことであるとして、基肆城内の仏教施設の存在を説明するが、平安時代に大野城のことを「城山」と表記する例が多数存在し、史料から基肆城の仏教施設の存在を証明することはできない。

(一六) 『類聚国史』一七一地震 天長七年正月癸卯（廿八日）条

(一七) 鶴ノ木地区は城外ではあるが、祭祀遺跡、水洗厠舎跡、竪穴住居跡、井戸跡、鍛冶遺構などが存在している、秋田城の活動を支える重要な区画である。

(一八) 八世紀については、寺院の建物配置に当てはめられるような掘立柱建物跡が発見されているが、寺域を区画する塀が存在しない、塔がない、礎石立ちではなく瓦も葺かれていないなど、寺院と考えるには問題となる点も指摘されている（伊藤二〇〇六）。したがって鶴ノ木地区に四王寺があったと考えた場合、八世紀末、大野城の四王寺より若干遅れる時期の創建と考えることができる。

(一九) この多賀城廃寺の特徴の一つに、三重塔の基壇が現在残っているだけで三メートルほどあり、異様に高いということにある。このようになった理由を景観的な観点から分析した堀裕氏は、多賀城内の官人・蝦夷たちや、

多賀城南方の陸路・海路、そして多賀城西面の街区から、それぞれ多賀城廃寺の塔がよく見えるように設計されていると説明する。そしてそのことは、多賀城廃寺だけでなく国府多賀城の威容を示す機能を持っていたとしている（堀二〇一三）。

(二〇) 『日本三代実録』貞観九年（八六七）五月廿六日甲子条

(二一) 伯耆国府北側の四王寺山の山頂に四王寺跡が残る。

(二二) 島根県松江市山代町に「師王寺（しわじ）」の地名が残り、『出雲国風土記』に記された意宇郡山代郷南新造院とされる寺院跡がある。これが後に四王寺に転用されたものと考えられている。山代郷南新造院は出雲国府と同所に存在したと考えられる意宇郡家から二里（約八キロ）ほど離れた場所であり、飯石郡少領出雲臣弟山が創建した。出雲臣弟山は、天平一八年（七六四）に出雲国造になっている（『続日本紀』天平一八年三月己未（七日）条）。

(二三) 現在、山口県下関市長府の四王司山に、毘沙門天を祀る四王司神社がある。長門国府は、遺構は発見されていないが四王司神社から三キロほど南の下関市長府宮の内町の忌宮神社付近かと推測されている。『日本三代実録』貞観一五年（八七三）十一月七日戊辰条に「詔賜長門国四王院沙弥教勝・教林二人度。先是、貞観九年始置前件四王院、安置四僧。教勝等預在四人之内。仍特度之。」とあって、長門国の四王院には沙弥が配置されており、教勝・教林の二人は特別に得度が許されて正式な僧侶となった。沙弥ではなく正式な僧侶を配置することでより強力な調伏効果を狙ったのではないか。

(二四) 『延喜式』では、出羽国では四天王法修法の僧供養料など、伯耆・出雲・長門の三カ国では四王寺での修法料などについて当国の正税から支出することを定めている。

(二五) 『日本三代実録』 元慶二年(八七八) 六月廿三日丁亥条

(二六) 四天王や梵天・帝釈天などの天部は仏教を守護する神で、毘沙門天や吉祥天などを祀る堂を設けることはあるが、寺院全体の本尊として祀られることは少ない。例えば、西大寺には四王堂が存在するが、寺院の中心的堂舎である金堂院には薬師金堂と弥勒金堂があり、また堂舎名が四王堂であつても「西大寺資財流記帳」では筆頭に火頭菩薩像が挙げられており、堂の中心には火頭菩薩が安置されていたと考えられる。

(二七) 『日本三代実録』 貞観六年(八六四) 二月一七日甲戌条に、「去年」のこととして見える。

(二八) 『日本三代実録』 貞観七年(八六五) 正月四日丙戌条

(二九) 『日本三代実録』 貞観八年(八六七) 七月一五日丁巳条

(三〇) 『日本三代実録』 貞観九年(八六八) 一二月一十九日甲申条

(三一) 『日本三代実録』 貞観一一年(八七〇) 六月一五日辛丑条

(三二) 『日本三代実録』 貞観一一年一二月一七日庚子条

(三三) 『日本三代実録』 貞観一五年(八七三) 三月一十九日癸未条、元慶四年(八八〇) 二月廿八日壬子条、元慶四年六月一七日己亥条

(三四) 貞観八年若狭国、貞観一三年若狭国、元慶四年隱岐国、元慶五年加賀国など。日本海に面していない国からの鳴動報告としては、貞観八年(八六七)の美作国、仁和二年(八八六)の山城国石清水八幡宮からの報告がある。

(三五) 鞠智城の八角形建物に影響を与えた可能性のある建築物として、朝鮮半島の多角形建物がある。これについては、すでに田中俊明氏が検討しており、それによると、高句麗・新羅で八角形建物が発見されているが、仏堂のほかには始祖廟、社稷壇、天壇などとして建てられていたといい、用途は諸説あつて一定しないようである(田中二〇一四)。

(三六) 『続日本紀』 文武天皇二年(六九八) 五月甲申(廿五日) 条

(三七) 八世紀中頃の創建で、後世の修理により屋根の形状などに変更があるが、概ね創建時のまま現存する。

(三八) 八世紀後半の創建で、創建時の建物が残る。

(三九) 創建は八世紀前半、現存の建物は一三世紀の再建。

(四〇) 創建は九世紀前半、現存の建物は一八世紀末の再建。

(四一) 向井一雄氏は、国内の現存・非現存の多角形建物、郡家の多角形建物との比較、さらに朝鮮の二聖山城の八角形建物が硯や筆などの倉庫であつた可能性が近年指摘されていることなどから、鞠智城の八角形建物も特殊な物品を納める倉庫であつた可能性を指摘している(向井二〇一四)。郡家における多角形建物としては、佐位郡家とされる三軒屋遺跡(群馬県伊勢崎市)の八面甲倉、那須郡家とされる那須官衙郡(栃木県那珂川町)の六角形建物、渥美郡家とされる市道遺跡(愛知県豊橋市)の六角形建物がある。遺構から仏教施設と推測される建物跡としては檜原廃寺八角塔(京都市)や栢杜遺跡八角円堂(京都市)が挙げられる。檜原廃寺八角塔については心礎の状況から塔であつたことが確実だが、栢杜遺跡八角円堂は堂内部、特に内陣の様子は不明確で比較検討することができない。

(四二) 『日本文徳天皇実録』 天安二年(八五八) 閏二月丙辰(廿四日) 条

「肥後国言。菊池城院兵庫鼓自鳴。」

『日本文徳天皇実録』 天安二年(八五八) 閏二月丁巳(廿五日) 条

「又鳴。」

『日本文徳天皇実録』 天安二年(八五八) 六月己酉(廿日) 条

「又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉一宇火。」

(四三) 『日本三代実録』 元慶三年(八七九) 三月一六日丙午条

「又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。」

(四四) 『日本文徳天皇実録』 仁寿二年(八五二) 五月是月条

(四五) 『日本三代実録』 貞観一七年(八七五) 六月廿日辛未条

この菊池郡の倉が、鞠智城内に設けられたものなのか、また別個に存在するものなのかは議論があるが、断定することは難しい。

(四六) 『日本三代実録』 元慶二年(八七八) 二月廿二日癸未条

(四七) 『日本紀略』 寛平五年(八九三) 閏五月三日庚午条

(四八) 『日本三代実録』 貞観一一年(八六九) 三月七日乙丑条

(四九) 『類聚三代格』 昌泰二年(八九九) 四月五日太政官符

(五〇) 『続日本紀』 天平九年(七三七) 四月戊午(一四日) 条

(五一) 和銅六年(七一三) 建郡の丹取郡家、さらに天平九年(七三七)には設置されていることが確認できる玉造柵、そして玉造郡家となったと考えられている。

(五二) 陸奥国内には他にも桃生城、伊治城、胆沢城、志波城、徳丹城などの城柵が八世紀以降に設けられたことが知られているが、これらの城柵に関しては、付属寺院と目される仏教施設は確認されていない。九世紀以降については、大同三年(八〇八)までに鎮守府が多賀城から胆沢城に移されたとされ(鈴木拓也一九八四)、九世紀中頃、鎮守府が奥六郡の支配を担うより行政的な組織に変化した時期に創建された国見山麿寺(岩手県北上市)について、胆沢城鎮守府に付属する寺院として営まれたのではないかという議論もあるが(菅野二〇〇五)、確定できない点が多い。

(五三) 発掘調査を行った松本雅明氏は法起寺式伽藍配置を想定しているが、中門・講堂・回廊・僧坊は未検出で、南大門の存在についても明確に記していない。かつて講堂跡と目される箇所礎石があったというが、発掘調査の時点ですでに撤去されていて確認されていない。法起寺式と呼べるほど伽藍が整えられていたのかは不明とするよりよい。

(五四) 『日本紀略』 延暦一四年(七九五) 九月乙卯(廿一日) 条。『延喜式』 民部式でも肥後国は西海道唯一の大国である。

(五五) 向井一雄氏は九世紀以降も鞠智城の倉庫群が存続していた理由として、弘仁一四年(八二三)から実施された公営田の存在を指摘する(向井二〇一四)。肥後国のみ嘉祥三年(八五〇)、斉衡二年(八五五)に公営田経営の継続が許可されており(『類聚三代格』 斉衡二年一〇月廿五日太政官符)、大宰府の管理下で鞠智城の倉に収められていたとしている。

参考文献

- 伊藤武士 二〇〇六 『秋田城跡』 同成社
今泉隆雄 一九八九 「八世紀前半以前の陸奥と坂東」 『地方史研究』 三九―五
今泉隆雄 二〇〇六 「郡山遺跡の時代」 『東北―その歴史と文化を探る―』 東
北大学出版会
岡田茂弘 二〇〇六 「城柵の設置」 青木和夫・岡田茂弘編 『古代を考える 多
賀城と古代東北』 吉川弘文館
亀田修一 二〇一四 「古代山城は完成していたのか」 熊本県教育委員会編 『鞠
智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』
菅野成寛 二〇〇五 「鎮守府付属寺院の成立―令制六郡・奥六郡仏教と平泉仏
教の接点―」 人間田宣夫編 『東北中世史の研究』 高志書院
進藤秋輝編 二〇一〇 『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』 高志書院
鈴木景二 一九九八 「弥勒寺・四王寺・観法寺」 『金沢市史会報』 三
鈴木拓也 一九九四 「古代陸奥国の官制」 『古代東北の支配構造』 一九九八年
所収、吉川弘文館
田中俊明 二〇一四 「朝鮮三国における八角形建物とその性格」 熊本県教育委

員会編『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』

田平徳栄 一九九三 「基建城考」『九州歴史資料館開館十周年記念大宰府古文

化論叢』上巻、吉川弘文館

鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」『古代交通史研究』七

虎尾俊哉 一九八九 「古四王神社と四天王寺・四王堂」『古代東北と律令法』

一九九五年所収、吉川弘文館

能登原孝道 二〇一四 「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」熊本県教育委員会

編『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』

菱田哲郎 二〇〇五 「古代日本における仏教の普及―仏法僧の交易をめぐる―」

『考古学研究』五二―三

平川 南 一九八四 「山形県道伝遺跡の木簡」川西町教育委員会『道伝遺跡発掘

調査報告書』、のち一部が『漆紙文書の研究』一九八九年、吉川弘文館に転載

平川 南 一九九二 「古代東北の豪族」『新版古代の日本 九 東北・北海道』

角川書店

平川 南 一九九三 「多賀城の創建年代」『古代地方木簡の研究』二〇〇三年

所収、吉川弘文館

平川 南 二〇〇〇 「墨書土器「観音寺」―多賀城市山王遺跡」『墨書土器の

研究』吉川弘文館

広瀬正照 一九八四 「寺院址各説 十蓮寺廃寺」『肥後古代の寺院と瓦』

堀 裕 二〇一三 「多賀城廃寺小考」『東北アジア研究センター報告』一〇

松本雅明 一九六五 a 「菊池郡寺・郡家跡調査―その概要と意義―」『肥後の

国府と古代寺院址の研究（松本雅明著作集3）』一九八七年所収

松本雅明 一九六五 b 「古代肥後の復元―菊池郡寺（十蓮寺）跡―」『肥後の

国府と古代寺院址の研究（松本雅明著作集3）』一九八七年所収

三上喜孝 二〇〇四 「古代の辺要国と四天王法」『山形大学歴史・地理・人類

学論集』五

三上喜孝 二〇〇五 「古代の辺要国と四天王法」についての補論」『山形大学

歴史・地理・人類学論集』六

向井一雄 二〇一四 「鞠智城の変遷」熊本県教育委員会編『鞠智城跡Ⅱ―論考

編2―』

森 郁夫 一九九八 「造営技術僧の活躍」『日本古代寺院造営の研究』法政大

学出版局

山中敏史 二〇〇五 「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題―氏寺論の再検討―」

奈良文化財研究所編『地方官衙と寺院―郡衙周辺寺院を中心として―』

山村信榮 一九九八 「国境における古代山城と仏教（軍事から宗教へ）」『都府

楼』二五

李陽浩 二〇一四 「古代東アジアにおける八角形建物とその平面形態―前期難

波宮東・西八角殿研究への予察―」中尾芳治・米原永遠男編『難波宮と都

城制』吉川弘文館

熊本県教育委員会 二〇一一 『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第8〜32次調査報告』

挿図出典

第1図 伊藤武士二〇〇六を改変

第2図 岡田茂弘二〇〇六を改変

第3図 森郁夫一九九八を改変

第4図 熊本県教育委員会二〇一一

第5図 李陽浩二〇一四を改変

第6図 熊本県教育委員会二〇一一を改変

古代朝鮮半島と肥後地域の交流史からみた鞠智城 ― 築城背景と役割を探る ―

近藤 浩一

はじめに

六六三年の白村江の敗戦直後、北部九州から瀬戸内・近畿地方にかけての西日本には、倭王権によって百濟遺民の協力のもと山城が造営された。築城記録があるものは次のようである⁽¹⁾。

- ① 遣達率答怱春初、築城於長門国。遣達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国、築大野及椽二城。(『日本書紀』天智四年(六六五)八月条)
- ② 築倭国高安城、讚吉国山田郡屋島城、対馬国金田城。(『日本書紀』天智六年(六六七)十一月是月条)

本稿で主題とする鞠智城(③)⑥を参照。築造記録はなく修繕記事のみ存在)を含めて文献に名前がみられるものを一般的には朝鮮式山城と呼び、列石を伴う城壁や水門の遺構などをもちながらも記録がないものを神籠石系山城としている。ただ最近では、両者は基本的に同じ構造物であるため区別せず古代山城として扱われている。亀田修一氏によれば、記録があつてその所在地がおおよそ確認されている朝鮮式山城は六カ所、記録にみられない神籠石系山城は一六カ所、合計二二カ所の古代山城が確認されているという。

こうした古代山城に対する調査・研究は、考古学を中心に進展がめざましい。朝鮮半島の山城との構造を中心とする比較的研究によつて半島系技術の影響が早くから指摘されてきたが、近年では山城内部の建物の基礎構造、城門・石垣・土塁の特徴はもとより

貯水池跡・付属建物までより具体的な研究が進められており、内外の各山城間にみられる類似点・相違点までが指摘されてきている(成周鐸一九八九、西谷一九九四・二〇一〇、亀田二〇〇八、磯村二〇一〇、岡田二〇一〇、小田二〇一二、熊本県教育委員会二〇一四など)。それによつて全ての古代山城を、唐・新羅連合軍に対する防御施設(緊急時の逃げ城や兵站基地の役割を含む)と同一に扱う、固定した山城観にとられない研究の必要性が提唱されている(向井二〇〇九・二〇一〇)。特に、未完成とみられる山城が多数存在することが明らかにされ、山城にはその分布からも当初より「見せるため」の視覚的な側面が重視されていたという指摘(向井二〇一〇、亀田二〇一四)は、山城の築城目的・役割に複雑な問題が絡んでいたことを想起させる。さらに山城の築城意義を、駅路との関係及び工事への動員を伴う倭王権の地域支配の一環や、大宰府の総領制・在地勢力との関係から再検討した論稿(相原二〇〇四、狩野二〇〇五、八木二〇〇八、仁藤二〇一〇、出宮二〇一三)も増えてきている。白村江敗戦後の緊迫した対外関係史よりは倭国史全体のなかでアプローチしようという向きのあらわれである。

こうした視点は、最近の鞠智城の築城背景や役割を論じた研究では一層顕著になってきている。白村江敗戦後の緊迫した東アジア情

勢の中でその造営を考える研究は意外にも少なく、大宰府の後方に位置する兵站基地や有明海からの侵入を防ぐ防御施設とみなす旧来の見解（笹山二〇一〇、西住ほか二〇一二など）は発展的に継承されていない。すなわち、倭王権の在地支配、地域間交流のなかで検討されることが多く、歴史地理学の研究成果である車路に隣接することや立地が台地上で内部に「コ」の字形の律令期の官衙的建物群をもつことに注目され、さらにその延長線上に南九州の隼人に対する前線基地の役割を付与する研究も盛んである。また鞠智城の防衛・外交上の性格を重視した研究であっても、築造期よりは六九八年の修繕期以後の役割やそれが九世紀後半まで存続した理由を律令国家の制度のなかで検討したものである（鶴嶋一九九七・二〇一一、木村二〇一四、鞠智城跡「特別研究」二〇一三・二〇一四など）。

古代山城、殊に鞠智城においては多様な視角から解明されてきている。しかしながら文献からみれば、①・②の通り古代山城は、白村江敗戦の二年後、さらに言えば勝利した側の唐（朝鮮半島の熊津都督府・百濟鎮將）の使節が戦後初めて来倭した天智三年（六六四）の翌年から築城されているため、朝鮮半島との関係は不可分と考えられる。唐使節は六六五年・六六七年にも続けて来倭するが、まさにその年に山城が築城されているのは、両者に複雑な駆け引きが存在したとも推定できる。白村江敗戦後の日朝・日唐関係史については、戦前の池内宏氏以来、戦後の木宮泰彦・森克己・鬼頭清明・鈴木靖民、近年の森公章の諸氏にいたるまで重層な研究史が存在する。その一人鈴木氏は敗戦後の日唐交渉と倭の山城造営の関係にも論及するが、とりわけ当初は唐を意識して築城されたとしている（鈴木二〇一一a）。この指摘は山城の直接の築城背景・目的を考える

上で重要である。さらに朝鮮古代史を専攻する立場からいえば、白村江以後初めて新羅が来航する六六八年以前に山城の築城が始まったことは、半島情勢でも唐が占領していた旧百濟地域との関係の中でのことであり、白村江以後のその地域の政権の実体にスポットを当てた検討が必須であると思われる。

本稿では、諸資料にみられる鞠智城並びに肥後地域と朝鮮半島の関係を概観したのち、肥後地域は歴史的にも百濟地域（半島西南地域）と深い交流をもっていたためその前史を踏まえつつ、白村江直後における旧百濟に置かれた唐の熊津都督府と倭王権の外交に着目しながら新たに誕生した鞠智城の築城背景及び役割を検討する。特に、戦後の緊迫した外交・交流の中で鞠智城、ひいては倭国の古代山城が担った役割を、朝鮮半島側の立場に立つて論じてみたい。

一．史資料からみた鞠智城と朝鮮半島西南部情勢

（一）史資料にみられる鞠智城

文献にみられる鞠智城（菊池城）は次のようである。

- ③ 令大宰府繕治大野・基肆・鞠智三城。（『続日本紀』文武二年（六九八）五月甲申条）
- ④ 丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓、自鳴。・・丁巳、又鳴。（『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰・丁巳条）
- ⑤ 大宰府言、・・又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉一字火。（『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）六月己酉条）
- ⑥ 又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。（『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月一六日丙午条）

その初見記事は、③の六九八年に大宰府に対して大野・基肆・鞠

智の三城の修繕を命じたものである。これによってこの時期鞠智城が大宰府の直接の管理下にあったことがわかるが、翌年の六九九年にも大宰府に同じく北部九州（筑前？）にあったとみられる三野城・稲積城の修繕を命じており、それらは大宰府を中心に連絡網を持ちながら管轄されていたと考えられる。築造記録はみられないものの鞠智城は、大宰府との関係や修繕時期をみても大野城・基肆城と同時期に築城されたとみるのが自然であるとされている（佐藤二〇一四）。その後、八世紀には全く記録がみられず、九世紀後半になると上のように再度史料に登場する。これらの記録は鞠智城内の兵庫・不動倉などの施設物の異変であるが、九世紀後半は九州海域に新羅海賊が出没しそれらに対する警固が固められており、両者の関係が指摘されている（濱田二〇一〇、柿沼二〇一四）。肥後地域における鞠智城の役割は、下に述べるように発掘成果から八世紀～九世紀の間も十分機能していたとされているが、文献史料による限り七世紀後半と九世紀後半が最大規模であったとみてとれるのである。

これは、鞠智城跡の発掘成果とも齟齬していない。能登原孝道「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」第四表が発掘成果をもとに城跡の変遷を分かりやすく整理している。Ⅰ期（七世紀第三四半期～第四四半期）は鞠智城の草創期である。この時期に台地中央部に兵舎・倉庫など掘立柱建物群が建てられるとともに、三カ所の城門や土塁線が整備され、貯水池が造営された。貯水池からは百済系菩薩立像が出土し六六五年の百済遺民の関与が想定されている。常駐した兵士・人々を象徴する土器の出土も築城以前の七世紀前半から七世紀後半のものがみられる。Ⅱ期（七世紀末～八世紀第一四半期前半）

は、コの字型に配置された律令期の管理棟的建物群・八角形建物などが出現し内部施設の充実が図られた隆盛期で、六九八年の繕治記事に対応するとされる。土器の出土量もこの頃のものが全時期を通じて最も多い。Ⅲ期（八世紀第一四半期後半～八世紀第三四半期）は、掘立柱建物が礎石建物に建て替えられている。しかし土器の出土は確認できていない。Ⅳ期（八世紀第三四半期～九世紀第三四半期）は、Ⅱ・Ⅲ期の建物群が消失し礎石建物群が大型化され、食糧の備蓄施設としての機能が増している。土器の出土も九世紀中葉から後半に再び増加している。この頃、七世紀末葉と同様に城の活動が再び活発になったことが窺い知られる。ただⅢ期との間の機能上の変化も推定されている。大型の礎石建物が倉庫として機能したⅤ期（九世紀第四四半期～一〇世紀第三四半期）を経て、その後は終末をむかえ城の機能は停止したとされる（西住ほか二〇一二、能登原二〇一四）。

以上のように鞠智城は、文献からも考古学の成果からも、七世紀後半～八世紀初期（築造期・修繕期）と九世紀中葉～後半（再利用期）に最も機能していたことが読み取れる。創建記録はないが当初から急速に外郭線を整備したことを勘案すると、③の記録はそれ以前も肥後地域で大宰府の管理のもと十分な役割を果たしたため修繕に至ったと考えられる。ところで、日本古代史からみれば前者と後者の時期ではまったく国内事情も異なり両者の隆盛理由を合わせて論じることには無意味と思われるが、朝鮮古代史からみれば、両者の半島情勢は極めて似通っている。両時期の半島西南地域では、前者は唐の政権、後者は豪族政権（特に後百済）というように独立した政権・勢力が生まれているからである。とすれば、鞠智城研究では

再利用期のⅣ期～Ⅴ期を転換期としてきたが、Ⅰ期以来の役割が最も開花したとみなすこともできるかもしれない。再利用期をみることで、改めてⅠ期の築城背景や役割もわかってくる部分が多々あると思われるのである。以下、両時期の半島情勢について簡単に概観したい。

(二) 再利用期(九世紀中葉～後半)の肥後地域と新羅海賊、半島西南地域

九世紀中葉～後半は、山陰から九州海域に大規模な新羅海賊が頻繁に出没するようになり、日本側では対外的脅威を抱きつつ海上防衛を強化した(鄭淳一二〇一一)。本稿で対象とする肥後地域をとりまく北部九州に出現した新羅海賊の事例としては次のようである。

⑦大宰府言、去月廿二日夜、新羅海賊乗艦二艘来博多津、掠奪豊前国年貢絹綿、即時逃竄。発兵追遂□不獲賊。(『日本三代実録』貞観一二年(八六九)六月一五日条)

⑧大宰飛脚使来称。新羅賊於肥後国飽田郡焼亡人宅。又於肥前国松浦郡逃去。(『日本紀略』寛平五年(八九三)閏五月三日条)

⑦は新羅海賊が対外的な面で日本の朝廷・大宰府に衝撃を与えた比較的初期の事件である。この記録は大宰府から朝廷に「六月一日に新羅海賊船二艘が博多津に来着し、豊前国の年貢絹綿を掠奪したが捕えることができず逃亡した」ことを報告したものであるが、同年七月二日条をみると朝廷が大宰府司に対し国威を損ねる指示・行動とまで叱責している。石井正敏氏は、この事件が大宰府の防衛網の強化を促し、ひいては鞠智城の機能に影響を与えたと推察している。やや時代が下るが⑧(同月二二日庚申条も参照)は、鞠智城

のある肥後、肥前など有明海一帯で新羅海賊が移動を伴いながら海賊行為を働いていた記録である。五島列島は、『安祥寺資財帳』の入唐僧恵運の記録などから中国の舟山群島を結ぶ遣唐使の中継地点で有名であるが、⑨から新羅船も頻繁に来航したことがわかる。

⑨参議大宰権帥従大三位在原朝臣行平起請二事。・其二事。請合肥前国松浦郡庇羅值嘉両更建二郡号上近下近置值嘉嶋曰。・加之地居海中境隣異俗、大唐新羅人来者、本朝入唐使等、莫不経歴此嶋。府頭人民申云、去貞観十一年、新羅人掠奪貢船絹綿等曰、其賊同経件嶋来。(『日本三代実録』貞観一八年(八七六)三月九日条)

早くに戸田芳実氏はこの史料に注目し、⑦の貞観一二年(八六九)に博多津で豊前国官物絹綿の貢納船を襲った新羅人がこの島を経由したという⑨下線部を史料の根拠に、五島列島・有明海地域には新羅船が停泊して博多津の情報を手でできるような基地が存在し、それと連携する西海の海人集団が活動していたと推測した。戸田氏は、新羅人を掠奪者である海賊とみなすよりは、唐人・新羅人と地域住民の間で平和的な日常交渉がなされており、五島列島の島々が国際交易港の役割を担っていたと理解している(戸田一九九二)。それ以前(八三〇年代)に東シナ海域を股にかけて活動した張保臯や、やや時代が下るが同じく五島列島で活動した倭寇の近年の研究をみても、海賊と国際商人は表裏一体であって、彼らは地域ネットワークを活用して交易にも掠奪にも従事したと考えられる(近藤二〇一四)。

さらに有明海に出没した新羅海賊たちは、肥後地域の郡司をはじめめとする公的権力と何らかの関係を有していたと考えられる。『日本三代実録』貞観八年(八六六)七月一五日条⑩には、新羅人と結

んで対馬島を侵攻しようとした反乱計画への加担者が基肆郡・藤津郡・高来郡・彼杵郡（藤津以下は天草灘・五島灘に面する地域）を根拠地とする郡擬大領層であったとしている。すなわち肥後地域の官人・人々にとって、新羅人（海賊）は一面では敵対する存在でありながらも、彼らとの交流を望んでいたことが垣間見られる。有明海域ではもともと民間レベルでは平和的な交流が存在したともとれるが、肥後地域の官人からみて新羅人は当時日本で政治的にも価値の高い外来品（唐物）をもたらす交易活動者であったため、非常に魅力的な存在であったことだけは間違いない。なお『日本三代実録』によると、日本の地域官人と新羅人の結びつきは、五島列島のみならず山陰や対馬、さらには大宰府などでも報告されている。隠岐の事例では、虚偽の通報であったが浪人が隠岐国前守越智貞厚と新羅人との反逆計画を密告した内容がみられる^④。さらに大宰府では、大宰少弐の藤原元利万侶が新羅国王と密通していた事実が発覚したと述べている^⑤。これは⑦の新羅海賊事件の翌年に起きた事件であるため、両者の関連が想起されるばかりか、それらの背後に実体は不明であるが新羅王に比される何らかの勢力がいたことを示唆する。

有明海・肥後地域一帯には九世紀前半から新羅海賊の来航・略奪行為がみられたが、九世紀後半になるとピークをむかえ肥後地域のそれに対応する比重は一層高まったと考えられる。さらに史料には、海賊でない何らかの使節も来航していることが記されている。まず渤海の使節であるが、八七三年三月に薩摩国甕島郡に漂着しその後逃亡した数名が肥後国天草郡の港に移動している^⑥。記録からは、彼らは渤海人であるため許され帰国させられているが新羅人

であれば拘禁するとし、大宰府に管内諸国の警備強化を言明しており新羅人に対する大きな警戒心も読み取れる（石井二〇一二）。そして八八五年六月には、新羅執事省牒を持参し公式的な新羅使節を装った新羅人（執事省牒を偽造して作成できる地方勢力である可能性が高い）が肥後国天草郡に到着している^⑦。それに対してはすぐさま大宰府が調査にあたり、国王の書がなく執事省牒も故実に違うことを朝廷に言上し放還が命じられている。

このように新羅人たちに五島列島の港湾施設が認知されていたばかりか、実際に肥後地域には新羅人と関係をとるもつ官人勢力・場所が存在することがわかる。なお次の記録は対馬を襲撃した新羅海賊の例であるが、

⑧対馬島司言新羅賊徒船四十五艘到著之由、……僅生獲賊一人、其名賢春、即申云、彼国年穀不登、人民飢苦、倉庫悉空、王城不安。然王仰為取穀絹、飛帆参来。但所在大小船百艘、乘人二千五百人。被射殺賊其数甚多。但遺賊中、有最敏將軍三人、就中有大唐一人。

（『扶桑略記』寛平六年（八九四）九月五日条）

その下線部から新羅人には唐人も含まれて国境を越えた集団を形成していたことが窺い知られる（山内二〇〇三）。ともあれ、九世紀中葉以降東シナ海を股にかけて活動する新羅人が来航するようになると、肥後地域は一層大陸に開かれた先進的な地となった。それに合わせるように鞠智城は災異現象に直面しながらも再利用期を迎えたのであって、ここからも城の機能を推論してみることができる。

そこで、その新羅海賊の実体と関連して検討したいのが、新羅王権をとりまく半島情勢である。九世紀にはいると朝鮮半島の西南海岸地域では、中央政府による地方支配が弱まり海賊が横行してい

た。八二二年の金憲昌の乱によって新羅王権の地方支配が完全に喪失すると、八二八年頃には現在の全羅南道莞島を拠点とする地方勢力の張保皐に、軍事・外交権の一部を委託し清海鎮を設置させた。

彼はその大使として海賊の奴隷貿易を取り締まり、在唐新羅人とのネットワークを足掛かりに唐・日本との貿易を独占した。しかし半独立的な地位を築いた彼が八四一年に暗殺されると、それ以降西南海岸地域は一層混乱を招いたのであった（蒲生一九七九、李基東二〇〇一、浜田二〇〇二、近藤二〇〇五）。既存の研究でも、九世紀後半は半島各地で大規模な盗賊蜂起が展開し、各地に豪族（城主・

將軍）が台頭し群雄割拠の時代をむかえることが指摘されている（李純根一九九二、鄭清柱一九九六、蔡雄錫二〇〇〇など）。その結実には新羅に後百濟・後高句麗を加えた九世紀末の後三国時代であったが、

⑪国内諸州郡、不輸貢賦、府庫虚竭、国用窮乏。王發使督促。由是、所在盜賊蜂起。於是、元宗哀奴等、拋沙伐州叛。（『三国史記』真聖女王三年（八八九）条）

⑫北原賊帥梁吉、遣其佐弓裔、領百余騎、襲北原東部落及溟州管内酒泉等十余郡县。（『三国史記』真聖女王五年（八九一）冬一〇月条）

⑬完山賊甄萱拋州、自称後百濟、武州東南郡县降属。（『三国史記』真聖女王六年（八九二）条）

⑭弓裔自北原、入何瑟羅。衆至六百余人、自称將軍。（『三国史記』真聖女王八年（八九四）冬一〇月条）

⑮賊起国西南。赤其袴以自異。人謂之赤袴賊。屠害州县、至京西部牟梁里、劫掠人家而去。（『三国史記』真聖女王一〇年（八九六）条）

⑯の真聖女王三年（八八九）の元宗・哀奴の乱の頃には、新羅王権

は地域社会に対する統制を完全に喪失していた。この記録には、「国内の諸州・郡が貢賦を輸送して来なくなったために王都の府庫が虚竭したので、王が使者を各地に派遣し催促させたところ盗賊が一斉に大規模な蜂起を起こした」と述べる。この状況はすでに数十年前から全国に及んでおり、『三国史記』弓裔伝をみれば、「見新羅衰季、政荒民散、王畿外州县、叛附相半、遠近群盜、蜂起蟻聚」とあり、国内の半数以上の地域が新羅王権の支配から抜け落ち、賊による半独立的な支配下が変わっていたことを伝える（近藤二〇〇六）。

西南海岸地域には、⑮の視覚的にも新羅王権との対峙を明示する赤袴賊や⑬の甄萱、後に甄萱と対立する弓裔側についた壓海県賊師能昌など、『三国史記』『高麗史』などの編纂史料にもみられる軍事的・経済的に強固な賊団が多く存在した。特に後百濟は、⑬のように完山州（全羅北道全州）を根拠に後百濟の国号を自称し、元来は新羅の領域であった所に新王権を樹立したのであった（申虎徹一九九三、全北伝統文化研究所二〇〇一、李道学二〇〇八、金甲童二〇一〇）。『三国史記』甄萱伝には彼が後百濟を建国するまでの事績を記している。それによると、甄萱自身は当初新羅の正規軍に入って西南地域に派遣され「西南海防戍」の任務を担い「裨将」にまで昇った人物であったが、当時の西南地域の情勢をうまく活用して数か月のうちに周辺地域の勢力を集め武州（全羅南道光州）の官庁を攻撃し自ら王や羅西面都統指揮兵馬制置などの地位に就いたことがわかる。⑬には「武州東南郡县が後百濟に服属した」とあって彼に呼応した勢力の地域が垣間見られるが、李道学氏が詳細にその比定を行っており、現在の全羅南道の麗水市、順天市、光陽市一带と慶尚南道の河東郡南海郡、泗川市一带などにあたるという。この地域

は、張保臯勢力とも関係が深く、彼の暗殺後も海上勢力の活動は活発で、彼らが甄萱の台頭にしがいくだったと考えるのが自然であろう。

こうした半島情勢をふまえれば、肥後地域に出没した新羅海賊も西南地域の後百済に迎合するような海上活動者であったと推察される。⑩で新羅人捕虜の賢春が「不作と飢饉が発生し税が中央の倉庫に入ってこなくなり、それを補うために新羅王が穀物や絹を掠奪するよう命じた」と供述している（命乞いのために発した虚言も含んでいたであろうが）ことは、⑪～⑮にみられる新羅国内情勢と一致する。⑦～⑩に述べた新羅海賊の活動・規模も、西南地域の豪族勢力のバックアップによるものとみられる。それらの抗争の中で不足した税・物資や抗争に必要な軍事物資の調達のために、日本の海域での略奪行為（または交易）を命じることもあったであろう。ともあれ、このような半島西南地域に割拠した独自の勢力・政権の樹立、それに伴う交通の活発化が、鞠智城の再建にも関わっていたことを指摘しておきたい。

（三）築城期（七世紀後半）の旧百済地域―唐の熊津都督府設置―

ここでは、倭国で山城が築城されはじめる六六五年頃の西南部を中心とする半島情勢を述べてみたい。百済は顕慶五年（六六〇）に蘇定方により平定されると、義慈王と臣僚らは唐に連行され、旧百済地域は唐によって管理された（盧重国二〇〇三、方香淑一九九四、梁鍾国二〇〇九、朴芝賢二〇一三、李成市二〇一四）。当初唐は、百済故地に熊津都督府をはじめ馬韓・東明・金漣・徳安の五都督府を設置し、熊津都督に王文度を充てた他はそれぞれの州

県の酋長を都督等として立てる羈縻支配を行った⁷⁰。旧百済の王都泗泚城の中央に位置する定林寺の五重石塔には、戦勝記念碑といえる「大唐平百済国碑銘」が刻まれており、そこにも「凡置五都督、卅七州二百五十県、戸廿四万、口六百廿万。各齊編戸、咸變夷風。」とみられる。

その直後各地では百済復興運動が起きたが、六六三年に白村江で倭軍を破つてからは、唐は百済故地の支配権を手中に収めた。また唐は新羅に対しても、白村江直前の龍朔三年（文武王三・六六三）四月に新羅を雞林州都督府、文武王を雞林州都督とし⁷¹、名目上唐の一つの州に組み入れている。ただ、白村江直後より唐の旧百済支配及び新羅への対応は、対高句麗戦を意識して穏便な政策に転じたといえる。⑯は麟徳元年（六六四）一〇月に熊津都督劉仁軌が百済故地への守備兵の増強を要請する場面であるが、

⑯ 檢校熊津都督劉仁軌上言・陛下留兵海外、欲殄滅高麗。百済、高麗、旧相党援、倭人雖遠、亦共為影響、若無鎮兵、還成一国。……仁軌謂仁願曰、國家懸軍海外、欲以經略高麗、其事非易。今收穫未畢、而軍吏与士卒一時代去、軍将又帰、夷人新服、衆心未安、必将生變。不如且留旧兵、漸令收穫、弁具資糧、節級遣還。……乃上表陳便宜、自請留鎮海東、上從之。仍以扶余隆為熊津都尉、使招輯其余衆。（『資治通鑑』麟徳元年（六六四）冬一〇月庚辰条）

その中で百済故地には高句麗・倭人と通じる者もいて、領内が不安定のなかで軍吏と士卒を同時に交代するような旧百済人たちに動揺を与える政策は慎むべきだと提言し、その過程で前百済太子の扶余隆を熊津都督として赴任させている。さらに『新唐書』劉仁軌伝では、百済故地及び遺民の管理における懐柔策の一環として劉仁軌が

扶余隆を熊津都督に推薦しているのがみられる。ただ扶余隆は、『三国史記』文武王四年（六六四）二月条に熊津で唐の勅使とともに新羅王子の金仁問と会盟したとあるため、二月の時点ですでに帰国していた可能性はあり得る。ともあれ唐は、詳細は後述するが百済王子のみならず多数の旧百済官人を赴任させることで故地の安定をはかるうとし、彼らの尽力によって翌年の麟徳二年（文武王五年・六六五）八月にはその扶余隆と新羅文武王の会盟を実現させている。

⑰〈1〉秋八月、王与勅使劉仁願・熊津都督扶余隆、盟于熊津就利山。（『三国史記』文武王五年（六六五）秋八月条）

〈2〉又於就利山築壇、对勅使劉仁願、歃血相盟、山河為誓、画界立封、永為疆界。（『三国史記』文武王十一年（六七二）文武王書）

この会盟は熊津就利山で行われたが、両者は互いの領土に介入しないことを誓い、白村江以後不明確であった両国の領土問題が一端解決したのであった。この会盟に至った経緯並びに模様は、後述の『冊府元龜』(29)により詳しく記録されている。

これに合わせて唐配下の都督府による百済故地の支配体制もいくらか変化を遂げている。白村江直後の麟徳年間（六六四～六六五）には、唐本国の地方統治体制（都督府・州・県）に倣い次のように、

⑱都督府一十三県、嶠夷県、神丘県、尹城県本悦己、……東明州四県、熊津県本熊津村、……支潯州九県、己汶県本今勿、……魯山州六県、魯山県本甘勿阿、……古四州本古沙夫里五県、……沙泮州本号尸伊城四県、……带方州本竹軍城六県、……分嶮州本波知城四県、……（『三国史記』地理四都督府七州条）

五都督府体制を辞めて都督府は熊津都督府のみとし、その下に七州・五一県を置く体制に再編成されている。なおこの⑱の内容は、年代

が記されず冒頭の都督府の名も無名であるためいつの地方制度であるか不明であったが、末松保和氏の緻密な考証により七州五一県の地名比定がなされたことで、六六五年八月の百済と新羅の会盟の際に約束された熊津都督府の領域であることが明らかになった。特にこの末松氏の地名比定で重要なことは、熊津都督府の所在地を百済の都であった現在の扶余、東明州を公州としたことである(9)。

すなわち熊津都督府も旧百済の都城並びに行政システムの多くを継承したといえる。ただ、盧重国氏の指摘によれば、一都督府・七州・五一県体制を当初の五都督・三七州・二五〇県体制と比較すると、四つの都督府と三〇の州、一九九の県が減っており、これは旧百済故地に新羅の勢力が介入し多くの地域を失ったためではないかという。さらに盧氏は、都督府配下の七州・五一県の位置が概ね忠南・全北・全南の西海岸地域に集中しているのは、熊津都督府の西南地域に対する比重が一層増したことと想定されている（盧重国二〇〇三）。

このように百済を滅ぼした唐は、性格の変化はあるものの熊津都督府を介して朝鮮半島の支配に乗り出したのであった。熊津都督府が直接管轄していた地域は半島のなかでも西南部であり、それらの地域は次に述べるように歴史的にも古くから倭国と交流があった。百済鎮将側は白村江で倭国に勝利しながらも、⑲（『旧唐書』劉仁軌伝にも「陛下若欲殄滅、不可棄百済土地、余豊在北、余勇在南、百済高麗旧相党援、倭人雖遠、亦相影響、若無兵馬、還成一国」とある）のように倭人・倭国を百済遺民の連携・結合の対象になり得るとして警戒していた。それゆえ都督府は、後述のように対高句麗戦などのために倭国とも積極的な交渉を望んだのであった。

ともあれここで指摘しておきたいことは、(二)では西南地域に独立した豪族勢力が台頭し半島情勢が混乱した九世紀後半に鞠智城の役割が高まったことを言及したが、同じく西南地域(旧百済)に唐の熊津都督府が設置され半島内部が分裂していた際に、鞠智城をはじめとする倭国の山城が築城されたという点である。七世紀後半に倭国と交渉をもったのは熊津都督府の官人であり九世紀の新羅海賊と比較することは好ましくもないかもしれないが、半島西南地域とのやり取りが活発化する時期に鞠智城が築城・再利用されていくことは偶然とも思われず、鞠智城の役割と直接関連していると推察できる。

二．築城以前(六・七世紀)の肥後地域と半島西南地域

有明海に面する肥後地域と半島西南地域の関係は、史資料からも菊池川流域の江田船山古墳、筑紫君磐井の時代まで遡る。まず、出土した鉄刀銘から五世紀後半のワカタケル大王(雄略天皇・倭王武)に典曹人として奉仕した火(肥)国の豪族が被葬者であることがわかっている江田船山古墳では、百済系の冠・耳飾り・履・馬具などの金属製品(前半期の金銅製品には、南海岸に注ぐ蟾津江流域の加耶系を含む)及び百済系陶質土器が多数出土している(玉名歴史研究会二〇〇二、白石二〇〇三)。また鉄刀銘を通しては、「作刀者」の倭人技術者以外に「書者張安」という文筆を担う渡来人が肥後の豪族配下にいたことも窺わせる。『日本書紀』には、雄略二三年(四七九)に三斤王の死後倭国から百済に帰国する東城王を高句麗から護衛するために筑紫国軍十五〇〇人を派遣したとあるなど、五世紀後半から六世紀前半に倭王権と百済が親密な対外交渉を展開し

たことを記している。この当時百済は、四七五年に高句麗の攻撃によって蓋鹵王と王都漢城を失い熊津(公州)に逃れたが、遷都後に王権強化と支配体制の整備に努めると西南部の采山江流域(慕韓とみる説が多い)を領有化し、その近くの蟾津江流域の大加耶圏の西部に進出している。学界でも議論の尽きることない全羅南道の采山江流域に前方後円墳が出現するのはこの時期である。これらの古墳(約一三基確認)は、五世紀第四四半期から六世紀第二四半期前半までの短期間に突如として現われるが、造営者・被葬者については諸説ある¹⁰⁰。詳細はここでは触れないが朴天秀氏や柳沢一男氏などの近年の研究では、その石室の構造、副葬品の分析等から北部九州、とりわけ肥後地域の倭人(工人)が関与したことが明らかにされている(洪漣植二〇〇六、朴天秀二〇〇七・二〇〇八、福永二〇〇七、柳沢二〇一四)。やや飛躍すれば、肥後地域・北部九州の豪族による有明海ルートを使用した交流が半島西南地域の前方後円墳(倭系古墳)の造営に繋がったとしている¹⁰¹。それならば豪族たちは、五世紀後半においては独自に半島西南地域との交流ルートを保持していたのである。肥後地域の豪族と近畿の氏族との関係は近年馬門ピンク石製石棺の広がりなどを通して指摘されている(柳沢二〇一四)、倭王権の対外交渉は肥後地域など北部九州と朝鮮半島の間で築かれた地域間交流の延長線上に位置していたといえる。

そうしたなかで、肥後を含む北部九州と半島西南地域間で半ば独占的な交通網を築いた豪族に筑紫君磐井がいる。磐井の墓は、『筑後国風土記』逸文によって肥後に隣接する筑後の福岡県八女市の岩戸山古墳(八女古墳群)と考えられ、有明海一帯を中心に五世

紀後半から六世紀前半にかけて北部九州・豊国にも広がる火国の阿蘇凝灰岩を材料とした石人・石馬の分布圏が彼の勢力圏とされている（小田一九八五・一九九一、篠川二〇〇二）。広範囲なネットワークをもつ磐井による反乱は、『日本書紀』に継体二一年（五二七）から翌二二年（五二八）まで詳細な記録がある。乱の性格をめぐってもここでは詳述しないが多くの研究がある（山尾一九九九、佐藤二〇〇五、森公章二〇一〇、篠川二〇一〇など）。

該当史料^(二二)によると、筑紫国・火国・豊国を勢力基盤とした筑紫君磐井は、まず新羅との特別な関係はもとより、高句麗・百済・新羅・加耶などからの貢職船（外交使節）を招致できる立場にあったことが読み取れる。また、毛野臣との関係を示す記録や何より彼の本拠地の阿蘇凝灰岩の石製製品の広がりを通して、継体大王をはじめ西日本各地の諸勢力とも連携していたと指摘されている（水谷二〇一三）。『日本書紀』では磐井討伐を正当化するために彼の言動を反王権行為とみなすが、諸国の使節が彼のもとを訪れていることは、当時の半島勢力並びに畿内の倭王権共々が磐井をパイプに外交交渉を成立させていたことを意味する。先に述べた榮山江流域の前方後円墳の石室を造営した肥後地域の工人も、最近の研究では古墳の築造期と磐井の活動期が一致することから、百済の要請のもと磐井が派遣した集団として評価されることがある（柳沢二〇一四）。彼が賄賂を得ていた記録から新羅との関係を重視する見解もあるが（山尾一九九九）、肥後の豪族勢力と深い関係にあった半島西南地域の榮山江流域に程近い蟾津江流域では、百済と加耶諸国・背後に新羅などがしのぎを削っていた。当時北部九州と朝鮮半島をめぐる交流のルートは複数存在したようだが、磐井は有明海地域（九州中

北部）勢力のリーダーとして倭王権の百済支援を担いながら、複雑な状況下の西南地域にて倭国の対外活動を代弁していたのではない。しかし磐井は、こうしたネットワークが仇となり外交の一元化をめざす倭王権によって殺害される。つまり、磐井は倭王権を否定しておらずむしろその一端を担っていたので、反乱と言えるのかその実態が問われるが、その背後に対外交渉ルート上での王権・豪族間の対立による影響があったことは間違いないであろう。ともあれ、磐井殺害後には倭国の対百済・西南地域との外交は田中史生氏の指摘のように王権に従属しながら行う形態に変質するが（田中一九九七・二〇〇五）、磐井の登場でクローズアップされた肥後地域の担う立場は鞠智城の築城時まで引き継がれたと推察される。

さて、磐井殺害後にはその子の葛子が跡を継ぐも筑紫君一族は弱体化し、北部九州では代わって南から肥君勢力が北上し拡大していったと考えられてきた。だが、律令期の戸籍などから筑紫国に肥君が多数存在することが確かめられる一方で、磐井の勢力圏を象徴する石人・石馬などの石製表飾が殺害後に菊池平野までを含み一層南に広がりを見せているのである。さらに次の史料には、

①百済王子恵請罷。仍賜兵仗良馬甚多。亦頻賞祿。衆所欽歎。於是、遣阿倍臣・佐伯連・播磨直、率筑紫国舟師、衛送達国。別遣筑紫火君、百済本記云、筑紫君兒、火中君弟。率勇士一千、衛送弥弓。弥弓津名。因令守津路要害之地焉。（『日本書紀』欽明一七年（五五六）正月条）

五五六年に倭に滞在した百済王子恵を百済に護送するために阿倍臣らと筑紫の舟師（水軍）を派遣し、別に筑紫火君に勇士一〇〇〇人を引率させて津路要害之地を守らせたとある^(二三)。このことは、六世紀中葉においても磐井を引き継ぐ筑紫火君が北部九州・倭国と百

済地域との交流の中で活躍していたことを知らせてくれる。近年の研究では筑紫火君の実体が「筑紫君児・火中君弟」であることに着目され、火中君の弟の父(母)は筑紫君であつて肥君と筑紫君の間に婚姻関係を想定し、『筑後国風土記』では両者が筑前・筑後の境界の神に共に祈っていることから当初より同盟関係にあつたと指摘されている。どちらの氏族に重きを置くかで見解の違いはあるものの、筑紫君と肥君が結びつくことで一層勢力範囲を広げたと考えている(瓜生二〇〇九、宮川二〇一三、佐藤二〇一四)。特に最近宮川麻紀氏は、対等な関係による両者の結びつきが、有明海をとりまく海上交通、八女―山鹿―菊池ラインの車路を中心とする陸上・河川交通を一層活発化させ、後代の鞠智城造営にもつながつたと推測する。ともあれ^⑩から、筑紫火君は命に従つて任務を遂行しており磐井殺害後の外交権の主体は倭王権に移つていたと考えられるが、彼らは王権の支配に組み入れられながらも磐井の築いた軍事力(水軍)・ネットワークを引き継ぎ、百済を中心とする半島西南地域とのパイプを維持していたとみてよいだろう。

さらに、六世紀後半から七世紀の倭王権・肥後地域と百済を中心とする半島との交流形態を考えるうえで、『日本書紀』敏達一二年(五八三)条にみられる肥後の地方豪族である葦北国造阿利斯登の子日羅(五八三)が百済の官位を有し、倭王権の外交に關与していることは興味深い(鬼頭一九七五、田中一九九七、有働二〇一四など)。これによると、六世紀初めには父の阿リス登が倭王権の大連伴金村の指示で半島南部の加耶における倭の權益を保持するためにそこに派遣されたが、日羅も倭王権の外交的使命を担い百済に派遣されたことを伝える^⑪。百済王権に仕えた倭人(倭系百済官

人)は数多くいたが(笠井二〇〇〇)、日羅は百済王から厚い信任を得て百済官位第二の達率(一六等中)にまで昇っている。百済での彼の立場を一層示すのが、倭王権が日羅を召喚するために吉備海部直羽嶋を百済に派遣し日羅と会見させた際に、日羅の屋敷の前で韓語を話す韓婦が対応し羽嶋を屋敷の中に招いた記録である。つまり日羅は百済にも屋敷をもっており、韓語を話す人たちと分け隔てなく暮らし百済王権のために尽力していた様子が読み取れる。その一方で日羅は、敏達大王の命で倭国に帰国し、父の仕えた大伴金村を「我が君」と呼び大王へ忠誠を表し、倭・済間に散在する諸問題から外交政策・国土防衛を進言しているばかりか^⑫、百済人が謀略をもつて筑紫に渡航しようとしている極秘情報を伝えるなど、倭王権と従属関係にあつたことが窺い知られる。そのことが原因か日羅は百済の使者によつて暗殺されている。ただ、日羅の倭国帰国、国政への参加は、恩率・徳爾・余怒・参官等の百済官人を伴つていたことから、倭王権が百済に送つたスパイ的立場の日羅を極秘に呼び寄せたというのではなく、互いの外交・交流形態の中で臨機応変に実現されている事例とみなし得る。

このように磐井以来日羅一族にいたるまで、肥後地域の豪族は半島西南部(特に百済)と独自のネットワークを築き対外交渉の中枢を担っていた。日羅の例から窺われる交流の特質は、彼が倭王権・百済王権の二重に従属する(田中一九九七)ことによつて両王権の紐帯の役割を果たし、倭・済王権自身も九州の有力豪族の王権への二重の従属性を積極的に作り出していたことであつた。特に肥後地域がその役割を担っていて、両王権の政治・外交・文化交流がその地域との関係、人材なくしては不可能であつたことを物語る。日羅

暗殺記事をみても、参官一行は徳爾らに日羅暗殺を託して百済に帰国するが血鹿（肥前国松浦郡値嘉）を經由しようとしている。さらに、日羅を暗殺した徳爾等の百済人を捕えたあとの処罰も、倭王権自身が判断せず日羅一族の出身地の肥国葦北君に委ねている（なお、日羅の遺骸も葦北へ運ばれ改葬されている）。このことは、肥後地域及びその豪族が両王権間の媒体・経由の役割を果たしていただけでなく、ネットワーク上の主体者であったともとれる。倭王権のみならず百済王権にとっても肥後地域の勢力の援助は不可欠であつて、そうした境界勢力が当時の外交交渉を成立に導いたとみるのが実態に近いのではないか。それら豪族が半島との交流において何を対価としたのかは定かでないが、肥後地域は半島の先進文化・文化の集積地^{②⑧}、外交使節・渡来人の来航・停泊地、さらには居住地であつて、それに見合ったメリットがあつたのであろう。

日羅殺害事件後も、彼の出身地である肥後国葦北と半島西南地域（百済）は恒常的な交流・対外交渉が続いたと考えられる。『日本書紀』推古一七年（六〇九）夏四月条には、

②⑧筑紫大宰奏上言、百済僧道欣・惠弥为首、一十人、俗七十五人、泊于肥後国葦北津。是時、遣難波吉士徳摩呂・船史童、以問之曰、何来也。对曰、百済王命以遣於呉国。其国有乱不得入。更返於本郷。忽逢暴風、漂蕩海中。然有大幸、而泊于聖帝之边境。以歡喜。

百済僧を含む百済使がここに来航した様子を記している。彼らは元々隋に向かう使節であつて漂着した百済人といえるが、暴風で流れてくのが天草西岸や薩摩国が多いなか肥後国葦北津に来航したのは、彼らが歴史的にも百済と関係の深いことを地理的に認識していたからとみられる。推測の域をでないが下線部「泊」の語句が『日

本書紀』では外交使節の停泊地点に使用されていることを根拠に、この六〇九年の百済使もトラブルに遭い十分情報を得ていたこの場所に来航したという指摘もある（堤一九九二、有働二〇一四）。下線部のように百済使がここを聖帝之边境と評しているのは、百済人にとつてもこれを報告した倭人にとつても、葦北津は両国の境界であつたのではないか。まさにここは百済側からみれば倭国への窓口の一つであつて、②⑧はこのルートが七世紀以後も百済使によつて恒常的に使用されていたことを示唆する。加えて、冒頭下線部は那津官家（五三六年設置）に置かれた筑紫大宰の初見記事であるが、この頃この場所を管理したのは奏上者の筑紫大宰であつたことも窺い知られる。ただし肥後地域の歴史的品格を踏まえれば、倭王権の権力が一方的に葦北津に介入したとみるよりは、肥後地域の有力豪族によるモノ・ヒト・情報を共有するネットワークの上位に那津官家・筑紫大宰が存在したと推察される。

以上、百済王権の立場に立ちつつ、六〜七世紀の肥後地域と半島西南地域の交流史を概観した。この後の肥後地域と百済の関係を述べた史料がないため断定はできないが、以降も百済王権にとつて肥後地域との交流・外交は重要視されていたとみてよいだろう。こうした交流の歴史が、後に述べる鞠智城の築城に繋がると思われる。

三．築城期（白村江直後）における熊津都督府の対倭外交とその性格

（一）熊津都督府による百済遺民の登用と対倭政策——禰軍を中心に——
一（三）と二では時間軸が逆になったが、前者では百済滅亡後（鞠智城の築城期）に唐によつてその地域に熊津都督府が設置されたことに触れ、後者では白村江以前（築城以前の六〜七世紀）の肥後地

域と半島西南地域（百濟）間の密接なネットワーク、交流史を概観した。さて後者を踏まえれば、百濟地域を占領した熊津都督府の時期にも両者の間で何らかの交流があったと推察される。ここではその手がかりとして、熊津都督府による対倭政策・外交の実体を対新羅・半島政策も踏まえながら検討してみたい。

熊津都督府は、白村江勝利後の翌年の六六四年からたて続けて倭国に使者を派遣している（池内一九六〇、鈴木二〇一一bなど^(七)）。次の記録がその初回であるが（『日本書紀』の記録は簡略であるが、『善隣国宝記』に使節の詳しい事情が記されている）、当初の外交は戦後処理の問題と絡んでおり都督府の対倭政策の方針が明確に表れていると推察される。

②④夏五月戊申朔甲子、百濟鎮將劉仁願、遣朝散大夫郭務悰等、進表函与献物。……冬十月乙亥朔、宣発遣郭務悰等勅、是日、中臣内臣、遣沙門智祥、賜物於郭務悰。戊寅、饗賜郭務悰等。……十二月甲戌朔乙酉、郭務悰等罷歸。（『日本書紀』天智三年（六六四）条）

②②海外国記曰、天智三年四月、大唐客来朝。大使朝散大夫上柱国郭務悰等卅人、百濟佐平禰軍等百余人、到对馬島、遣大山中采女通信侶、僧智弁等来、喚客於別館。……一二月、博徳授客等牒書一函、函上著鎮西將軍、日本鎮西筑紫大將軍牒在百濟国大唐行軍總管、使人朝散大夫郭務悰等至、披覽来牒、尋省意趣、既非天子使、又無天子書、唯是總管使、乃為執事牒、牒是私意、唯須口奏、人非公使、不令入京、云々。（『善隣国宝記』卷上所引「海外国記」）

この史料は、倭の中央政府が対馬に来た百濟鎮將（熊津都督府）の使節郭務悰らを尋問するために使者を派遣し、筑紫大宰府に呼び寄せ使節の性格・持参した牒書などをもとに入京の是非を検討した

場面である。この具体的な内容は既存の研究で詳細に言及されており（堀一九九八など）、ここでは倭王権が下した結論のみを述べれば、百濟鎮將の派遣した使節は私使であって唐皇帝の公の使人でないという理由で帰還させるというものである。この時筑紫大宰府が郭務悰らに百濟鎮將宛の牒書を託していることから、倭王権は熊津都督府を大宰府と同等の機関とみなしていたという指摘もある（鈴木二〇一一b）。こうした倭王権の対応はいわば戦勝国と敗戦国の関係に反していたが、熊津都督府側はそれを責めることはせず、形だけであれ倭国の要望を聞き入れ、翌年に②③の唐国本国の朝散大夫沂州司馬上柱国劉徳高を首席として前年度の郭務悰らを伴いながら派遣している。

②③九月庚午朔壬辰、唐国遣朝散大夫沂州司馬上柱国劉徳高等。等謂右戎衛郎將上柱国百濟禰軍・朝散大夫上柱国郭務悰、凡二百五十四人、七月廿八日、至于对馬、九月廿日、至于筑紫、廿二日進表函焉。冬十月己亥朔己酉、大閱于菟道。十一月己巳朔辛巳、饗賜劉徳高等。十二月戊戌朔辛亥、賜物於劉徳高等。是月、劉徳高等罷歸。是歲、遣小錦守君大石等於大唐、云々。等謂小山坂合部連石積・大小乙吉士岐弥・吉士針間、蓋送唐使人乎。（『日本書紀』天智四年（六六五）条）

ただし六六四年と六六五年の使節団の編成は、指摘されているように後者の首席の劉徳高も唐の官名を称するだけで郭務悰とほぼ同格（朝散大夫）であって、両者とも占領軍の唐人と百濟人から作られていて、若干の増員はあるが性格的に同じであったと考えられる（鈴木二〇一一b）。使節団の主要ポストに唐人の郭務悰と旧百濟官僚佐平の禰軍が二度とも加わっているのは、そのことを一層示唆する。ともあれ、②③によるとこの時は倭国も使節団を受け入れ、さ

らに同年に遣唐使を送っている。

ここで改めて注目されるのは、兩年とも倭国に多数の百済人を派遣している点である。六六四年の際には、唐人が三〇名であるのに対して禰軍を筆頭とする百済人は一〇〇名以上加わっているのがわかる（使節団の性格が同じであるため、増員された六六五年には一層多くの百済人を派遣したであろう）。また、熊津都督府は二年後の六六七年にも送使であるが再度倭国に使節を派遣しており、

②十一月丁巳朔乙丑、百済鎮將劉仁願、遣熊津都督府熊山県令上柱国司馬法聰等、送大山下境部連石積等於筑紫都督府。己巳、司馬法聰等罷歸。以小山下伊吉連博徳・大乙下笠臣諸石、為送使。（『日本書紀』天智天皇六年（六六七）十一月条）

その代表格である法聰も司馬を付しているが百済人と推察されている（池内一九六〇、盧重国二〇〇三）。後述する②⑦をみると、そこでは唐人を最初に載せその後に旧百済人の名を記しているが、百済人である「司馬禰軍」のあとにこの司馬法聰が出てきていることから、法聰は百済人であることが確かめられる。

とすれば、熊津都督府は佐平禰軍を筆頭に、旧百済人を白村江の戦後処理を担う対倭外交に積極的に活用したといえるのではないか。ここから熊津都督府の対倭政策の一端が読み取れるが、何より禰軍は、『三国史記』に加えて最近公開された墓誌銘によって、旧百済地域の支配や対新羅を中心とする半島政策に一層従事していたことが窺い知られる。こうした禰軍の活動は、彼が対倭外交で期待された役割や都督府の対倭政策とも直接関係すると思われるので、その活躍の様子を確認し、改めて倭国との関係に戻ってみたい。まず次の『三国史記』では、六七〇年前後から唐（熊津都督府）と新

羅の関係が悪化した様子を詳述しているが、そうした緊迫状態を伝える中に禰軍の活動がみられるのである。

②王疑百済残衆反覆、遣大阿滄儒敦於熊津都督府請和、不從。乃遣司馬禰軍窺覘。王知謀我、止禰軍不送、拳兵討百済。（『三国史記』文武王一〇年（六七〇）秋七月条）

②⑥至咸亨元年（六七〇）六月、高麗謀叛、摠殺漢官。新羅即欲發兵、先報熊津云、「高麗既叛、不可不伐。彼此俱是帝臣。理須同討凶賊、發兵之事、須有平章。請遣官人来此、共相計会。」百済司馬禰軍来此、遂共平章云、「發兵已後、既恐彼此相疑。宜令兩処官人互相交質。」（『三国史記』文武王十一年（六七二）所載・文武王「答薛仁貴書」）

②⑦・・由是獲罪大朝。遂遣級滄原川・奈麻辺山及、所留兵船郎將鉗耳大侯・萊州司馬王芸・本烈州長史王益・熊州都督府司馬禰軍・曾山司馬法聰、軍士一百七十人、上表乞罪曰。（『三国史記』文武王十二年（六七二）九月条）

②⑤は、新羅側（王は文武王）からの記録であるが、熊津都督府は禰軍を新羅に派遣してスパイ行為（窺覘）にあたらせ、それを察知した新羅が彼を拘束したことを伝える。禰軍が新羅でいかなる活動をしていたかは不明だが、②⑥には文武王が六月に高句麗の反乱に対して熊津都督府と共同して討伐に当たることを申し入れたと記している。だが『三国史記』文武王一〇年（六七〇）六月条をみると、新羅が旧百済の要所である金馬渚（全羅北道益山）に六六八年に唐が滅ぼした高句麗の貴族安勝を安置したと記している。このことから、禰軍が新羅にいたのは両者の争いのためであったと推定される。そして②⑦には、六七二年九月に新羅に二年近く抑留されていた禰軍や法聰を含む、唐人と百済人を唐（都督府）に送り返したと

を記している。ともあれ上の史料を通して、禰軍らは百濟遺民でありながら都督府のなかで存亡に関わる政治・外交に関与していたことがわかる。

加えて最近「禰軍墓誌」が拓本写真と釈文であれ公開されたこと（王連龍二〇一一）、前述の外交活動に加えて墓主禰軍本人とその先祖の事績全般を知り得るようになった（東野二〇一二、李成市二〇一三、崔尚基二〇一四など^{②④}）。ここで取り上げる禰軍の対倭外交についても、一次資料の墓誌には編纂史料にみられない彼の立場・認識や彼の属した熊津都督府の実情が数多く記されている。最近の研究に倣いこの墓誌の内容を取り上げてみたいが、長文であるのでここでは彼自身の実績・生涯（内容から便宜上「1」〜「4」に分けた^{②⑤}）に関わる部分のみ触れたい。

②「1」去顯慶五年、官軍平本藩日、見機識變、杖劍知歸、似由余之出戎、如金磧之入漢。聖上嘉歎、擢以榮班、授右武衛瀋川府折衝都尉。「2」于時日本餘噍、據扶桑以逋誅。風谷遺賫、負盤桃而阻固。萬騎亘野、与盖馬以驚塵。千艘橫波、援原虵而縱泳（1）。以公格謨海左、龜鏡瀛東、特在簡帝、往戶招慰（2）。公佁節而投命、歌皇華以載馳（3）。飛汎海之蒼鷹、翥凌山之赤雀。決河皆而天吳靜、鑿風隧而雲路通。驚鳧失侶、濟不終夕。遂能說暢天威、喻以禍福千秋（4）。僭帝一旦稱臣。仍領大首望數十人、將入朝謁。特蒙恩詔授左戎衛郎將（5）。「3」少選遷右領軍衛中郎將兼檢校熊津都督府司馬。材光千里之足、仁副百城之心。舉燭靈臺器標於瓦械。懸月神府、芳掩於桂苻。衣錦晝行、富貴無革。藿蒲夜寢、字育有方。去咸亨三年十一月廿一日。詔授右威衛將軍。局影彤闕、飾躬紫陛。亟蒙榮晉、驟歷便繁。方謂克壯清猷、永綏多祐。「4」豈高曦馳易往、霜

凋馬陵之樹、川閱難留、風驚龍驤之水。以儀鳳三年歲在戊寅二月朔戊子十九日景午遘疾、薨於雍州長安縣之延壽里第。春秋六十有六。

熊津岬夷（扶余又は公州）出身の禰軍は、「1」と「4」の下線部によれば、百濟が唐に滅ぼされた顯慶五年（六六〇）に唐にくだり官職を授けられ、その後は唐に仕えて儀鳳三年（六七八）に六六歳で亡くなっている^{②⑥}。「2」は、まさに彼の対外交渉での活躍を記した箇所であるが、既存の研究では下線部（1）の冒頭の「日本」が国号としての日本なのか論議の的となった。しかし最近李成市氏は、「日本」は唐からみた東方を意味する語句であってすなわち百濟のことであり、その下の「扶桑」「風谷」「盤桃」のいずれも東方を指す呼称であって、文脈を検討してみるに順に倭、高句麗、新羅を指し、全体としては「時に百濟の殘党は倭に依拠して誅罰を逃れていた。高句麗の殘党は新羅を拠点にして堅固であった」と解釈すべきと提言している（李成市二〇一三・二〇一四）。李氏の見解は白村江以後の東アジア情勢とまさに符合しており説得力に富む。とすると、下線部（2）以下は（1）の状況を打開するために禰軍がとった行動の内容ということになる。使者として当初の業績を述べた（3）は、彼が戦後すぐの六六四年と六六五年に倭国に派遣されたこととみてよいだろう。（3）以下は、『日本書紀』の内容を補足している。彼が使節団の中核として迅速に倭国に赴き、（4）のように戦後交渉にあたったことを伝えている。そして何より、唐皇帝が彼にそれを託した理由を、（2）のように海左（海東、すなわち百濟国）での経験を見込んでのものであったことを明記しているのは興味深い。また、彼が対倭交渉のみならず新羅を中心とする半島政策に従事していたことは前述したが、（5）は②⑦の『三国史記』の記

録とも一致するのである。さらに墓誌からは、こうした対外活動によって裨軍の官職が徐々に上昇していることもわかる。

ところで、⑭の六六七年に倭に派遣された百済人の司馬法聡は熊津都督府の熊山県(熊津県とみられる)の県令に任じられていたが、

「3」によると、裨軍も旧百済に帰国後は檢校熊津都督府司馬として活躍した様子が読み取れる。さらに一族(裨軍弟)の裨寔進も、「裨寔進墓誌」によって東明州の長史であったことが指摘されている(金榮官二〇一二、権憲永二〇一二)。このように多くの百済人が熊津都督府の官吏に登用されていた。白村江後の熊津都督府は、元々敵対関係にあったが同地域に精通する百済遺民を登用することによって半島支配を展開したことが窺い知られる。裨軍の例にみるように、特に倭との交渉には古くからそれと関係の深かった百済官人を積極登用したと考えられる。裨軍が都督府配下の旧百済に帰国した年は定かではないが、都督府主導で倭に派遣された六六四年にはすでに帰国していたので(扶余隆の帰国よりは後と考えられる)、唐は戦後の対倭交渉を担わせるために彼をわざわざ帰国させたともみられる。「裨軍墓誌」によると(墓誌の性格上主人公及び一族の個人的な解釈は加味されているが)、彼の対倭交渉は一定の成果を収めたといえる。

ともあれ、戦後の都督府の対倭外交は、六・七世紀百済滅亡以前の百済人と倭人の緊密なネットワークをうまく活用しようとしたと思われる。実際に対倭交渉にあたった裨軍の墓誌銘からは、そこに記された「日本」は国号を指していないことは明確であっても、都督府側が倭国を相当意識して外交にのぞんだ様子が窺い知られた。

⑯で百済鎮將劉仁軌が百済遺民と倭人の関係を案じたように、唐に

とっては倭国は敗戦国であっても、百済地域の安定した支配には対倭政策が必須であったことを物語る。そのため熊津都督府は、旧百済の対倭交渉・交流ルートを確認しようと働きかけていたと考えられる。

(二) 熊津都督府における倭人の活動と肥後地域

上では白村江以後の熊津都督府が百済遺民を介して対倭外交に従事している様子を論じた。さらに熊津都督府内には、かつて旧百済地域で活動した日羅など倭系官人のような倭人が存在したことを暗示する記録がみられる。熊津都督府は、⑰のように六六五年八月に唐勅使劉仁願の立会で熊津都督扶余隆(前百済太子)と新羅文武王の間で領土保全などを約束した会盟を実現させたが、その模様を詳述する次の『冊府元龜』をみると会盟直後に下線部のように関係のない耽羅や倭人が出てくるのである。

⑲開府儀同三司新羅王金法敏・熊津都尉扶余隆、盟于百済之熊津城。初百済自扶余璋与高麗連和、屢侵新羅之地、新羅遣使入朝求救、相望於路。及蘇定方既平百済軍回、余衆又叛。鎮守使劉仁願・劉仁軌等、相略数年、漸平之。詔扶余隆、及令与新羅和好。至是、刑白馬而盟。先祀神祇及川谷之神、而後歃血。其盟文曰、・(中略)。劉仁軌之辞也。歃訖、埋書弊弊於壇下之吉地、藏其盟書於新羅之廟。於是、仁軌領新羅・百済・耽羅・倭人四国使、浮海西還、以赴太山之下。(『冊府元龜』外臣部二六盟誓・高宗麟德二(六六五)年八月条)

ほぼ同様の記録は次のように他の史料にもみられる。

同盟于熊津城。劉仁軌以新羅・百済・耽羅・倭国使者浮海西還、会祠泰山。(『資治通鑑』麟德二年(六六五)八月条)

麟徳二年、封泰山。仁軌、領新羅及百濟・耽羅・倭四国酋長、赴会。

(『旧唐書』劉仁軌伝)

記録によると、会盟後に劉仁軌が新羅・百濟・耽羅・倭国の四方の使を率いて泰山の封禪の儀に赴いているのがわかる。この封禪の儀は、同史料には儀礼の様子以外に準備段階からそれら四方国を含む諸蕃酋長が扈從を率いて行列に従駕したことも記しており、唐帝国の国威を周辺諸国にアピールすべく麟徳元年(六六六)正月に行われたのであつた。それは当時の唐を中心とする東アジア情勢・秩序を物語っているので、熊津都督府のもと倭人を同行させたことはその対倭政策を伝える重要な事例であろう。

ともあれ、八月の会盟に当事者の百濟と新羅以外に倭人などが直接参加していたとは考えられないが、当時の都督府内部地域に倭人がいたことは十分推察される。会盟をとりまく状況、会盟後の半島情勢にも倭が関係していたととれる。さて、この倭人の実体については、最初に羅濟会盟に着目した池内氏は抑留または残留した人々とみて会盟はもとより本国の倭国とは関係ない者とした。これに対しそれらを倭国から派遣された公的使節と積極的に解釈する見解も出された(木宮一九五五、日本古典文学大系一九六五、鄭孝雲一九九五)。後者の説によると、^{②③}には六六五年是歲に守君大石らを唐に遣わしたとあるが、彼らが封禪の儀にも参加したという。守君大石らを分注のように送使とみるのみならず、当初から唐本国の儀礼に参加すべく派遣された使節とみなしている。しかし、この見解は鈴木氏が実証されたように成立しがたい。^{②③}の劉徳高らの倭国派遣(九月)並びに帰国(一二月)時期をみると、その送使の守君大石一行は、同年八月の会盟に間に合わないのもとより翌年正月

の儀礼に参加することも困難であつた。

したがって、この倭人は熊津都督府に滞在していた者たちとみて間違いない。とはいえそれらを都督府に留の倭人とみる見解の中にも、池内氏は外交と関係のない単なる在留民とみなす一方で、鈴木氏は本来的な意味において日本の朝廷の公的意思を体していた使人と評価している。ただ既存の研究では、この倭人を倭国の側に立つてのみ考えている。これまで論じたように、白村江以後六六四年から始まつた対倭外交は都督府の主導によつてなされていて、唐の封禪の儀に倭人を参列させたのも都督府の意思であつた。とすれば、実際にそれを取り決めた熊津都督府の立場から在留する倭人との関係が検討されるべきであろう。

以上のように倭人は白村江以後も旧百濟地域に滞在していたが、磐井や日羅が時には百濟(新羅)王権の立場から行動したように、彼らが都督府側で何らかの活動に従事することもあつたのではない。六六四年からの戦後処理の対倭交渉も、倭人と百濟遺民の関係を軸に既存のネットワークによつて行われた部分も多かつたと推察されるのである。さらにいえば倭人の地位は、百濟鎮將劉仁軌がわざわざ唐の国家儀礼に参列させたことからみて、白村江前後の都督府支配下でも低い地位ではなかつたとみてよいだろう。そうした倭人の具体的な例としては次の記録が参照される。

^{③④}十一月甲午朔癸卯、对馬国司、遣使於筑紫大宰府言、月生二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐四人、從唐来曰(一)、唐国使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、総合二千人、乗船册七隻(二)、俱泊於比知島、相謂之曰、今吾輩人船数衆、忽然到彼、恐彼防人、驚駭射戰、乃遣道文等、予稍披陳来朝之(三)。

（『日本書紀』天智一〇年（六七二）一月甲午朔癸卯条）

やや後の六七一年であるが、唐（熊津都督府）は（1）の沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐の四人を、後述する（2）

の唐人郭務悰一行の先発隊として対馬に送り、（3）のような事情を説明させている。その一人の筑紫君薩野馬は次の記録によると、

③詔軍丁筑紫国上陽畔郡人伴部博麻曰、於天豊財重日足姬天皇七年、救百濟之役、汝為唐軍見虜。泊天命開別天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩野馬・弓削連元宝兒、四人、思欲奏聞唐人所計、縁無衣糧、憂不能達。（『日本書紀』持統四年（六九〇）一月乙丑条）

白村江の戦で捕虜となりその後熊津都督府のもとにいたことを伝えている（三）。他の三人もほぼ同様の立場であったとみられる。いずれにしても、都督府は百濟遺民のみならず倭人たちを自身の傘下に組み込んでいたことがわかる。③（1）のように交渉内容が対馬国司を経て筑紫大宰府に無事伝達されていることから、彼らに対倭交渉の仲介役の任をとらせていたと考えてよいだろう。沙門道久のような僧侶が含まれているのは、当時の東アジアで一般的であった僧侶を介した外交形態とも一致している。

さらに筑紫君薩野馬は、筑紫君の一員とみられ先代は肥後地域と関係の深い筑紫火君や磐井につながる豪族であったと思われる。岩戸山古墳の西に近接する下茶屋古墳の被葬者は薩野馬前代の親族であろうとされている（柳沢二〇一四）。もう一人韓嶋勝娑婆も、他の記録はないが韓嶋という氏からみて豊前国宇佐郡辛島郷出身の豪族と推定されている（日本古典文学大系一九六五）。すなわち二名もが、歴史的に半島西南地域（百濟）とパイプを持つ九州・肥後地域と関係の深い豪族であったといえる。このことは、戦後の都督府

においても百濟遺民と倭人たちの旧来のネットワークをかなりの割合継承・活用したことを示している。

ところでこうした百濟遺民並びにそれと親交のある倭人を活用するスタイルは、都督府側のみならず倭国の側でも同様であった。③の戦後倭国が最初に唐（熊津都督府）に派遣した守君大石は、天智即位前紀八月条に百濟救援將軍の一人として名がみられ、百濟と関係の深かった人物であることがわかる。倭国も対百濟外交に従事してきた官人を積極登用し、百濟遺民とのパイプから都督府との関係を再構築しようとしたのではないか。なお④によると、守君大石らの倭国帰国は六六七年であって、百濟鎮將の権限下で司馬法聰らによって丁重に送り届けられている。とすれば、守君大石らは長期にわたり都督府に滞在していたことになり、倭国からの使節も都督府のもとで両国の関係のみならず半島政策に関わることを任されていたのかもしれない。例えば六六六年一〇月から始まる唐の高句麗征討も彼らが都督府に滞在していた時のことであった。

ともあれ白村江以後も、筑紫君薩野馬などが都督府の意向のもと倭国との外交のなかで活発に活動していたように、歴史的な肥後地域と半島西南地域の交流は健在であったと思われる。まさにこの時期に築城される鞠智城も、熊津都督府と倭国、肥後地域のネットワークの影響を強く受けていたと考えられる。

（三）郭務悰ら二〇〇〇人来倭と熊津都督府の対倭認識

六六四年に始まった熊津都督府の対倭外交は、六六八年からは新羅も倭国に使者を直接派遣するようになるが（岡藤一九九七、沈京美二〇〇〇、延敏洙二〇〇三）、ある程度良好な関係を維持してい

たといえる。そうしたなか前述の③④によると、六七一年一月に唐使の郭務悰ら二〇〇〇人の大船団が倭国に派遣されてきている。その③④(2)の解釈については既存の研究でもいくつか出されているが、使節団は郭務悰が引き連れて来た六〇〇人の唐国使節と沙宅孫登に連なる一四〇〇人による四七隻から成り立っていた。この使節団の郭務悰は、戦後最初の六六四年・六六五年の使節でも代表を務めた倭国と親密なパイプを有した半島駐在官の唐人である。また沙宅孫登は、唐將軍蘇定方が義慈王と共に洛陽に送り皇帝高宗に献上した五〇余人の百濟貴族の一人であった^(三三)。沙宅氏は佐平沙宅智積をはじめとして百濟王権で政治・外交の中枢にいた有力貴族である(李道学二〇一〇)。孫登も、前述の禰軍と同じようにかつての百濟での能力を買われて、滅亡後は熊津都督府に登用され半島政策・対倭外交を任された百濟遺民であったとみられる。それゆえ沙宅孫登が率いてきた一四〇〇人も、彼のもとにいた百濟人であったと第一に考えられる。

使節団の性格については、同行した人々を百濟人難民と考えたのは池内氏が最初であるが、それを発展的に解釈した鈴木氏の難民輸送説が最も有力である(井上一九八一)。鈴木氏は、新羅との対立の中で直前の同年正月に倭に派遣した李守貞の交渉^(三三)が効果をもたらさなかつたため、百濟避難民を届けて倭側の都督府に対する好意的態度を引き出そうとしたという(鈴木二〇一〇b)。加えて近年では、派遣目的はそれと同様に緊迫する半島情勢の中で倭から支援を引き出そうというものであるが、それらを百濟人ではなく倭国の関心を最も引き出せた白村江の際の捕虜及び遣唐使関係者、すなわち倭人と考える見解も多くみられる(松田一九八〇、直木

一九八八、新蔵一九九〇)。ただ後者の説は、戦後の都督府と倭国の外交関係の中でそれほど大多数の捕虜が六七一年まで抑留されていたとは考えられず、万一それらが白村江で戦った捕虜であるとするれば『日本書紀』にそのことが明記されていると思われるなど、多くの点で疑問が残る。また前者の説も、百濟人難民を倭国に輸送したところで倭国から賛辞が得られるのか疑問であり、何より唐人が六〇〇人含まれていた理由がもう少し明らかにされなければならぬであろう。

ひとまず、諸説でも強調された六七一年前後の半島情勢を確認しておく。⁽²⁵⁾・⁽²⁶⁾を含む『三国史記』文武王十一年(六七〇)・十一年(六七一)条によると、新羅は六七〇年三月薛烏儒ら二万名を送り鴨緑江付近で勝利後、七月以降は一層熊津都督府に対する攻勢を強め、文武王自ら出征し合わせて八二城を攻略し次々と旧百濟領域を奪取していった。六七一年に入ると都督府は唐本国に援軍を要請したが、新羅は中心部の加林城まで侵入し六月に石城の戦いで勝利すると、七月頃には泗泚(扶余)を占領し所夫里州を設置したという。熊津都督府からみればいわば没落したことを意味する。この後一〇月には両者は海上で激しい戦鬪を繰り広げたが、

⁽³²⁾冬一〇月六日、撃唐漕船七十余艘、捉郎将鉗耳大侯、士卒百余人、其淪没死者、不可勝数、級食当千功第一授位沙浪。(『三国史記』文武王十一年(六七一)冬一〇月条)

都督府側は漕船七〇隻以上で対抗するも新羅水軍に大敗している(徐栄教二〇〇六、李相勲二〇一〇)。ただ都督府側はそれに対して黙ってみていたのではなく、『三国史記』十二年(六七二)条によると翌六七二年二月から反撃に転じており、八月には韓始城・馬邑

城などを攻めて京畿道・黄海道一帯で衝突し新羅軍を破り、九月には②⑦にみられるように新羅王が謝罪使を遣わし捕虜を送還したのであった。なお、この捕虜の中に山東半島に位置する萊州の司馬王芸がいたことから、上の②の新羅に敗れた唐水軍は、唐本国から熊津都督府に向かう兵士・軍事物資を乗せた輸送船団であったという主張もみられる（李相勲二〇一一）。

ともあれ、郭務悰ら二〇〇〇人はそうした半島情勢の中で倭国に派遣されたのであった。繰り返しになるが既存の見解では、大船団の実体として難民と捕虜の違いはあるが、熊津都督府は数か月前の正月に次のように上表文まで持たせた使節を遣わしたものの、

③③百濟鎮將劉仁願、遣李守真等上表。・秋七月丙申朔丙午、唐人李守真等百濟使人等、並罷歸。（『日本書紀』天智一〇年（六七二）条）

倭国の反応が思わしくなかったのでさらなるアピールを目指したとされている。つまりそれらは、新羅との戦闘のために倭の軍事的支援を引き出すための手段であったという解釈である。しかしながら、唐は戦後当初より倭国に対して関係を修復しようとしたが、自身の敗戦国という認識は強く持っていたと考えられる。既存の見解は、当時の熊津都督府の対倭認識とかけ離れた説であって、日本古代史の立場から倭国を過大評価したものといえる。とすれば、この二〇〇〇人も倭国を喜ばせる避難民や捕虜と考えられないのはもとより、これを再考することで派遣した側の熊津都督府の対倭政策・認識は一層明らかになると思われる。

ここで改めて③③（三）をみると、二〇〇〇人の装いとして対馬の防人が襲撃してもおかしくなかったことを伝える。すなわち使人の風貌とは異なり武装した船団であったことが窺い知られる。これ

は、③②に描かれる新羅水軍と激突して敗れた唐水軍と同等な様相を彷彿とさせる。③④（四七隻）と③⑤（七〇隻）は船団の数も比較的近く、古く森克己氏などによって提起されたような軍人説（森一九九五、鈴木治一九九五）は十分成り立つと考えるのである。しかし先に指摘しておきたいが、森氏などが主張するように倭国を威嚇するための軍人集団であったとは到底考えられない。このことは先学の指摘の通りであるが、次の記録のように、

③④遣内小七位阿曇連稻敷於筑紫、告天皇喪於郭務悰等。於是、郭務悰等、咸着喪服、三遍举哀。向東稽首。壬子、郭務悰等再拜、進書函与信物。（『日本書紀』天武元年（六七二）春三月条）

郭務悰らは来倭後書函と信物を進めて修好を結ぶことに努めており、天智大王が死去し筑紫に滞在する使節にそれを告げた際には彼らも哀悼の礼を行うなど、武力による威嚇ととれるような行為は一つもみられない。このときの書函の文は『善隣国宝記』^{三三三}のなかにも含まれているが、都督府が外交形式に則って郭務悰らを派遣したことを示唆する。加えてこのときの信物は、『日本書紀』持統六年閏五月己酉条に「詔筑紫大宰率河内王等曰・復上送大唐大使郭務悰爲御近江大津宮天皇所造阿弥陀像」とあることから、郭務悰らは天皇に贈るために阿弥陀像を持参してきたことが窺い知られる。当時の東アジアでは外交のなかで仏教の果たす役割は強く、精神的にも倭国から賛同を得ようとしていたと推察される（近藤二〇一四）。鞠智城でも築城期の遺構から七世紀代の百済系の小金銅仏（金銅菩薩立像）が出土しているが、熊津都督府との外交・交流の中でこのように伝来した可能性もあり得る。ともあれ、

二〇〇〇人の実体が軍人（都督府水軍）であったとしても、倭国を攻撃したり威圧するものでなかったことは明白である。

再度、軍人説にたちこの使節団の性格を考えてみる。上に指摘したように、沙宅孫登ら旧百濟官人のみならず倭人を登用し彼らに水先案内、実務的な交渉を任せていたことが、当時の熊津都督府と倭国との外交の実体であった。それら倭人は、筑紫君薩野馬・韓嶋勝婆婆は有明海を含む北部九州とネットワークを有した氏族であつて、僧侶の沙門道久を含めて旧来から交渉能力に長けていた者であつた。しかも都督府側は、防人の位置まで十分認識しているなど、日本の防衛体制を熟知していたとみられる。とすれば、この大船団は半島情勢、新羅との戦闘のなかで派遣されたのであつたが、ある程度周到な準備のもとで成し遂げられていたといえる。すなわち、六六四年から始まる対倭外交の中で何らかの取り決めがなされていて、想定外の出来事とはいえないなかつたのではないか。大船団を率いてきた郭務棕も書函・仏像など信物を持参するなど倭国側にこの使節を受け入れてもらうように善意を示しており、倭国側も次のように急がず無難に対応しているのが確かめられる。

③⑤ 以甲冑弓矢、賜郭務棕等物、綜合絶一千六百七十三匹・布二千八百五十二端・綿六百六十六斤。（『日本書紀』天武元年（六七二）夏五月壬寅条）

この③⑤でやはり注目されるのは、大量の絶・布・綿より先に武器（武具）である甲冑・弓矢をまず供給している点である。これはまさに彼らの実体が兵士であることを物語っている。ここで改めて問題になるのが③④（二）の「送使」の語句の解釈である。鈴木氏はこの部分について国史大系本以外に各諸本を入念に精査され、「送使」

はもともと寛文九年の底本では「送」のみであつたのが、後に校訂者が四人の帰国と関連させて倭人たちの「送使」とするのがよいということ、「使」を加えたと指摘する（鈴木二〇一―b）。ゆえに鈴木氏はこの部分を「郭務棕ら唐人六〇〇人が沙宅孫登ら百濟人一四〇〇人を送る」と解釈するが、これには私もほぼ同意する。ただ私は、倭国に送つた側は唐人（都督府官人）であつても、送られたのは百濟人避難民ではなく、唐人を主体とする多数の百濟人の兵士であつたと考えておきたい。

以上を踏まえると、この時都督府側は倭国を後背基地として期待（ある程度そのように認識）していたのではないか。六七一年一月に倭国に兵士を送つたのも、同年の新羅との戦闘（特に③②の海上での敗戦）によるものとみられ、倭国を拠点に体制を整え再起をはかるうとしたと推察される。その甲斐もあつてか、唐側は翌年に入ると攻撃に転じており新羅から謝罪（②⑦参照）をとりつけている。白村江勝利直後から唐（熊津都督府）が倭国と交渉をもつたのは、戦勝国としての半島支配に付随した対倭政策の一環であつて、旧百濟の半島西南地域と倭国の歴史的なルートを押さえることで、とりわけ有事の際などに敗戦国の倭国を利用しようと当初から考えていたためといえる。とすれば、肥後地域に築城された鞠智城も都督府が対倭外交を展開する上で多くの役割を果たしたと推察される。

むすびにかえて―半島勢力の対倭（日）交通と鞠智城、古代山城―

鞠智城が築城された当時及びそれが再利用された時期の朝鮮半島では、西南地域に唐の熊津都督府、豪族政権というような独立した政治勢力が形成されたが、このことは鞠智城の築城背景並びに役割・

機能を考える上で非常に重要である。鞠智城の位置した肥後地域・北部九州は、磐井や日羅などに代表されるように六世紀から七世紀にかけての交流の所産によって、半島西南地域（旧百済）からのモノ・ヒト・情報を日本列島のなかで最も早くリアルに体感するところであった。百済滅亡後唐によって旧百済に熊津都督府が設置されると、半島勢力とネットワークを有した豪族は倭国内でもいち早く対処に迫られたが、白村江の敗戦の直後は危機感がピークに達したと考えられる。それに対し唐の熊津都督府は、白村江直後の翌年から倭国と戦後処理をめぐる交渉をスタートさせていた。そのなかで戦後の都督府は、旧百済官人はもとより倭人を積極登用して旧来からの両者のネットワークを活用した外交を展開しており、その中核には肥後地域の豪族も存在したことを本稿では指摘した。

最初に述べたように既存の研究では、白村江後の倭国に築かれた古代山城の機能は、唐・新羅に対する軍事防衛（大宰府の後背基地を含む）にあったとされ、さらに鞠智城はそれに加えて、存続期間や立地環境・出土遺構を根拠に対隼人政策を含む倭王権の地域支配との関係が強く指摘された。しかしながら、肥後地域の豪族と半島勢力の歴史的な交流及び築城期の熊津都督府の対倭外交の動きをみると、鞠智城の築城並びにその後の役割には、両地域の実情とそれに対する倭王権の対外活動が密接に絡み合っていたのであった。まず、戦後の倭王権がとった半島情勢への対応は現地の豪族たちの動向が関わっていて、肥後地域に諸機能を備えた鞠智城が構築されたのも、倭王権の一方的な意思よりは彼らの働きかけが想定される。さらに指摘したいのは、百済王権・官人とネットワークを有した筑紫君・日羅一族などを通じた両地域の交流史を考慮すれば、彼ら豪

族は倭王権のみならず新たに置かれた熊津都督府に対しても対外的危機の解消と交通の安定を求めたとは考えられないだろうか。境界に位置する彼らは、日羅暗殺以後も倭王権の地域支配システムを取り入れながらも、半島との交流により様々な恩恵を得ていたと推察されるのである。

それならば鞠智城は、唐・半島勢力に対する防衛施設の役割はそれほど担っていなかったことになる。山城を築城したのは倭王権ではなく倭国を占領した唐軍であるという異説（田辺一九八三）^{三四}のなかでは指摘されたりしたが、戦後の唐・倭交渉で山城の築城が倭国の問題行動としてあがっていないのは、少なくとも熊津都督府は倭国の山城に対し反唐を示す軍事拠点としては認識していなかったように思われる。倭王権が設置した山城の機能に軍事的な目的が含まれていたことは否定しないが、山城が戦後の熊津都督府の対倭外交に対して威嚇する場面がみられないのも、半島勢力と深いネットワークをもつ地域に築かれた鞠智城などの古代山城は、むしろ双方の勢力・地域間の交流・外交を促進させたともみられる。最初に触れたように最近の調査研究によって多くの未完成の山城の存在が明らかにされ^{三五}、山城本来の目的も「見せること」にあったという見解もみられる。それらを念頭に置くと山城の機能としてまず重要なことは、白村江直後の緊迫した情勢下で交通の拠点に築かれたランドマーク的存在であって、倭国と半島勢力の間の旧来からのネットワークを把握することにはあったのではないか。したがって、倭国内の山城造営には築城期に対倭交渉を推進した熊津都督府とも何らかの合意がなされていて、山城の機能には軍事的な側面（軍事防衛が最優先であった山城もあろう）以上に対外交渉の場としての

面があつたと考えられる。本稿で指摘したように、六七一年に都督府は新羅との戦闘の敗戦から再起をはかるため倭国に多数の船団を遣わしているが、唐は戦後当初より倭国に対し半島占領のための後背基地（食糧や武器の補給場所）としての活用を考えていたようであつた。それゆえ半島交通の要地に築城された鞠智城などの古代山城は、熊津都督府からみても対倭政策の一端を担う場所であつたとみてよいだろう。

さらに言えば、古代越後・東北の城柵において蝦夷・渤海との間で交易がなされたように（熊谷二〇〇四、武田二〇〇五など）、とりわけ半島西南地域と深い交流史をもち先進文物・文化が集積した肥後地域に築かれた鞠智城などでは、交易拠点の側面を併せ持つていたと推察される。時代は九世紀後半に下るが、半島西南地域で豪族勢力が台頭しその配下の海上勢力（海賊）が肥後地域に來航するのに合わせて城の役割が高まり再利用期を迎えたのは、鞠智城のもつ軍事・外交的機能に加えて当初から交易の場であつた側面を強く想起させる。また、一（一）で若干触れたⅡ期（七世紀末～八世紀第一四半期前半）に高句麗・新羅など古代朝鮮に起源をもつとされる八角形建物が増築された背景や、八世紀に入り（六九八年以降）南方の対倭人政策の拠点として鞠智城が活用されたとみられることにも、鞠智城のもつ対外交交通の機能と半島情勢が関係していると推察されるのである。

これらについては紙幅の関係上割愛せざるを得ないが、朝鮮半島ではこの後、旧百濟のネットワークを引き継ぐ熊津都督府が没落し羅唐戦争に勝利した新羅が六七六年に半島から唐を追い出し、慶州を都とする統一新羅の時代を迎えた。ところで半島の八角形建物

は、その起源及び性格をめぐっては諸説あるが最近の調査研究によれば、年代の古い高句麗の事例を除いてはその大半が新羅領域の遺跡（慶州羅井・河南市二聖山城・安城市望夷山城・全南務安郡良將里遺跡など）から発見されていることが窺い知られる（崔光植二〇〇六、李陽浩二〇一四、田中二〇一四）^{二五}。それゆえ鞠智城の八角形建物の源流も、ひとまず新羅（新羅にその文化を伝えた高句麗）にもとめることができる。詳細は述べないが新羅も、熊津都督府と対抗するため六六八年以降倭国に使節を派遣するようになった。統一期前後（とりわけ統一直後）は、倭（日本）に擦り寄る緊密な外交関係を展開して、それは九州地域にも影響を及ぼしたと考えられている（岡藤一九九七）。すなわち、六七六年前後には肥後地域と交流する半島勢力の主体も熊津都督府から新羅に移行したことを意味するが、まさにこの時期鞠智城に八角形建物が建立されているのである。両者の関係は偶然とも思われず、新羅との交流史を含めて再検討する必要がある^{二七}。さらに、新羅は八世紀前半までに支配体制を確立するが、対倭外交は王都近郊の蔚山湾港を拠点になされたとみられるので（濱田二〇一一）、半島西南地域と肥後地域の交流は七世紀末から次第に減少したと考えられる。それに合わせて、鞠智城の役割も既存の余力を南方の倭人対策などに向けられるようになったのかもしれない。

以上、憶測を重ねた部分が多かったが、鞠智城は肥後地域と朝鮮半島に展開した交流史をバックグラウンドに築城され、白村江後の緊迫した熊津都督府と倭王権の間で展開した対外交交通の一端を担っていた。したがって、鞠智城など古代山城を介したネットワークは、倭（日本）の都から瀬戸内・九州を経て半島の王都（さらには唐）

までを結んでいったのであり、そこには国家形成期の倭王権と熊津都督府を含む朝鮮半島の諸王権の間における諸課題が含まれていたといつて過言ではない。

注

- (一) 古代山城の文献史料については、鈴木拓也二〇一一「文献史料からみた古代山城」『条里制古代都市研究』一六六を参照。
- (二) 大宰府馳駟奏言、肥前国基肆郡人川辺豊穂告、同郡擬大領山春永語豊穂云、与新羅人弥質長、共渡入新羅国、教造兵器器械之術、還来将撃取对馬島。藤津郡領葛津貞津・高来郡擬大領大刀主・彼杵郡人永岡藤津等、是同謀者也。仍副射手册五人名簿進之。
- (三) 『日本三代実録』貞観二年(八六九)一月二六日条
- (四) 『日本三代実録』貞観二年(八七〇)十一月三日条
- (五) 『日本三代実録』貞観五年(八七三)五月廿七日条・七月八日条
- (六) 『日本三代実録』仁和元年(八八五)六月廿日癸酉条
- (七) 『唐会要』百濟伝・『資治通鑑』高宗顯慶五年(六六〇)八月条など
- (八) 『三国史記』文武王三年(六六三)夏四月条・『旧唐書』新羅伝
- (九) 各州県の位置は、末松一九九六・鄭求福他一九九七を参照。
- (一〇) 研究史及び諸説の概要は朴天秀二〇〇七を参照。
- (一一) 全羅南道の倭系古墳の被葬者を、国際交易を担った交易集団とする見解もある(金洛中二〇〇二「五〜六世紀の柴山江流域における古墳の性格」『前方後円墳と日朝関係』同成社)。
- (一二) 筑紫国造磐井、陰謀叛逆、猶預経年。恐事難成、恒伺間隙。新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍。於是、磐井掩抛火豊二国、勿使修職。外邀海路、誘致高麗・百濟・新羅・任那等国年貢職船、内遮遣任那毛野臣軍、乱語揚言曰、今為使者、昔為吾伴、摩肩触肘、共器同食。・『日本書紀』継体二年(五二七)六月条。

(一三) この時期は百濟と新羅の対立が激化し、百濟の聖明王が戦死するといふ緊迫した状況下であった。

(一四) 日羅が百濟に派遣された理由は、「任那問題」に関連して百濟との関係悪化の防止の視点から論じられることが多かったが、肥後地域と百濟の地域間交流の視点からの検討が必要であろう。

(一五) 有働二〇一四は、『日本書紀』にみられる「毎於要害之所、堅築壘塞矣每」を鞠智城につながる山城造営の計を進言したと推測する。当時百濟では都城を中心に山城が築かれていたため、日羅が百濟の山城築城技術を伝えた可能性は十分あり得る。ただその後八〇年近く山城が築かれていないのを見ると、白村江後の山城に結びつくかは定かでない。

(一六) 有働二〇〇八は、豊国の八幡神の成立も百濟から肥後に伝来した仏教が肥後経由で豊国に伝えられた影響であるという。興味深い指摘である。

(一七) その他には、木宮一九九五、森一九九五、松田一九八〇、鬼頭一九八一、直木一九八八、森一九九八・二〇〇六、新蔵一九九〇、鄭孝雲一九九五、大庭一九九六、堀一九九八、沈京美二〇〇〇、延敏洙二〇〇三、中野二〇一〇、李道学二〇一〇、李成市二〇一四などを参照。

(一八) 荊木二〇一二、葛継勇二〇一二、金栄官二〇一二、権恵永二〇一二、拜根興二〇一二、西本二〇一三、金子二〇一三、金英心二〇一四。なお、陝西省西安市長安区郭杜鎮からは、彌寔進、彌素士、祢仁秀という百濟から唐に帰順した彌氏三代とみられる家族墓三基と墓誌が発見されている(金栄官二〇一二)。「祢軍墓誌」もこの付近で出土したと推定されており、これら四つの墓誌の総合的な検討が必要である。

(一九) 全体の釈文は、古代東アジア史ゼミナル二〇一二「祢軍墓誌訳注」『史滴』三四・葛継勇二〇一二・崔尚基二〇一四を参照。

(二〇) 祢軍は、六一三年ごろ泗泚(扶余)で生まれ、六三〇年代に武王との関係を通じて百濟の政界に進出したと推定されている(金栄官二〇一二)。

(二一) この記録は、持統四年(六九〇)九月に帰国した大伴部博麻に褒賞を与えた際の詔である。この内容によると、博麻の尽力により筑紫君薩野馬らは天智三年(六六四)に解放され、その時帰国したとも解釈できなくな

い。それならば、薩野馬は六七一年までの間に再度半島の都督府配下に渡っていた可能性も想定できることになる。

(二二) 百濟王義慈、其妻恩古、其子隆等、其臣佐平千福・国弁成・孫登等、凡五十余、秋七月一三日、為蘇將軍所捉、而送去於唐国(『日本書紀』齊明六年(六六〇)冬一〇月条)。加えて『日本書紀』齊明六年(六六〇)秋七月条の「伊吉連博徳書」には、沙宅孫登の名はみられないがこの一行が皇帝の恩勅で釈放されたことを記している。

(二三) 天智天皇一〇年、唐客郭務悰等來聘書曰、大唐帝敬問日本国天皇、云云、天武天皇元年、郭務悰等來、安置大津館、客上書函題曰、大唐皇帝敬問倭王書、又大唐皇帝勅日本国使衛尉寺少卿大分等書曰、皇帝敬到書於日本国王(『善隣国宝記』卷上天智天皇一〇年(六七二)条)。

(二四) 田辺一九八三は、白村江敗戦後に倭国内に築城された山城を、戦後の米軍が日本占領に伴い米軍基地を設置したように、唐帝国が倭国を支配するために百濟の傀儡勢力を利用して倭の中央政府を囲むように設置した施設とみている。この説は引用されることはほとんどなく疑問点も多いが、出宮二〇一三では肯定的にみている。

(二五) 未完成と推測されるものは、朝鮮式山城では六遺跡中二遺跡、神籠石系山城では一六遺跡中六遺跡以上であるとされている(亀田二〇一四)。

(二六) 李陽浩二〇一四では、東アジア地域で出土した八角形建物に対し、最近の発掘調査の成果を含めて建築史の視点から詳細に整理している。このデータは今後の研究の道標になろう。なおその性格をめぐっては、鼓楼などの軍事施設、仏教関連の円堂・円塔、天地壇・廟などの祭祀施設、さらには道教関係までいくつか提示されている。最近の研究では祭祀建物とみる説が有力である(崔光植二〇〇六)。

(二七) 日本の壬申の乱後の律令国家形成に当時の新羅との外交が直接影響を与えたという指摘は古くからあるが(鈴木靖民一九八五「対新羅関係と遣唐使」『古代対外関係史の研究』吉川弘文館)、最近の研究によれば当時形成された日本の文字文化や仏教・祭祀などの思想文化も、新羅の影響を強く受けていたことが文字資料を通して具体的に指摘されてきてい

る(鈴木靖民二〇一一「古代東アジアのなかの日本と新羅―文字文化の受容―」『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館・橋本繁二〇一四「韓国本簡論―漢字文化の伝播と受容―」『岩波講座 日本歴史第二〇巻地域編』岩波書店)。本稿では紙幅の関係で論じられなかったが、鞠智城の八角形建物についても新羅との交流史を含めて再稿を期したい。加えて憶測にすぎないが、倭国で同時期に築城された山城の大半が八世紀以降に機能していないのに反して鞠智城が一〇世紀初まで維持されたのは、八角形建物を建立し新羅との交流を維持したことも関係があるのかもしれない。

参考文献

- 相原嘉之 二〇〇四「倭京の「守り」」『明日香村文化財調査研究紀要』四
池内 宏 一九六〇「百濟滅亡後の動乱及び唐・羅・日三国の関係」『満鮮史研究 究上世第二冊』吉川弘文館
石井正敏 二〇一一「東アジア史からみた鞠智城」『鞠智城シンポジウム 二〇一二成果報告書』熊本県教育委員会
磯村幸男 二〇一〇「西日本の古代山城」『史跡で読む日本の歴史三 古代国家の形成』吉川弘文館
井上光貞 一九七五「大化改新と東アジア」『岩波講座 日本歴史二』岩波書店
荊木美行 二〇一二「衿軍墓誌の出現とその意義」『皇學館論叢』四五
有働智英 二〇〇八「豊国における仏教伝来と八幡神の諸問題」『大分県地方史』二〇一二
有働智英 二〇一四「古代肥後における仏教伝来―百濟達率日羅と鞠智城出土遺物を中心として―」『鞠智城と古代社会』二
瓜生秀文 二〇〇九「筑紫君磐井の乱後の北部九州」『日本古代の思想と筑紫』
 權歌書房
延敏洙 二〇〇三「統一期の新羅と日本の関係―公的交流を中心に―」『古代韓
 日交流史』ヘアン
王連龍 二〇一一「百濟人「衿軍墓誌」考論」『社会科学戦線』七月号

- 大庭 脩 一九九六『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版
- 岡藤良敬 一九九七『七世紀中葉〜九世紀の日羅関係―九州地域史の視点から―』
『福岡大学人文論叢』二八
- 岡田茂弘 二〇一〇『古代山城としての鞠智城』『古代山城鞠智城を考える』
二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社
- 小田富士雄編 一九九五『石人石馬』学生社
- 小田富士雄編 一九九一『古代を考える磐井の乱』吉川弘文館
- 小田富士雄 二〇一二『鞠智城の創設について』『鞠智城シンポジウム二〇一二』
成果報告書』熊本県教育委員会
- 葛継勇 二〇一二『祢軍墓誌』についての覚書』『東アジア世界史研究センター』
年報』六
- 狩野 久 二〇〇五『山城と大宰・総領と「道」制』『永納山城跡』西条市教育委員会
- 柿沼亮介 二〇一四『朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠』
智城』『鞠智城と古代社会』二一
- 笠井倭人 二〇〇〇『欽明朝における百済の対倭外交』『古代の日朝関係と日本』
書紀』吉川弘文館
- 金子修一 二〇一三『禰氏墓誌と唐朝治下の百済人の動向』『日本史研究』
六一五
- 亀田修一 二〇一四『古代山城は完成していたのか』『鞠智城跡Ⅱ論考編―鞠智』
城跡第八〜三二次調査報告』熊本県教育委員会
- 蒲生京子 一九七九『新羅末期の張保臯の台頭と反乱』『朝鮮史研究会論文集』一六
- 鬼頭清明 一九七五『日本民族の形成と国際的契機』『大系日本国家史―古代』
東京大学出版会
- 鬼頭清明 一九八一『白村江東アジアの動乱と日本』教育社歴史新書
- 木宮泰彦 一九五五『日華文化交流史』富山房
- 木村龍生 二〇一四『鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反』
論』『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ』熊本県教育委員会
- 金榮官 二〇一二『中国発見百済遺民禰氏家族墓誌銘の検討』『新羅史学報』二四
- 金英心 二〇一四『遺民墓誌からみた高句麗・百済の官制』『韓国古代史研究』七五

- 金甲童 二〇一〇『高麗の後三国統一と後百済』書景文化社
- 熊谷公男 二〇〇四『蝦夷の地と古代国家』山川出版社
- 熊本県教育委員会(坪井清足・佐藤信・亀田修一・木本雅康・海野聡・西住欣一郎・
矢野裕介・木村龍生・能登原孝道) 二〇一四『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ』
- 権惠永 二〇一二『百済遺民禰氏一族墓誌銘に対する断想』『史学研究』一〇五
- 洪潜植 二〇〇六『韓半島南部地域の倭系要素―三〜六世紀を中心に―』『韓国』
古代史研究』四四
- 近藤浩一 二〇〇五『九世紀中葉・聖住寺と新羅王京人の西海岸進出』『入唐』
求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』科研費報告書
- 近藤浩一 二〇〇六『新羅末期の王土思想と社会変動―崔致遠の『四山碑銘』』
の検討を中心に―』『東京大学日本史学研究室紀要』一〇
- 近藤浩一 二〇一四『東アジア海域と倭寇―九世紀末の新羅海賊との比較史的』
考察を通して―』『京都産業大学論集』四七
- 近藤浩一 二〇一四『六世紀百済の思想的基盤と天下観の形成』『京都産業大学』
日本文化研究所紀要』一九
- 崔光植 二〇〇六『韓・中・日古代の祭祀制度比較研究―八角建物址を中心と』
して―』『先史と古代』二七
- 崔尚基 二〇一四『祢軍墓誌』の研究動向と展望―韓・中・日学界の議論事項』
を中心に―』『木簡と文字』二二
- 笹山晴生 二〇一〇『鞠智城と古代の西海道』『古代山城鞠智城を考える』
二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社
- 佐藤 信 二〇〇五『六世紀の倭と朝鮮半島諸国』『日韓歴史共同研究報告書(第』
I期)』
- 佐藤 信 二〇一四『鞠智城の歴史的位置』『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ』熊本県教育』
委員会
- 篠川 賢 二〇〇一『大王と地方豪族』山川出版社
- 篠川 賢 二〇一〇『日本列島の西と東』『日本の対外関係Ⅰ』吉川弘文館
- 徐栄教 二〇〇六『羅唐戦争史研究―弱者が選択した戦争』亜細亜文化社
- 末松保和 一九九六『百済の故地に置かれた唐の州県について』『高句麗と朝鮮』

- 古代史末松保和朝鮮史著作集三』吉川弘文館
- 鈴木 治 一九九五『白村江―古代日本の敗戦と薬師寺の謎』学生社
- 鈴木靖民 二〇一〇 a 『七世紀後半の日本と東アジアの情勢―山城造営の背景―』
『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館
- 鈴木靖民 二〇一〇 b 『百濟救援の没後の日唐交渉―天智紀唐關係記事の検討―』
『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館
- 成周鐸 一九九九『韓国古代山城の日本伝播』『国史館論叢』二二
- 蔡雄錫 二〇〇〇『新羅下代の社会変動と富豪層の登場』『高麗時代の国家と地方社会』ソウル大学校出版部
- 白石太一郎 二〇〇三『二つの古代日韓交渉ルート』『熊本古墳研究』創刊号
- 申虎徹 一九九三『後百濟甄萱政権研究』一潮閣
- 全北伝統文化研究所編 二〇〇一『後百濟甄萱政権と全州』
- 武田佐知子 二〇〇五『古代環日本海交通と淳足柵』『律令制国家と古代社会』塙書房
- 田中史生 一九九七『帰化人』論神考―古代における人の王権・国家への帰属の問題―『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房
- 田中史生 二〇〇五『倭国と渡来人―交錯する「内」と「外」』吉川弘文館
- 田中俊明 二〇一四『朝鮮三国における八角形建物とその性格』『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会
- 田辺昭三 一九八三『よみがえる湖都―大津の宮時代を探る―』日本放送協会
- 玉名歴史研究会編 二〇〇二『東アジアと江田船山古墳』雄山閣
- 沈京美 二〇〇〇『新羅中代の対日關係に関する研究』『統一新羅の対外關係と思想研究』白山資料院
- 鶴嶋俊彦 一九九七『肥後国北部の古代官道』『古代交通研究』七
- 鶴嶋俊彦 二〇一〇『古代官道車路と鞠智城』『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版
- 鄭求福他 一九九七『訳注三国史記注釈編(下)』韓国精神文化院
- 鄭淳一 二〇一〇『貞觀年間における弩師配置と新羅問題』『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四
- 鄭淳一 二〇一〇『寛平新羅海賊考』『史観』一六四
- 鄭清柱 一九九六『新羅末高麗初豪族研究』一潮閣
- 出宮徳尚 二〇一三『古代山城のフォーメイションと鞠智城』『鞠智城シンポジウム2013成果報告書』熊本県教育委員会
- ウム 二〇一三『成果報告書』熊本県教育委員会
- 東野治之 二〇一〇『百濟人祢軍墓誌の「日本」』『図書』七五六
- 戸田芳実 一九九一『平安初期の五島列島と東アジア』『初期中世社会の研究』東京大学出版会
- 直木孝次郎 一九八八『近江朝末年における日唐關係』『古代日本と朝鮮・中国』講談社
- 中野高行 二〇一〇『天智朝の帝国性』『日本歴史』七四七
- 新蔵正道 一九九〇『白村江の戦』後の天智朝外交』『史泉』七一
- 西本昌弘 二〇一三『祢軍墓誌の「日本」と「風谷」』『日本歴史』七七九
- 西住欣一郎・矢野裕介・木村龍生編 二〇一〇『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―』三次調査報告』熊本県文化財調査報告第二七六集
- 西谷 正 一九九四『朝鮮式山城』『岩波講座日本通史三』岩波書店
- 西谷 正 二〇一〇『朝鮮半島から見た鞠智城』『平成二二年度鞠智城東京シンポジウム資料』熊本県教育委員会
- 仁藤敦史 二〇一〇『七世紀後半の領域編成―評と大宰・総領―』『日本歴史』七四八
- 能登原孝道 二〇一四『菊池川中流域の古代集落と鞠智城』『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会
- 押根興 二〇一〇『当代百濟遺民禰氏家族墓誌に関する考察』『韓国古代史研究』六六
- 濱田耕策 二〇〇二『王権と海上勢力―特に張保皋の清海鎮と海賊に關連して―』『新羅国史の研究―東アジア史の視点から―』吉川弘文館
- 濱田耕策 二〇一〇『朝鮮古代史からみた鞠智城―白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ―』『古代山城鞠智城を考える』山川出版社
- 濱田耕策 二〇一〇『新羅の東・西津と交易体制』『史淵』一四九

- 福永伸哉 二〇〇七「継体大王と韓半島の前方後円墳」『福勝寺古墳の研究』大
阪大学文学研究科
- 平成二四年度鞠智城跡「特別研究」(大高広和・貞清世里・早川和賀子・古川順
大・宮川麻紀)二〇一三「鞠智城と古代社会」一
- 平成二五年度鞠智城跡「特別研究」(有働智英・小澤佳憲・柿沼亮介・菊池達也・
古内絵里子)二〇一四「鞠智城と古代社会」一
- 方香淑 一九九四「百濟故土に対する唐の支配体制」『李基白先生古稀記念韓国
史学論叢(上) 古代篇』韓国史学論叢刊行委員会
- 朴芝賢 二〇一三「熊津都督府の成立と運営」『韓国史論』五九
- 朴天秀 二〇〇七「加耶と倭韓半島と日本列島の考古学」講談社
- 朴天秀 二〇〇八「采山江流域における前方後円墳からみた古代の韓半島と日
本列島」『古代日本の異文化交流』勉誠出版
- 水谷千秋 二〇一三「継体大王と朝鮮半島の謎」文藝春秋
- 松田好弘 一九八〇「天智朝の外交について―壬申の乱との関連をめぐって―」
『立命館文学』四一五〜四一七
- 宮川麻紀 二〇一三「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の複眼的検討―」
『鞠智城と古代社会』一
- 森 克己 一九五五『遣唐使』至文堂
- 森 公章 一九九九『白村江以後』講談社選書
- 森 公章 二〇〇六『戦争の日本史―東アジアの動乱と倭国―』吉川弘文館
- 森 公章 二〇一〇「古代王権の成長と日韓関係―四〜六世紀―」『日韓歴史共
同研究報告書(第二期)』
- 向井一雄 二〇〇九「日本の古代山城研究の成果と課題」『溝渚』一四
- 向井一雄 二〇一〇「駅路からみた山城―見せる山城論序説―」『月刊地図中心』
四五三
- 八木 充 二〇〇八「百濟滅亡前後の戦乱と古代山城」『日本歴史』七二二
- 柳沢一男 二〇一四『筑紫君磐井と「磐井の乱」・岩戸山古墳』新泉社
- 山内晋次 二〇〇三「九世紀東アジアにおける民衆の移動と交流―寇賊・反乱
を主な素材として―」『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館
- 山尾幸久 一九九九『筑紫君磐井の戦争東アジアのなかの古代国家』新日本出版社
- 李基東(近藤浩一訳) 二〇〇一「張保臯とその海上王国」(上)(下)『アジア遊学』
二六・二七
- 李相勲 二〇一二「新羅水軍の活動と制海権掌握」『羅唐戦争研究』周留城
- 李成市 二〇一三「裨軍墓誌研究―裨軍の外交上の史跡を中心に―」『木簡と文
字』一〇
- 李成市 二〇一四「六〜八世紀の東アジアと東アジア世界論」『岩波講座 日本歴
史第三巻古代三』岩波書店
- 李道学 二〇〇八「新羅末・甄萱の勢力形成と交易」『新羅文化』二八
- 李道学 二〇一〇「熊津都督府の対日本政策」『百濟泗泚城時代の研究』一志社
- 李純根 一九九二「新羅末地方勢力の構成に関する研究」ソウル大学校博士學位論
文
- 李陽浩 二〇一四「古代東アジアにおける八角形建物とその平面形態―前期難
波宮東・西八角殿研究への予察」『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 梁鍾国 二〇〇九「百濟復興運動と熊津都督府」『百濟文化』三五
- 盧重国 二〇〇三「唐の旧百濟地域支配」『百濟復興運動史』一潮閣

鞠智城と大宰府 — 古代の地方行政と西海道 —

西本 哲也

はじめに

鞠智城の創建の記事は文献上見ることができない。その初見は『続日本紀』(一)文武天皇二年(六九八)五月甲申(二二五日)条に

甲申。令大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城。

と見えるものである。ここに挙げられている三城のうち、大野城・基肄城の二つについては、『日本書紀』天智天皇四年(六六五)八月条に「秋八月、遣達率答炆春初、築城於長門国。遣達率憶禮福留・達率四比福夫於筑紫国、築大野及椽二城。」とあり、達率(三)の憶禮福留・四比福夫を派遣して作らせたものと分かるので、同時期に修理している鞠智城も同じ時期の建設と考えられ、白村江の戦いの後の防備体制の構築の中で作られたことが窺える。

その後、鞠智城については六国史の中には多くの記事は見られない。それらを挙げると以下ようになる。

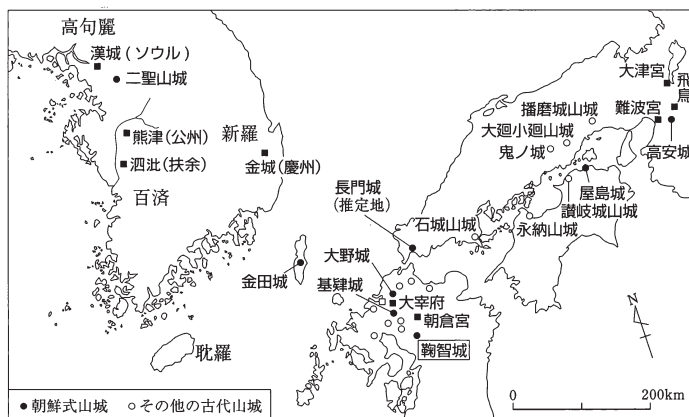
- ・『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八)閏二月丙辰(二二四日)・丁巳(二二五日)条
- 丙辰。肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳。又鳴。
- ・『同』同年六月己酉(二〇日)条

大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失、九国二嶋尽被「損傷」。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一宇火。

・『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月一六日丙午条

十六日丙午。(中略)(三)又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

ここから分かるように、八世紀における記事を見ることはできず、



第1図 古代山城の分布と古代朝鮮半島

九世紀において、「菊池城院」で「鼓が鳴る」「不動倉が火災に遭う」といった記事のみが見られ(四)、初見記事のような修築に関する記事は見られない。この文献史料における記述の少なさにより、鞠智城の在り方を判断することは難しくなっている。また、地図を見れば明らかのように、多くある古代山城の中で一つ外れた位置に存在しているため(第1図)、その役割はますます分かりづらいものとなっている(五)。

ここで、発掘調査の成果を参照すると、鞠智城の遺跡は五期に分けられる(第2図も参照)。

I期…七世紀第3四半期～第4四半期
 II期…七世紀末 ～八世紀第3四半期
 III期…八世紀第1四半期～第3四半期
 IV期…八世紀第4四半期～九世紀第4四半期
 V期…九世紀第4四半期～十世紀第3四半期

この間には施設の変化が認められ、鞠智城の役割が変質していったことが窺える。役割の変化は、当然管理主体が変化する原因ともなり得るものである。そして、古代の地方行政の在り方を考える上では、時代毎に異なる施設をどこが主体となつて利用・管理していたのか、という点に留意すべきである。

年代	鞠智城跡の変遷	関連事項
7C	3	鞠智城I期 ・白村江の取巻 (663) ・郡人・烽設置 (664) ・長門国城築城 (665) ・大野・豊城築城 (665) ・金田・延島・高安城築城 (667)
	4	・大野・基津・鞠智城崩壊 (698) ・稲積・三野城崩壊 (699) ・高安城修理 (698・699) ・高安城崩壊 (701)
	1	鞠智城II期 ・備後国茨城・常城修め (719)
	2	鞠智城III期
8C	1	・備後国茨城・常城修め (719)
	2	鞠智城III期
	3	鞠智城III期
	4	鞠智城IV期 ・肥後国が大国に昇格 (795)
9C	1	鞠智城IV期
	2	鞠智城IV期
	3	鞠智城V期 ・菊池城院、兵庫殿場、不備倉11字火 (858) ・肥後国山本郡設置 (859) ・菊池城院、兵庫殿場 (879)
	4	鞠智城V期
10C	1	鞠智城V期
	2	鞠智城V期
	3	鞠智城V期

第2図 鞠智城跡の変遷表

その点を踏まえ、先述の鞠智城に関する六国史の記事を見てみると、大宰府の記述があるものとなないものがある。まず、鞠智城の

初見記事である『続日本紀』の記事では大宰府に「繕治」を行わせるとある。

次の『日本文徳天皇実録』の天安二年二月の記事には肥後国の報告が記され、大宰府についての記述はない。同年六月の記事は、大宰府の報告を記載するが、これは西海道全体に亘る暴風雨の被害を記した後、「菊池城院」での事象を報告しており、大宰府が西海道全体の被害と肥後国からの「菊池城院」の事案とをまとめて報告したものであるとすべきであり、大宰府が「菊池城院」の事案を自らの管轄の中で情報を得て、それを中央に報告したとは断言できないだろう。

『日本三代実録』の元慶三年の記事は、豊前国・肥後国の記事が別々に記されており、両国からの報告を大宰府がまとめて中央に申上げた可能性もあるが、あくまで両国の別個の報告として記されている。つまり、六国史においては、七世紀末の「繕治」記事において、鞠智城の修理に大宰府が中心となつて関与していたことは疑いないが、九世紀の記事においては、起きた出来事への報告に関しては、大宰府を経由した蓋然性はあるが、報告主体そのものは肥後国であったと言える⁽²⁾。

大宰府は周知のように朝鮮半島の直近にあり、外交の役割を担いながら、西海道の地方行政全体をも担当している。道単位で置かれた官司ということで、畿内や西海道以外の六道とは異なり中央すなわち太政官と各国の間にある唯一の令制官司であった。限られた鞠智城に関する記事は、大宰府の地方行政上の役割に対して示唆を与えるものであろう。

そこで、本稿では鞠智城の所見記事を出発点として、西海道の地

第1表 大宰府と国の長官の職掌

大宰府	国
祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢举、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駈、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、關遺雜物、寺、僧尼名籍、蕃客帰化、饗	祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢举、孝義、田宅、良賤、訴訟、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駈、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、關遺雜物、寺、僧尼名籍、
	饗給、征討、斥候（陸奥・出羽・越後）
	惣知鎮捍、坊守、蕃客、帰化（志岐・対馬・日向・薩摩・大隅）
	關割、關契（三関国）

方行政における大宰府の在り方について検討したい。地方行政区画としての「道」^(七)には、限られた一時期を除き^(八)、常置の官司は置かれなかった。その点からも、西海道を統括する大宰府は特筆すべき存在であり、そこに見える地方行政上のありかたを検討することによって、日本古代における地方支配の一つの側面を解明できるものと考えられる。

一、「繕治」記事と大宰府

(一) 令文上の大宰府の職掌規定

まず、古代における大宰府の基本的な在り方を検討するため、養老令の規定する大宰府の職掌について見ていきたい^(九)。大宰府の

官人編成や職掌は、職員令69大宰府条^(一〇)に規定される。大宰府全体の管轄事項は、帥の職掌^(一一)として記される。また、四等官^(一二)の官人の後には、個別の職掌を持つ大工・少工などが記される。

これらの職掌の中で、鞠智城に関係するのは帥の職掌のうち「倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹」「烽候・城牧」と大工の職掌の「城隍」「戎器・諸管作事」とであろう^(一三)。

では、これらの職掌が大宰府

のみに与えられたものかというところではない。国司の職掌については職員令70大国条^(一四)に守の職掌として見える^(一五)。そこには、三関国や辺境国に特別な職掌が定められている他は、大宰府の職掌と共通するものが多く見え、先述の職掌が大宰府と国司に共通するものであったことがわかる（第1表）。つまり、令文の規定では城の修理は大宰府も国も行い得たのであり、そこに大宰府が主体となることへの必然性は存在しない。

大宰府が城の建設や管理に関わるという記述は、『続日本紀』の大宰府に大野・基肆・鞠智の三城の修理を行わせたという記事とも合致する。しかし、なぜ筑前国（筑紫）や肥後国に行わせないのかという疑問が残る。

しかし、そもそも問題にせねばならないのは、今ここで確認した職掌規定は養老令に規定されたものであり、大宝令に規定されたものであったのか^(一六)という点と、そもそも「繕治」記事は大宝令施行の三年前の飛鳥浄御原令制下である点である。養老令（や大宝令）の規定に適合するものであったとしても、同じような条文が飛鳥浄御原令にあったかどうかは俄に断言できない^(一七)。しかし、飛鳥浄御原令については、その条文を復原し窺うことはできず、その段階での大宰府での役割を条文上判断することはできない。

少し遡って見てみると、先述の『日本書紀』天智天皇四年の大野城・基肆城の建設記事では、「繕治」記事とは異なり、特に大宰府の記述は見られない^(一八)。勿論、この段階ではまだ体系的な法典は存在せず、令制下のように明白な職務の分担が行われていたとは考えづらい。このような記述については、大宰府が行ったものが記されなかったのか、国家が建設を行ったために記されなかったのか、とい

う問題がある。しかし、言うまでもなく大野城・基肄城は、白村江の敗戦後の国家の危機的状況の下に建設されたものであり、当然国家が主導権を持って建設したものであろう。そうすると、三〇年以上後の「繕治」の段階とは事情が異なっていたと考えるべきであろう。

国家にとつての三城の役割が低下したために大宰府に移管したのか、もしくは大宰府の在り方が変化したために、大宰府に任せることができるようになったのか、といった可能性が残る。ここで『日本書紀』持統天皇三年（六八九）九月己丑（一〇日）条を見ると、

九月庚辰朔己丑。遣直広参石上朝臣麻呂・直広肆石川朝臣蟲名等於筑紫、給送位記。且監新城。

とある。ここで、石上麻呂や石川蟲名に新城を監督させている。「繕治」記事の九年前の段階で国家が筑紫の「新城」^(二九)に積極的に関与している様子が見え、山城の管理に関与していた姿勢が見える。そのため、その後九年で筑紫の城、それも大宰府を守る役割を持つ大野城・基肄城を含めた三城の役割が低下するとも考えがたく、「繕治」記事における「大宰府」記載の理由は、大宰府そのものの変質に求めるべきではないだろうか。

再び、令文の問題に戻りたい。言うまでもなく、日本の律令制は唐の律令制を規範して作られた^(三〇)ものである。そのため、条文についても日本令と唐令^(三一)との間に対応関係が見られる場合が多い。勿論、令の篇目の中でも職員令は官司やその中の官人編成や職掌について規定したもので、日本の独自性が色濃く出る部分であり、日本令と唐令との間に明白な対応関係を見いだすことが困難な篇目である。しかし、日本令の文言の理解のために、確認しておきたい。

唐の職員令のうち、地方官について定めているのは州県鎮戍嶽瀆関津職員令である。こゝや『唐六典』^(三二)に見える地方官司は

京兆・河南・太原府

大都督府・中都督府・下都督府

上州・中州・下州

京県・畿県・諸県（上県・中県・中下県・下県）

大都護府・上都護府

鎮（上鎮・中鎮・下鎮）戍（上戍・中戍・下戍）五嶽四瀆、関（上

関・中関・下関）、津

である。ここで、令文の構造上大宰府と対応するのは何か検討する必要がある。煩雑を避けるため、具体例を挙げることは控えるが、一般的には唐令の「州」は日本令では「国」に書き換えられ、唐令の「県」は日本令では「郡」に書き換えられる傾向がある^(三三)。そのように考えると大宰府に対応するものとは考えがたいだろう。

ここで、都護府の職掌についての『唐六典』を見ると、

都護・副都護之職、掌撫慰諸蕃、輯寧外寇、覘候姦譎、征討携離、長吏・司馬式焉。諸曹如州・府之職。

とある。対外的な職掌などの共通点はあるが、同一とは見なしがた^(三四)い。『通典』^(三五)に見える都督府^(三六)の職掌を見ると

掌所管都督諸州城隍・兵馬・甲仗・食糧・鎮戍等

とある。これは諸州の城隍以下の軍事施設に関する権限を持つことを示している。そして、『唐会要』卷六八に見える景雲二年（七一）六月二八日の制勅には

天下分置都督府二十四、令都督糾察所管州刺史以下官人善惡。

とあり、都督府が州以下の官人を監督していたことが示されている。この規定そのものは日本の大宝令施行後であるため、当然大宝令に直接影響を与えたものとは考えがたいが、こちらの方がより大宰府に近い存在であるということができよう^{二二六}。

先述のように、大宰府や国司の個別具体的な職掌は長官のそれにまとめて記載されている^{二二七}。しかし、唐令においては、都督の職掌には具体性が見られるが、他の地方官人たとえば州官の長官の職掌は、抽象的規定に留まり、日本の国司の守に見えるような個別の職掌は、州に属する参軍事^{二二八}のものとして規定される。

このことから、日本令の大宰府や国司の職掌については日本令が何らかの方針の下に長官の職掌として記した可能性が高いとせねばならない^{二二九}。

つまり、以上の点をまとめると、養老職員令69大宰府条は、都督府や都護府の在り方との関連が見られるが、明白に対応する唐令条文は見られない。むしろ、先述の職掌の共通性から（第1表）、州の参軍事の職掌を取捨選択して設けられた国守の職掌に合わせた形で大宰帥の職掌が立文されたと考えた方が自然であろう。そこに外交的権能を加え、規模に応じた組織構成員を列挙したと考えるべきであろう。

そのように考えると、国司に近い職務でありながらも、複数の国を統括する存在であったために、複数州の（軍事を）統括する都督府になぞらえて立条したのが大宰府条であるということができよう。

以上に、職員令に見える大宰府について見てきたが、他の篇目に見える大宰府について見てみたい。しかし、他の篇目で大宰府について規定するのは二つだけである。一つ目が軍防令20衛士向京条

である。そこには

凡衛士向^レ京、防人至^レ津之間、皆令^二国司親自部領^一。へ衛士至^レ京之日、兵部先檢^二閱戎具^一、分^二配三府^一。若有^二闕少^一者、隨^レ事推罪。自^レ津發日、專使部領、付^二大宰府^一。其往還、在^レ路不^レ得丁前後零疊、使^レ丙侵^二犯百姓^一、及損^二害田苗^一、研^レ乙伐桑漆之類甲。若有^レ違者、国郡録^レ状申^レ官。統領之人、依^レ法科^レ罪。軍行亦准^レ此。

とある。これは衛士や防人の行路における監督についての条文である。大宰府に報告することを定めている。この規定は防人を管理する大宰府の特異性に基づくものである。

また、公式令10飛駟上式条では大宰府が上奏や上申をする場合、国司などに準ずることを定めている。これは太政官のすぐ下にある大宰府という特異な存在のための記述であろう。

以上に、令文に見える大宰府について、唐令も踏まえつつ検討を行った。令文中の大宰府は国司と近い存在でありながらも、立条されるという特異な存在であることが想定できた。

しかし、大宰府（と国司）の職掌の在り方が、唐令に由来するとしても、それがいつのものかははっきりとしない。養老令としておそらくは大宝令までは遡りうるであろうが、「繕治」記事はあくまで飛鳥浄御原令制下であり、飛鳥浄御原令の令文は明らかではない。そして、唐令の継受関係も上述のように曖昧な以上、唐令と大宝令の間として飛鳥浄御原令を考へることもできない。そのため、これ以上令文によって大宰府について検討することは困難である。そこで、ここで問題にする鞠智城や他の山城の大宝令制定以前の記事により検討してみたい。

(二) 山城の記事と大宰府

第2表 山城の所見記事

出典	所載	内容	
『日本書紀』	天智天皇三年(664)是歲条	対馬・舌岐・筑紫などに防人と烽を置き、筑紫に水城を築く。	
	天智天皇四年(665)八月条	長門に城を築かせ、筑紫に大野・基肆城を築かせる。	
	天智天皇六年(667)十一月是月条	倭国に高安城、讃岐に屋島城、対馬に金田城を築く。	
	天智天皇八年(669)八月己酉(3日)条	高安城の修理を議論する。	
	同年是冬条	高安城を修理し、田税を納める。	
	天武天皇元年(672)六月丙戌(26日)条	壬申の乱に際し、筑紫大宰が近江朝廷側の要請を拒否。	
	同年七月壬寅(13日)条	高安城を巡る攻防。	
	天武天皇四年(675)二月丁酉(23日)条	天武天皇が高安城に行幸。	
	持統天皇三年(689)九月己丑(10日)条	石上麻呂らに筑紫の新城を監察させる。	
	同年十月庚申(11日)条	持統天皇、高安城に行幸	
	『続日本紀』	文武天皇二年(698)五月甲申(25日)条	大宰府に、大野・基肆・鞠智の三城を修理させる。
		同年八月丁未(20日)条	高安城を修理させる。
文武天皇三年(699)九月丙寅条		高安城を修理させる。	
同年十二月甲申(4日)条		大宰府に三野・稲積城を修理させる。	
大宝元年(701)八月丙寅(26日)条		高安城廃止。	
和銅五年(712)正月壬辰(26日)条		河内国高安城を廃し、河内国高見烽・大倭国春日烽を置く。	
同年八月庚申(23日)条		元明天皇高安城に行幸	
養老三年(719)十二月戊戌(15日)条		備後国の茨城・常城を停める。	
天平勝宝八歳(756)六月甲申(22日)条		大宰大貳吉備真備に怡土城を築かせる。	
天平宝字三年(759)三月庚寅(24日)条		大宰府管内の防人を築城に用いることを許可する。	
天平神護元年(765)三月辛丑(10日)条		怡土城築造・水城修理の専知官を置く。	
神護景雲二年(768)二月癸卯(28日)条		筑前国怡土城成る。	
『類聚三代格』	天長三年(826)十一月三日太政官符	大宰府管内の兵士を廃止し、選士・衛卒を置き、衛卒に大野城の修理を行わせる。	
『日本文徳天皇実録』	天安二年(858)閏二月丙辰(24日)条	菊池城院の兵庫の鼓が鳴る。	
	同年六月己酉(20日)条	菊池城院の兵庫の鼓が鳴る。不動倉に火災。	
『類聚三代格』	貞觀十二年(870)五月二日太政官符	大野城の器仗を大宰府庫の器仗に準じて検定させる。	
『日本三代実録』	貞觀十七年(875)六月二十日辛未条	鳥が肥後国菊池郡倉倉の草をかみ抜く。	
『類聚三代格』	貞觀十八年(876)三月十三日太政官符	大野城の衛卒の糧米を城庫に納めさせる。	
『日本三代実録』	元慶三年(879)十六日丙午条	菊池郡城院の兵庫の戸が鳴動。	

鞠智城と大宰府との関係を検討するために、他の山城に関する史料を見てみたい。第2表は六国史・『類聚三代格』所見の山城に関する記載とその内容である。

これらの記事から分かるのは、山城関連記事において、国名はその所在地を示すには用いられるが、官司としての国の組織は出てこな

いということである。山城の建設は(中央から)人を派遣するか、大宰府に命じており²⁰⁰⁾、先に見たように国家が中心的な役割を果たしている。

また、大野城・基肆城の建設の際に派遣された百済の亡命貴族も、両城の建設に際し、国家からその技術を期待されたものであったのである。

そうすると、文武朝の「大宰府」には山城の修理を行う何らかの必然性があったと考えられる。その組織が何らかの権限をその段階で持ち得たからこそ、大野城・基肆城建設の段階で関与が見えない大宰府が関与し得たのではないか。

そこで着目したいのは、『日本書紀』天武天皇元年(六七二)六月丙戌(二六日)条である。そこには

是時、近江朝聞大皇弟入東国、其群臣悉愕、京内震動。或遁欲入東国。或退將匿山沢。爰大友皇子謂群臣曰、將何計。一臣進曰、遲謀將後、不如此、急聚驍騎、乘跡而逐之。皇子不從。則以韋那公磐鍬・書直葉・忍坂直大摩侶、遣于東国。以穗積臣百足・弟五百枝・物部首日向、遣于倭京。且遣佐伯連男於筑紫。遣樟使主磐手於吉備国、並悉令興兵。仍謂男与磐手曰、其筑紫大宰栗隈王、与吉備国守当摩公広嶋、二人元有隸大皇弟。疑有反歟。若有不服色、即殺。於是、磐手到吉備国、授符之曰、給広嶋令解刀。磐手乃拔刀以殺也。男至筑紫、時栗隈王、承符曰、筑紫国者、元成辺賊之難也。其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶。今畏命而發軍、則国空矣。有倉卒之事、頓社稷傾之。然後、雖百殺臣、何益焉。豈敢背德耶。輒不動兵者、其

是縁也。

とある。これは壬申の乱で、大海人皇子側が東国に入ったという情報を聞いた近江朝廷側が軍事的支援を吉備・筑紫に要請した際の記事である。要請を受けた「筑紫大宰」の栗隈王は筑紫の国防上の重要性を使者に説明し、軍を動かすことはできないとし、使者を追い返している。使者は、相手が従わない場合殺すよう指示を受けていたが、栗隈王の子二人が剣を携えその場にいたため、結局使者は何もできずに帰った、という『日本書紀』の壬申紀の記述の中でも著名な部分である。この記述には、近江朝廷側の命令を「符」と記すなど、後世の知識を用いた潤色を行った可能性もあり、また勝者の天武天皇の立場からの記述に偏っている可能性もある。

しかし、ここで重要なのは「筑紫大宰」が、ある程度独立して軍事力を動員する権限を持っていたことと、その管理下である筑紫に城や隍（堀）があったことである。そしてそれらが（口実である可能性もあるが）国防上重要な存在であるということである。

勿論、人員を動員することは在地の有力者であれば可能であったであろう。しかし、栗隈王は敏達天皇の孫^(三二)であるとされるため、中央から派遣された人物なのだろう。

当然、軍事力を動員することは「繕治」とは異なる。しかし、人員を動員するという点では共通しており、筑紫大宰が持っていた権限が後の大宰府の権限へと移行したものと考えられるのではないだろうか。では、そのように考えると壬申の乱の段階でこのような権限を持っていた「筑紫大宰」とはどのような存在であったのかを検討したい。

(三) 「筑紫大宰」とその職務

ここでは筑紫大宰についてその実例を踏まえながら検討したい。「筑紫大宰」の語は『日本書紀』から『続日本紀』の中に散見する(第3表)。その初見記事は推古天皇一七年(六〇九)四月庚子(四日)条^(三三)である。これは百濟からの渡来人についての記述である。また皇極天皇二年(六四三)にも^(三四)、百濟・高句麗からの使について報告している。次いで見えるのが、天智天皇一〇年(六七二)十一月癸卯(一〇日)条である。そこには

十一月甲午朔癸卯。对馬国司、遣^(三五)使於筑紫大宰府言、月生二日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓嶋勝娑婆・布師首磐、四人、従^(三六)唐来日、唐国使人郭務惊等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、総合二千人、乗船卅七隻、俱泊於比知嶋、相謂之曰、今吾輩人船数衆。忽然到^(三七)彼、恐^(三八)彼防人、驚駭射戦。乃遣^(三九)道久等、預稍披^(四〇)陳来朝之意。

とある。これは唐からの使者などの来訪を報告するものだが、ここで重要なのは、「对馬国司」が「筑紫大宰府」に来島の事実を報告している点である。勿論、ここに見える「国司」や「大宰府」といった表現は、後世の令文の知識による潤色の可能性もあるが、对馬から筑紫に対して情報を伝える点では、「大宰府」が国より上位の官司としての役割を持っていたことを窺わせる。

さらに、「筑紫大宰」は天武朝には祥瑞^(四一)の献上を行っている。大宝令制下の祥瑞だが、儀制令8祥瑞条では、祥瑞は中央への報告義務があったので、それと同様に報告したものだろう。ただ、同条の規定では上瑞は諸司がまとめておいて、元日に一括して報告するとなっているが、ここでは三つ足の雀について、その場で報告し、

第3表 「筑紫大宰」の所見記事

出典	所載	人物(立場)	内容
『日本書紀』	推古天皇十七年(609)四月庚子(4日)条		百済からの来訪の報告。
	皇極天皇二年(643)四月庚子(21日)条		百済からの来訪の報告。
	同年六月辛卯(13日)条		高句麗からの来訪の報告
	大化五年(649)三月是月条	日向臣(帥)	任命。
	天智天皇十年(671)十一月癸卯(10日)条		対馬の来島の報告。
	天武天皇元年(672)六月丙戌(26日)条	栗隈王	近江朝廷側への協力拒否
	天武天皇五年(676)九月丁丑(12日)条	屋垣王	土佐へ配流。
	天武天皇六年(677)十一月己未朔条		赤鳥を献ずる。諸司人に禄を給う。
	天武天皇十一年(682)四月癸未(21日)条	丹比真人嶋	大鍾を奉る。
	同年八月甲戌(13日)条		三つ足の雀の報告
	天武天皇十二年(683)正月庚寅(2日)条	丹比真人嶋	三つ足の雀の献上
	天武天皇十四年(685)十一月甲辰(2日)条		物資の要求。
	持統天皇称制前紀朱鳥元年(686)閏十二月条		朝鮮三国の遺民・帰化人の献上。
	持統天皇元年(687)四月癸卯(10日)条		新羅の帰化人を献上。
	同年九月甲申(23日)条		新羅の使者に対し天武天皇の死去を伝える。
	持統天皇三年(689)正月壬戌(9日)条	栗田真人朝臣	隼人や物資を献上。
	同年六月壬午朔条		衣服を与える。
	同月辛丑(20日)条	栗田真人朝臣	僧などに綿を与えさせる。
	同年閏八月丁丑(27日)条	河内王(帥)	任官。
	持統天皇四年(690)十月戊午(15日)条	河内王	新羅使に饗宴を与えさせる。
	持統天皇五年(691)正月丙戌(14日)条	筑紫史益(府典)	長期間の勤務に対する表彰。
	持統天皇六年(692)閏五月己酉(15日)条	河内王(率)	僧を率い仏教を広めさせる。
	持統天皇八年(694)四月戊午(5日)条	河内王	叙位。
同年九月癸卯(22日)条	三野王	任官。	
『続日本紀』	養老四年(720)正月庚辰(27日)条	阿倍比羅夫(帥)	齐明朝の帥
	宝龜十一年(780)七月戊子(26日)条		大宰府のことを示す
	同年八月庚申(28日)条		大宰府のことを示す

元日に進上している。その点では令制と多少の齟齬があり、令制の前段階といえることができるだろう。また、『日本書紀』持統天皇六年(六九〇)閏五月己酉(一五日)条には

し、恩賞を与えている。直広肆は天武一四年の位階の四八階のうち、第一六位であり、比較的高位の存在であった。「典」という文言自体は令文による潤色の可能性があるが、二九年間勤めたということからは遅くとも六六二年(天智天皇元年)から勤めていたことを示す。

己酉。詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅与阿多、可伝仏教。復上下送大唐大使郭務悰、為御近江大津宮天皇、所造阿弥陀像上。

とある。これは隼人に仏教を広めるとともに、唐使郭務悰からの阿弥陀像を上申するように命じている。

このように、「筑紫大宰」は軍事や外交以外の地方行政の様々な側面を担っていた。勿論、立地上軍事や外交の重要性は高かったと考えられるが、複数国の地方行政一般を担当していたのだろう。ただ、ここで留意すべきであるのは、祥瑞といった外交関係以外の記事は天武朝以降に限られているということである。つまり、「筑紫大宰」が一般的な地方行政に関与するようになったのは天武朝以降である可能性があるということである。

これらの「筑紫大宰」は官司やその長についてのものだが、一旦官司の構成員に関する史料を見てみると、『日本書紀』持統天皇五年(六九一)正月丙戌(一四日)条がある。そこには

丙戌。詔曰、直広肆筑紫史益、拜筑紫大宰府典以来、於今廿九年矣。以清白忠誠、不敢怠惰。是故、賜食封五十戸・緇十五匹・綿廿五屯・布五十端・稻五千束。

とある。ここでは二九年に亘り府典を勤めた筑紫史益を表彰

これは、大野城・基肄城の建設よりも前であり、組織としての「大宰府」が大野城・基肄城建設前の段階で成立していたことを窺わせる。

また、筑紫史益は他に見えないため、俄に断案を下げないが、筑紫史氏については『新撰姓氏録』左京諸蕃上に、「筑紫史／陳思王植（一名東阿王）^{三三五}之後也。」と見えることから、益自身も渡来系氏族である可能性が指摘でき、渡来系氏族が編成され「大宰府」の組織に官人として勤務していたとも考えられる。

また、「大宰」は筑紫以外に見え、『日本書紀』天武天皇八（六七九）年三月己丑（一日）条に

己丑。吉備大宰石川王、病之薨於吉備。天皇聞之、大哀。則降大恩、云々。

と見える。ここでは「吉備大宰」の死去のみが伝わり、筑紫大宰のように実際の職務を想定することはできない。また、持統天皇四年（六九〇）七月辛巳（六日）条には

辛巳。大宰・国司、皆遷任焉。

と見える。この前日には「八省百寮」の遷任の記事が見えるため、この記事は大宰と国司とを対象にしたものであり、この段階では大宰と国司とは別個の存在であったと考えるべきであろう。「筑紫大宰」は後の大宰府と同様の権限を持ち、複数国を管轄する存在であることは確認できた。しかし、ここで大きな問題となるのは、度々指摘したように、『日本書紀』の記述は、後世の大宝令の知識によって潤色されている可能性があるとともに、「大宰」そのものも時代毎の変化がある可能性があり、仮に同じ「大宰」と記されていたとしても、同様のものであったかどうかは分からない。

そこで、「大宰」と同様の存在であるとされる総領について見てみたい^{三三六}。総領については、すでに多くの先行研究があり、屋上屋を重ねる恐れもあるが、大宰府の職務を考える上で重要であると考えられるので検討したい。まず、筑紫と総領との関係を示すのは、『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）一〇月己未（一日）条である。そこには

己未。以直大老石上朝臣麻呂為筑紫総領。直広参小野朝臣毛野為大武。直広参波多朝臣牟後閑為周防総領。直広参上毛野朝臣小足為吉備総領。直広参百濟王遠宝為常陸守。

とある。筑紫や吉備といった地域に大宰と総領という別個のものが存在していたとは考えがたく、これらは同一のものを指していたと言える。また、これは大宝令施行直前であるが、「筑紫」の「大武」が存在しており、大宰府の前身の組織^{三七七}であったことが分かる。また、この直前の記事であるが、同年六月庚辰（三日）条には

六月庚辰。薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從肥人等、持兵剽却覓国使刑部真木。

於是勅紫惣領、准犯決罰。

とある。これは評司に対する処罰権を筑紫総領が持っていたことを示しており、筑紫総領の権限を示すものであると言えよう。

ただし、「坂元一九六四」の主張するように軍政官とする考え方がある。その根拠として挙げられているのが、『日本書紀』天武天皇一四年十一月庚辰（二日）条である。そこには、

十一月癸卯朔庚辰。備用鉄一萬斤、送周芳総令所。是日筑紫大宰、請備用物、絁一百匹・絲一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一萬斤・箭竹二千連。送下於筑紫。

とある。ここでは、「周芳総令所」に鉄を送り、同日に「筑紫大宰」に様々な物資を送っている。確かに、軍事的物資も送っているが、「渡部一九八二」が指摘するように、行政官たる国司であっても軍事的な役割は担っている。ここで軍事上必要な物資を送ったとしても、なんら不思議はない。国防上重要な地点に物資を供給するという面が強いであろう^(三六)。天武朝の総領・大宰が行政官であったことは先に指摘したとおりである。勿論、筑紫・吉備・周防・伊予は国防上の重要地点であり、朝鮮半島への窓口である筑紫については外交上の拠点であったため、それらの役割を担っていたことに疑いはない。外交上の役割を担っていたことは推古朝から見える。先の検討を踏まえるのであれば、その役割に加えて天武朝に行政的役割が加わったとみるのが自然であろう。そこで注目したいのが、「坂元一九六四」の説いた点である。つまり、壬申の乱以前の国司は強大な権力を持っていたが、『日本書紀』天武天皇元年（六七二）七月辛亥（二二日）条に

辛亥。將軍吹負、既定倭地、便越大坂、往難波。以餘別將等、各自三道進、至于山前、屯河南。即將軍吹負、留難波小郡、而仰以西諸国司等、令進官鑰・馱鈴・伝印。

とあり、国司に鑰を一旦進上させるなど、実質的な一時的国司解任を行っている。しかし、「黛一九六〇」の指摘する、天武朝の国司の職掌を列挙すると、

祥瑞・珍物の貢上、調の運京と徴収、兵器の管理、兵士の点定・騎射の訓練、造籍・浮浪の糺捉、戸口管理、庸の運京、役の徴発、放生、神社修理、蕃客運送

であり、広範な職掌が規定されている。つまり、国司は壬申の乱の

後、一旦財政・軍事の権力を剥奪された上で、再度それらを与えられたことになる。勿論、先述のように総領・大宰は国司とは異なる存在であり、新しい国司の職掌と大宰の職掌とを同一視することはできないが、祥瑞の貢上など、共通のものがああり、天武朝以降の筑紫大宰も同様の職掌を担ったものと考えられないか。

古代山城の多くは、当然のことながら白村江の敗戦以後の危機に即して造られたものであった。当然、その時期は天智朝が多くなる。前述のように、このころの山城の建設の主体ははっきりとは分らない。また、大宰府に修理させた城を除いて、修理の記事が見られる城は高安城のみである。高安城は当然その立地から、中央が自ら建築や修理を行ったものと考えられるので、大宰の関与は当然見られない。

ただ、大宝令施行の少し前に大宰府によって城の修築が行われていることは、どちらかというと軍事的側面というよりは工事への人員動員といった行政的な側面の方が強いのであろう。現実には、外国からの侵攻がなかったために、総領（大宰）の持っている具体的な軍事的権限を窺うことは困難であるが、人員を動員することができたからには、非常時に軍事的活動を行うことができたのであろう。

総領の行政的権限について、一つ重要な示唆を与えるのは、総領の持つ評司の銓議権である。前述のように、総領は中央の決定に基づいて、評司を処分する権限を有しており、監察権を持っていた。

それに加え、「早川一九七五」は、総領は評司の銓議権も持っていたと主張する。令制下においては、郡司の銓議権は中央が原則的に有していた「早川一九八四」。西海道については『続日本紀』大宝二年（七〇二）三月丁酉（三〇日）条に

丁酉。聴^三大宰府專銓^三議所部国掾已下及郡司等^一。

とあるように、大宰府に与えられており、その前段階と言えるだろう。また、国司についても「国掾已下」の銓議権も認められていることについては大宰府の「遠の朝廷」としての在り方を示していると言える。

つまり、大宝令施行直後に大宰府は明らかに国をその配下に置く存在となったと考えられる。

大宰や総領といった組織や人物は、かなり早い段階から存在を認めることができる。筑紫大宰については、その立地上の理由から外交的権能が早くからあったことに疑いはない。そのことを別としても、「国」よりも広い範囲を早くから統括していたことは間違いない。中央へ対処を聞いていることから、その行政上の自立性は制限されたものであったであろう。早くから広域の行政を担ってきたものが、白村江での敗戦という軍事的な危機が強まりにより、軍事的な側面が付与された。しかし、壬申の乱により各地の有力者などの力を再認識した天武天皇によって、その軍事的方面は一旦押さえられたが、日本（倭）と新羅との関係の変化、より正確に言えば新羅と唐との関係の変化による東アジア情勢の変化、再び対外関係方針の変更を迫られ、軍事的な権限を増さざるを得なかったものであろう。ただ、大宝令施行直前まで、各地の総領は存在していたが、大宝令施行に伴い、筑紫のものが唯一の「大宰府」になるのを除いて、廃されたものである。

本章では、大宰府の持つ権限について、「繕治」記事の直後である令文の規定までに対して検討を行った。令文の規定からは、大宰府も国司も基本的に同一の職掌を持つ存在であり、どちらも「城」

の運営に関与することを確認した。しかし、実際に修理を行ったのは大宰府であった。軍事的な権限は古くから大宰・総領などと呼ばれる人々が持っていたが、一旦中央に回収され再分配されたものであった。また、評司に対する監督権を認められた。天武朝の以後の筑紫大宰の長は皇族や真人姓の人物であり、監督権を与えた上で、中央の意向を汲んだ人物を配したもののだろう。

では、最初に指摘したように、鞠智城（菊池城）所見記事において大宰府が見えなくなる若しくは事象の報告のみの中で見えなくなるのは一体何が理由であるのかを検討する必要がある。そこで章を改めて、令制施行以後の在り方について検討したい。

二、令制以後の大宰府と鞠智城

(一) 八世紀の大宰府の職掌

令文の定める大宰府の職掌は先に確認した。ここではそれを踏まえつつ、八世紀の大宰府の在り方を見てみたい。

八世紀の大宰府と山城の関係を示すのは大宰府跡の不丁官衙地区のSD2340から出土した木簡である^(三九)。この部分は八世紀中葉頃までに埋没したものであると考えられている。そこには、

為班給筑前筑後肥等国遣基肆城稻穀随大監正六上田^二中朝^一×

264 × 34 × 6 110

とある。これは筑前・筑後・肥などの国のために、基肆城に収められた稲穀を出す目的で、大監である人物を派遣したものである。このことから、大宰府が基肆城の稲穀を管理する権限を有していたことが分かる。

また、奈良時代の大宰府の役割として特筆すべきなのは、藤原広

嗣の乱である。広嗣は当時大宰大弑であったが、大宰府の軍事動員権を利用して、兵を集め反乱を起こしている。このことから、大宰府が軍事的な権限を實際に行使しうる存在であったことが窺える。

そのような強大な権限が忌避されたのか、『続日本紀』天平一三年（七四一）正月辛亥（五日）条に

辛亥。廢大宰府、遣右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂等四人、以廢府官物付筑前国司。

とあるように、大宰府は廃止された^(四〇)。その財政や職務は筑前国へと移された。『続日本紀』天平一四年八月丁酉（二五日）条には、

丁酉。制、大隅・薩摩・壹岐・對馬・多櫛等国官人祿者、令筑前国司以廢府物給。公廨又以便国稻依常給之。其三嶋擬郡司并成選人等、身留当嶋、名附筑前国申上。仕丁国別

点三人。皆悉進京。

とある。大宰府が担っていた擬郡司に関する業務も筑前国に担当させている。上級官司としての大宰府がなくなったのであれば、擬郡司に関する権限は中央に回収されて然るべきであるが、ここで筑前国に移管したということは、大宰府廃止後の西海道の行政態勢について実質的に変更するつもりはなかったということになる。また、大宰府の持っていた財政基盤によって、二国三島の官人の給与を与えることができたことを示している。さらに、天平一五年（七四三）二月辛卯（二六日）条には

辛卯。始置筑紫鎮西府。以從四位下石川朝臣加美為將軍。外從五位下大伴宿禰百世為副將軍。判官二人・主典二人。

とあり軍事的な権限をもつ鎮西府が置かれた。翌年正月には相当位・待遇などが定められている^(四一)。やはり、西海道北部の軍事的な重

要性は依然として高かったものと思われる。しかし、最終的には天平一七年六月辛卯（五日）条に

辛卯。復置大宰府。以從四位下石川朝臣賀美為大弑。從五位上多治比真人牛養・外從五位下大伴宿禰三中並為少弑。

とあり、大宰府が復置されている。鎮西府態勢が維持されなかったということは、西海道の行政上における大宰府の役割が大きかったことを示しているだろう。そして、鎮西府將軍であった石川朝臣加美（賀美）が大宰大弑となつていることは、軍事的な役割を持つ大宰府が再び設置されたことを示しているよう。

大宝令施行後において、大宰府が城の築城に大きな権限を持っていたことは『続日本紀』天平勝宝八歳（七五六）六月甲辰（二二日）条に

甲辰。始築怡土城。令大宰大弑吉備朝臣真備專当其事焉。

とあることから分かる。大宰大弑であった吉備真備に怡土城の建設を担当させている。このことから、八世紀の中葉においても、大宰府が城の建設を行う機関であったことが確認できる^(四二)。

八世紀の大宰府そして肥後国について示唆を与えるのは、道君首名の存在である。道君首名はその卒伝が、『続日本紀』養老二年（七一八）四月乙亥（二一日）条に見え、そこには

乙亥。筑後守正五位下道君首名卒。首名、少治律令、曉習吏職。和銅末、出為筑後守、兼治肥後国。勸人生業、為制条、教耕宮。頃畝樹菓菜、下及雞肫、皆有章程、曲尽事宜。既而時案行、如有不遵教者、随加勘当。始老少窃怨罵之。及収其実、莫不悦服。一兩年間、国中化之。又興築陂池、以広漑灌。肥後味生池、及筑後往々陂池

皆是也。由是、人蒙其利、于今温給、皆首名之力焉。故言「
吏事者、咸以為稱首」。及卒百姓祠之。

とある。首名は、筑後守を務めていたが、肥後守も兼帯した。その中で善政を敷いた存在として賞賛されている。首名は灌漑や池の建造などを行っており、その中で在地社会の信頼を得たのだろう。

律令行政に通じた人物を態々複数国の国司にしたということは、肥後国はそれだけ重視された存在であったことを示していると言えよう。「佐藤二〇一四」の指摘するように、三関国の国司は関司を兼任するように、鞠智城の管理は国司が行っていたものなのだろう。そのため、鞠智城は実質的に国司の管理下にあつたとすべきだろう。先述のように、基肄城の稲穀の管理は大宰府が行っていた。ただ、大宰府からの距離を考えれば、国司が管理を行っていたものと考えるべきである。

怡土城の記事から分かるように、八世紀の大宰府も山城の建設や管理に関与していた。そして、広嗣の乱に見えるように、軍事的な動員権をもつ存在であった。その権力の強大さ故に、一度は解体されたが、すぐに再興された。また、ここでは詳述はしなかったが、大宰府は独自の徴税機構を有しており、行財政上の大きな権限を与えられていたものである。

(二) 九世紀における山城の記事と大宰府

九世紀にも数自体は少ないが山城に関する記事は散見する(第2表)。鞠智城においては「菊池城院」の兵庫の鼓が勝手になったり、不動倉が火災で焼失したりするといった記事である。

ここで問題となるのは、最初にも述べたように、これらの報告は

(經由はしているが) 大宰府からではなく、肥後国から出されたものであると考えるべきである。その理由は鞠智城が変質したためか、大宰府が変質したためであろうか。そこで、『類聚三代格』巻一八貞観十二年(八七〇)五月二日太政官符を見てみると、

太政官符

応交替檢定府庫器状事。

右參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請偁、(中略)、右大臣宣奉勅(中略)宜前後之司交替檢定、破損之物隨即修理。

又修理年料須前司修理之物。後司交替之次、便即檢納、新司應修之料、細選尤損之物、同以下充、立為恒例、不勞言上、大野城器仗宜准此。

貞観十二年五月二日。

とある。まず、この官符は当時參議兼大宰大式であつた藤原冬緒の起請をもとに出されている。省略した部分も含めると、大宰府内の庫に収めている器仗は延暦年間の符により不動すなわち出納を行わないこととなっているが、実際には損失などが起きている点や元日の威儀に用いるものについては別扱いにしていることなどを報告した上で、庫の中の器仗を確認することを命じている。そして、最後に大野城の器仗も同様にせよ、と命じている。本官符は『類聚三代格』に収められているものなので、宛先は書かれていない。しかし、文脈上、大宰府に充てたものであることに疑いはない。そうすると、筑前国についての言及が全くなく、事書に「府庫」と書かれているので、大野城の器仗の官吏も大宰府が行っていたとすべきであろう。また冬緒は大宰大式ではあつたが、參議を兼ね、おそらく京にいたものと考えられる。ただ、報告を受け提案を行うということ

は、大宰府に対する問題意識があつたものと言えるだろう^(四三)。

大宰府が大野城の「庫」に關与している点を踏まえると、「菊池城院」の「兵庫」において異常な事態が起きているにも関わらず（報告を經由するのみで）関与が見えない。つまり、平安時代初期の段階で、大野城の「庫」は大宰府の管理下に属するが、鞠智城（菊池城）の「兵庫」は肥後国管理下になっていると考えるべきであろう。大宰府が大野城を引き続き管理することは大宰府が軍事的な役割を喪失したとは考えづらく、鞠智城そのものの在り方が変化したためと考えるべきであろう。

西海道の軍事的な役割の変化については『類聚三代格』弘仁四年（八一三）八月九日太政官符では筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の六ヶ国の軍団兵士が大幅に削減されている点も挙げられる。その直接の理由は、大宰府や各国の官人が自分勝手に兵士を役夫のように使っており、その疲れのため非常時に使い物にならないことが問題となっており、そのため「強壯者」のみを残して削減すべきであるとしている。ここでは、当時の情勢について「中外無事」と記されており、国内外に大きな問題の無かつたとしている。また、ここで留意すべきなのは、兵士を役夫と別の存在としてしていることである。これまで城の修理について問題にしてきたが、城の修理などは本来的に行政によって動員されるものではなくかつたと考えられるであつて、軍政によって動員されるものではなくかつたと考えられるだろう。そして、それは山城建設のような大規模なものの場合、大宰府が担当したものであつたのだろう。

では、肥後国の軍団の人員が削減される中、鞠智城はどのような性質を持っていたのだろうか。この時期の鞠智城はⅣ期に分類され

る。この時期においては、それまでとは異なり主軸方向が真北を向く建物が出現したり、大型礎石建物が出現したりするなど、それまでの在り方とは大きく変化している。また、土器についても一旦出土量が減少した後に、回復するのがこの時期である。この変化は倉庫機能が強化したものであると指摘されている。鞠智城が非常時の駆け込み城として造られたのであるならば、当然そこには兵器や食糧は備蓄されていたはずである。通常であるならば、兵器は国、食糧は国郡が管理するものであつた。「兵庫」鳴動の記事が見えるので、そこに大野城に保管されていたような器仗や兵器が収められていたことは想像に難くない。そして、焼け米の出土や不動倉の燃えた記事は食糧の備蓄を示すものなのである。しかし、「中外無事」の状況下では大宰府直轄の軍事施設として、維持する必要が無いと判断されたのだろう。

時代は下るが、大宰府は藤原純友の乱のときに攻撃を受けている。瀬戸内海から攻撃した純友が落とした、ということは逆から見れば、朝鮮半島からの対外攻撃を受けた際、瀬戸内海への道を守るため、必然的に大宰府は死守せざるを得ず、大野城や基肄城を大宰府直轄から外すわけにはいかなかったものと考えられる。これは、鞠智城の造られた白村江での敗戦の直後という国防臨戦態勢からの大きな変化であろう。

『日本三代実録』の元慶三年の記事では「菊池郡城院」としており、「兵庫」鞠智城地域が郡の管理下の施設、おそらくは郡の正倉院として扱われていた可能性もあるだろう。ただし、九世紀には郡司の在り方も大きく変質しており、令制当初の郡司が在地社会で伝統的な支配権を背景に実際の支配を行い、その上に中央からの派遣官で

ある国司がいるという態勢から、国司が郡司に対する支配力を強め、自らの下僚とする態勢へと徐々に変化していく時期であった。そのため、仮にこの郡の正倉院の一部であったとしても、国の管理下にあったものであった可能性もあるだろう。いずれにしろ、鞠智城地域は軍事的緊張が薄れるに伴いその役割を変化させ、大宰府から肥後国へと管理の主体が移ったとは考えられないだろうか。

おわりに

本稿では、数少ない鞠智城の史料を手がかりに、鞠智城や他の山城に対する大宰府の関わり方を検討した。最初に述べたように、律令制下における大宰府は西海道諸国と太政官との間に存在する特別で重要な官司であった。そのため、広嗣の乱に伴う廃絶においてもすぐに復置され、九世紀に到っても軍事上・外交上の役割は担い続けたものと考えられる。

しかし、鞠智城については、当初は大宰府がその修理を担うなど積極的な関与があったが、九世紀に到ってはその関与が低下し肥後国へと移管されたものと考えられる。このことは、対朝鮮半島情勢の変化とともに有明海経由で侵攻される可能性まで考慮する必要が無くなったことと、隼人に対する関係も安定し、南側に備える必要が無くなったことが理由であったと考えるべきであろう。

そのような鞠智城の変質は、軍事的な必要性が低下したということつまり民政の割合が強まったということと関係があると言える。能吏である首名が兼任してまで、肥後国の国司となったのは、肥後の安定が西海道、ひいては日本の古代国家の安定のために重要だったためであろう。

平安時代における大宰府の鞠智城に対する関与の低下は、西海道における鞠智城の地位が低下したことを意味しない。むしろ日本(倭)の国家としての在り方を一変させた白村江での敗戦と、その後の唐・新羅からの侵攻に対する恐怖という「対外的危機」からこの地域が脱却し、民政に重きを置ける地域へと変質したということができよう。

本稿では大宰府の職掌を中心に検討を行ったため、本来は徐々に成立し、そして律令制施行以後平安時代にかけて変質していく国司の在り方や国郡行政について、十分な言及ができなかった。それらは律令国郡制そのものの解明と、その淵源や展開と合わせて解明すべきであるが、それらは今後の課題としたい。

注

(一) 六国史については『日本書紀』は岩波日本古典文学大系、『続日本紀』は岩波新日本古典文学大系、それ以外の国史は新訂増補国史大系に従う。また、日付の比定もそれぞれに従う。

(二) 百済の官位。一六階中第二位。

(三) この部分には、豊前国で神功皇后像が破裂したことを記す。

(四) また、『日本三代実録』貞観一七年(八七五)六月二〇日辛未条は「廿日辛未。大宰府言、大鳥二集肥後国玉名郡倉上、向_レ西鳴。群鳥数百、噬_レ拔菊池郡倉倉草。」とある。これも、『日本文徳天皇実録』や『日本三代実録』の他の記事の「庫」と同様のものと考えられることができるだろうが、他のものとは異なり「城」の記載がない。

(五) ただ、その立地から西および南方向にその目的があつたことは間違いないであろう。

(六) 当然、これらの記事は同一の国史に記されたものではなく、異なる国史に記されたものであるので、編集方針の差によるものと考えられることもできるが、それぞれの記事が実態を反映するものとして扱う。

(七) 当然、「道」には情報伝達などを担う文字通りの「道」の役割があり、その道上の各国が七道のそれぞれに属した。

(八) 平安時代、平城天皇の時代の大同年間には畿内及び各道に觀察使が置かれたが、これも当初は参議が兼任（後に参議が廃止）していたものであり、基本的には在京しており、任地にはいなかったものと考えられる。なお、当初の設置記事にはただ、「始置六道觀察使」。（『日本後紀』大同元年（八〇六）五月丁亥（二四日）条）とだけ記され、どこに置かれたかは分からず、西海道には大宰帥がいるので置かれなかったと指摘する場合もある。

(九) なお、律文に見える山城の在り方については「大高二〇二三」が指摘している。

(一〇) 大宰府〈帶筑前国〉。／主神一人〈掌、諸祭祠事〉。帥一人〈掌、祠社・戸口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糺察所郡・貢奉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・伝馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・關遺雜物、及寺・僧尼名籍・蕃客・歸化・饗饗事〉。大式一人〈掌同帥〉。少式二人〈掌同大式〉。大監二人〈掌、糺判府内〉。審署文案、勾稽失。察非違。少監二人〈掌同大監〉。大典二人〈掌、受事上抄。勘署文案、檢出稽失、讀申公文〉。少典二人〈掌同大典〉。大判事一人、〈掌、案覆犯状、斷定刑名。判諸争訟〉。少判事一人〈掌同大判事〉。大令史一人〈掌、抄写判文〉。少令史一人〈掌同大令史〉。

大工一人〈掌、城隍・舟楫・戎器・諸營作事〉。少工二人。〈掌同大工〉。博士一人、〈掌、教授經業、課試學生〉。陰陽師一人〈掌、占筮相地〉。医師二人〈掌、診候・療病〉。算師一人〈掌、勘計物数〉。防人正一人〈掌、防人名帳・戎具・教閱、及食料田事〉。佑一人〈掌同正〉。令史一人。主船一人〈掌、修理舟楫〉。主厨一人〈掌、醢・醢・壺・菹・醬・豉・鮭等事〉。史生廿人。

(一一) 大式・少式の職掌も同様である。また、判官である大監・少監、主典である大典・少典については一般の判官・主典と実質的な違いは無いので、ここでは問題にしない。

(一二) 長官・帥、次官・大式・少式、判官・大監・少監、主典・大典・少典。

(一三) これらの職掌は養老令の文言であり、『令集解』の古記（天平一〇年（七三八）頃成立）などから大宝令を復原することはできないが、大宝令文も同様であつたとしても差し支えないものと考えられる。

(一四) 大国／守一人〈掌、祠社・戸口簿帳・字養百姓・勸課農桑・糺察所郡・貢奉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・鼓吹・郵駅・伝馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・關遺雜物、及寺・僧尼名籍事。余守准此。其陸奥・出羽・越後等國、兼知饗給・征討・斥候。老岐・対馬・日向・薩摩・大隅等國、惣知鎮捍、防守。及蕃客・歸化。三関國、又掌關割及關契事〉。介一人〈掌同守。余介准此〉。大掾一人〈掌、糺判国内、審署文案、勾稽失、察非違、余掾准此〉。少掾一人〈掌同大掾〉。大目一人〈掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文。余目准此〉。少目一人。〈掌同大目〉。史生三人。

(一五) なお、郡司の職掌は職員令74大郡条に記載されるが、長官である大領の職掌（つまり長官・次官の職掌）は著しく抽象的な規定のみであり、具体的な項目が列挙されている、大宰府官人や国司とは大きく異なっている。

(二六) 大宝令制下の大宰府の名称についても、必ずしも西海道の統括機関が「大宰府」とだけ称されていたわけではないことについては、「橋本一九八〇」が指摘している。ただし、大宰府条については、『令集解』の一部の語句に注釈がついており、条文自体が大宝令に存在したことは明らかである。

(二七) 法典としての「律令」の画期をどこに認めるかという点の研究史上の問題点は「坂上二〇一四」によって整理されている。

(二八) 後述のように、この段階で「大宰府」の「典」がおり、何らかの組織があったことは間違いないであろう。

(二九) なお、「甲元二〇〇六」はこれを鞠智城と推測するが、判断材料がないので、保留する。ただし、その場合は、ここに記す「筑紫」は西海道のことを示すと考えられる。

(三〇) 唐では皇帝毎に律令が編纂されたが、日本令の直接の藍本となったのは高宗のときに作られた永徽令と考えられている。

(三一) 唐律が『唐律疏議』の形で後世まで伝わったのに対し、唐令は早くに散逸した。そのため、さまざまな典籍や出土史料から唐令を復原する作業が行われ、仁井田陞『唐令拾遺』や仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』の形でまとめられている。さらに、一九九九年に中国寧波の天一閣で北宋天聖令の一部分の写本が発見され、その中に唐令をもとにした宋令の条文と宋代に用いられなかった唐令とが記されており、それが二〇〇六年に校刊されたことにより、さらに多くの条文が復原可能になっている。

(三二) 卷三〇 三府督護州県官吏。

(三三) 言うまでもなく、これは一般的な傾向であるので、この原則にあてはまらない条文も一定数存在している。また、「坂本一九二九」は日本の郡司は唐の県官とは同一視し得ないことを早い段階で示している。そのような

観点は「石母田一九七二」の示した「在地首長制」を踏まえ、定説化しているものと考えられるが、ここでは条文継受に着目するため、字句の上での対応関係を重視している。

(三四) 『通典』卷三三職官一四。

(三五) 軍事的機能を担うものであり、条文の上で、明白に対応するわけではない。ただし、複数の州について管轄するなどの共通項は見いだせよう。

(二六) なお、条文排列上も、州の前に都督府があることが、国の前に大宰府があることに対応する可能性も指摘できよう。

(二七) 前述のように、大宰府においては個別の職掌をもつものを後段においているので、唐令の参軍事との類似性を認めうるが、長官の職掌記載の特殊性は認められるだろう。

(二八) 功曹・倉曹・戸曹・兵曹・法曹・土曹。

(二九) このような改変が行われた事情には、唐と日本で地方官司の大きさが異なるといった事情もある可能性はある。

(三〇) 『続日本紀』文武天皇三年(六九九) 二月甲申(四日) 条に見える三野城・稻積城の修理も大宰府に命じられている。

(三一) 『新撰姓氏録』左京皇別。

(三二) 一七年夏四月丁酉朔庚子。筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣・恵弥為首、一十人、俗七十五人、泊于肥後国葦北津。

(三三) 四月庚子(二一日)・六月辛卯(一三日) 条。

(三四) なお、延喜治部省式2上瑞条によれば、赤鳥は上瑞。三足雀は見えないが、三足鳥は同じく上瑞。

(三五) 三国魏初代皇帝文帝の弟曹植(曹操の子)。

(三六) 坂元義種氏は、全く同じものの別名ではなく、時期により名称などに差があったことを指摘する。

(三七) ただし、既に指摘したように、大宝令制下でも大宰府について表記揺れがあったことが「橋本一九八〇」によって指摘されているように、大宝令制下でもまだ「過渡期」であったとすべきであろう。

(三八) その整理については「渡部一九八二」の整理を参照されたい。

(三九) 『木簡研究』九一〇七頁。

(四〇) しかし、二月戊寅(三日)条では、大宰府の報告として新羅使の来朝を記し、庚辰(五日)条では、その帰国の記事を記しており、外交権をもつのは大宰府であるという認識があつたものと考えられる。

(四一) 正月戊午(二三日)条。

(四二) 吉備真備は藤原仲麻呂の乱に際し、孝謙太上天皇の側でいち早く作戦を立てるなど、遣唐使での留学経験中に兵法に通じた人物であつた。そのため、その知識が期待され、築城に関与した可能性もあるが、判然としない。

(四三) 『類聚三代格』巻一八貞観一八年(八七六)三月一三日太政官符も冬緒の起請をもとにし、権帥の在原行平が起請を出している。

参考文献

石母田正 一九七一 『日本の古代国家』岩波書店

磯村幸男 二〇一〇 「西日本の古代山城」森公章編『史跡で読む日本の歴史3』

古代国家の形成』吉川弘文館

大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」※1論文集

小田富士雄・坂上康俊 二〇〇六 「西海道」『列島の古代史1 古代史の舞台』

岩波書店

家令俊雄 一九五三 「上代に於ける総領の研究」『藝林』四・二

菊地康明 一九五六 「上代国司制度の一考察」『書陵部紀要』六

熊本県教育委員会 二〇二二 『鞠智城跡Ⅱ — 鞠智城跡第8〜32次調査報告 —』

熊本県文化財調査報告第276集

熊本県教育委員会 二〇一三 『鞠智城と古代社会』一 ※1

熊本県教育委員会 二〇一四 『鞠智城と古代社会』二

熊本県教育委員会 二〇一四 『鞠智城跡Ⅱ — 論考編1 —』※2

熊本県教育委員会 二〇一四 『鞠智城跡Ⅱ — 論考編2 —』

甲元眞之 二〇〇六 「鞠智城についての一考察」『肥後考古』一四

坂上康俊 二〇一四 「律令制の形成」『岩波講座 日本歴史3 古代3』

坂本太郎 一九二八 『大化改新の研究』著作集六『大化改新』吉川弘文館、

一九八八年

坂本太郎 一九二九 「郡司の非律令的性質」坂本太郎著作集八『律令制度』吉

川弘文館、

坂元義種 一九六四 「古代総領制について」『ヒストリア』三六

佐藤 信 二〇一四 「鞠智城の歴史的位置」※2論文集

笹山晴生監修 二〇一〇 『古代山城 鞠智城を考える』山川出版社

関 晃 一九六二 「大化の東国国司について」著作集二『大化改新の研究

下』吉川弘文館、一九九六年

中西正和 一九八五 「古代総領制の再検討」横田健一編『日本書紀研究 第

十三冊』塙書房

橋本 裕 一九七六 「大宰府管内の軍団制に関する一考察」『律令軍団制の研

究 増補版』一九九〇年

橋本 裕 一九八〇 「大宰府覚書」前掲書

早川庄八 一九七五 「律令制の形成」『岩波講座日本歴史2 古代2』岩波書

店

早川庄八 一九八四 「選任令・選叙令と郡領の「試練」」『日本古代官僚制の研

究』岩波書店、一九八六年

松原弘宣 一九八九 「総領と評領」『日本歴史』四九二

篠 弘道 一九六〇 「国司制の成立」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、
一九八二年

八木 充 一九六三 「国郡成立過程における総領制」『律令国家成立過程の研
究』塙書房、一九六八年

米田雄介 一九七六 『郡司の研究』法政大学出版局

渡部育子 一九八二 「古代総領制についての一試論」『国司談話会雑誌』

挿図出典

第1図 岡田茂弘二〇一〇 「古代山城としての鞠智城」笹山晴生監修『古代山
城鞠智城を考える』山川出版社

第2図 熊本県教育委員会二〇一二 『鞠智城跡Ⅱ — 鞠智城跡第8〜32次調査
報告 —』熊本県文化財調査報告第276集より

石積遺構からみた古代山城築造技術に関する試論

南 健太郎

はじめに

六六三年の白村江の戦いは東アジア規模の戦乱であり、これを機に中央政権は対外的な防衛政策として九州から都の周囲に至る各地に山城を築いた。このような背景のもと築かれた城は古代山城と呼ばれている。現在までのところ二九の山城が存在したことが知られており、所在地が明らかなものは二四カ所である。

古代山城は一般的に周囲を見渡せるような高所に築かれており、城内外を画する城壁が廻らされている。中には城壁が全周しないものもあるが、それらは未完成ながら、少なくとも周囲の集落や道路から見える部分は築こうとする意図があつたようである（亀田二〇一四）。このような意味で古代山城の存在は地域社会においても重要な機能を果たしていたと考えられる。

このように古代山城の築造は国家、地域社会において重要な位置を占めていたようだが、その築造にあつたの具体的な姿はどのようなものであつたのだろうか。古代山城は文献に記録があるものもないものがあり、前者は朝鮮式山城、後者は神籠石式山城と呼ばれている。朝鮮式山城の築城には百濟から亡命してきた人々の関与があつたことを文献から読み取ることができ、実際古代山城の構成や各遺構に朝鮮半島からの情報・技術が活かされていることが看取される。

このように古代山城は列島内部で培われた独自の技術と半島からの情報・技術を融合させて作られたものであるが、各山城の構成・遺構をみると共通する部分もあれば、個性的な部分もある。これは古代山城の築城が国家的な規模で行われたものの、築造者集団がもっていた旧来の技術の相違性が表れているものと理解できるが、各山城間においてどのような部分が共通し、どのような部分が異なるのかを詳細に検討することは、古代山城築造技術の問題を考える上で重要であろう。このことを検討するためにはある程度距離的に離れた地域間での比較が有効ではないかと考える。また各山城にどの程度の個性があるのかを考えるのは、築造者集団がどのように組織され、地域的な技術的な基盤がどのように反映されているのかという問題にも繋がる。

本稿ではこのような二つの課題を念頭に置き、古代山城の築造技術の検討を行う。検討においては石積遺構に着目する^(一)。石積遺構は古代山城の主要な構成要素であり、近年の発掘調査成果によって、朝鮮式山城・神籠石式山城の両者に見られることが確認されている。このため、古代山城の技術比較には格好のもので、特に城門・水門では石積が多用されている。これらの遺構を比較することで上記の問題について検討していく。

一・鞠智城の石積遺構

石積遺構の検討に際して、まず鞠智城でこれまでに確認されている石積遺構を概観してみよう。鞠智城の城郭線は基本的に土塁であり、神籠石式山城のような基部の石列を伴っていない。しかしその中でも限定された場所に石積遺構が築かれているのは、石積遺構の性格を考える上でも興味深い。この点から鞠智城の石積遺構に着目する。

鞠智城の石積遺構は現在までのところ石垣が二カ所(三枝の石垣・馬こかしの石垣)、城門が一カ所(池ノ尾門)の計三カ所で確認されている(第1図)。なお石積遺構で使用されている石材の呼称については、外側向きの面を「表面」として記述する。

①三枝の石垣(第2図-1)

現在の熊本県菊池市の中心部から鞠智城に向かい、八角形建物などに至る道路の脇に位置する。石垣は道路の南面にあり、北面には存在しない。報告書の記述では石垣の長さ約八・三m、高さ四・三m、中央部の傾斜約七五度で、五〇cm×七〇cmの切石が一五〜二〇段積みされており、石材はほとんどが凝灰岩であるという。なお使用石材には矢が打ち込まれた痕跡も看守される(熊本県教育委員会一九八三)。

実測図からは石材の表面形態が、正方形・長方形・台形・三角形・などさまざまであることがうかがえる。また積み方も横目地が通る箇所が限定的で、縦のラインもほとんど揃っておらず、工程上の単位を見出しがたい。

②馬こかしの石垣(第2図-2)

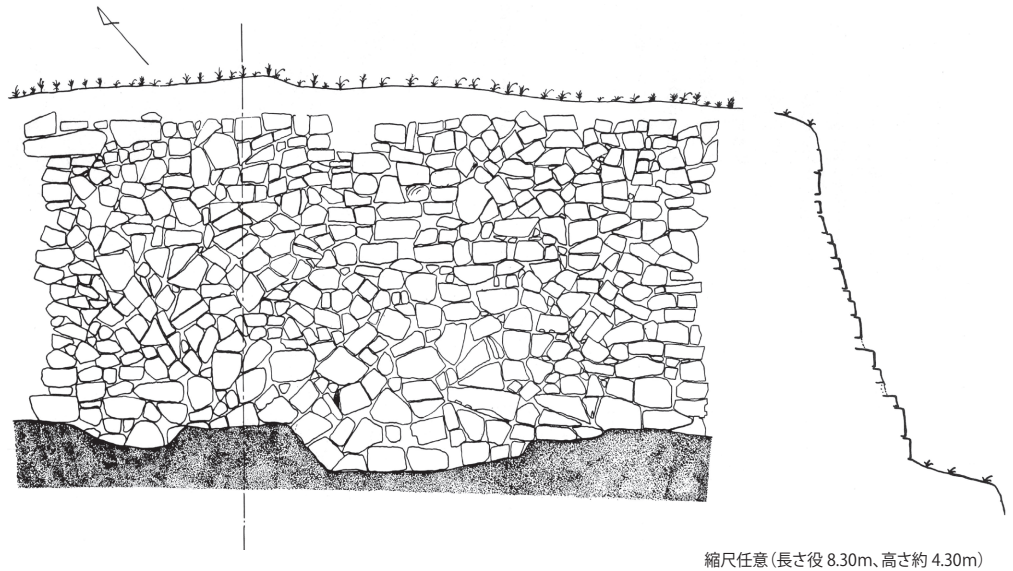
現在の温故創生館から深迫門方面に進む際に通る、幅の狭い道の



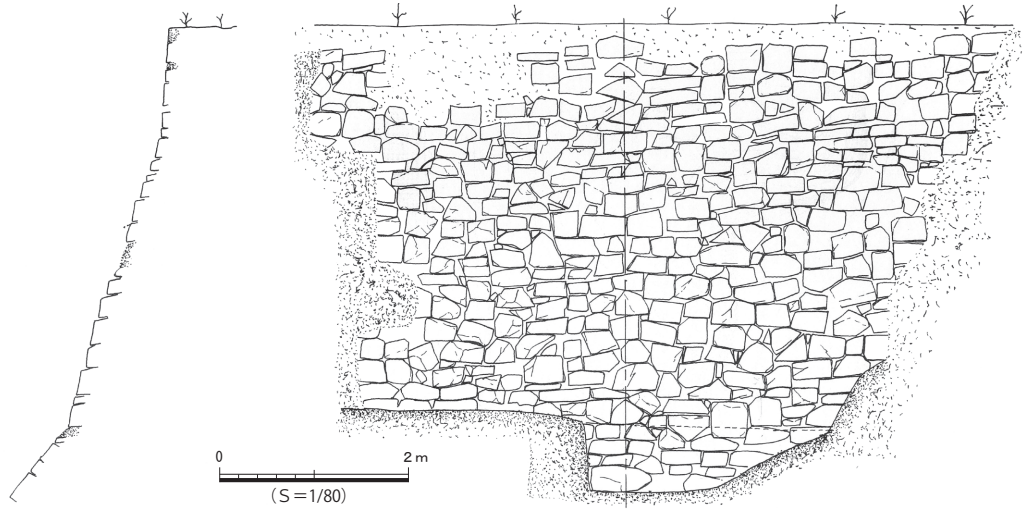
第1図 鞠智城における石積遺構の位置

東面に築かれている。報告書ではかなり古い時期に築造されたものと指摘されている。この場所は城の外郭線でも最も幅の狭いところであるが、深迫門から八角形建物のある中心部に向かっては重要な道であったものと考えられる。報告書の記述では長さ約六・六m、高さ約四・三mが確認されており、傾斜は上から約二mまでやや反り気味、その下約三・八mまでは幾分ふくらみを持ち、それ以下は根固め状に裾を広げている、とされている。石材はほとんどが加工された凝灰岩(一部に安山岩質)で、石垣はほぼ長さ三〇〜六〇cm、厚さ一〇〜三〇cmの切石がほぼ水平に詰まれているようである(熊本県教育委員会一九八三)。

三枝の石垣と比べると、石垣構成石材の表面形態は長辺を横向き



1 三枝の石垣



2 馬こかしの石垣

第2図 鞠智城の石積遺構①(三枝の石垣・馬こかしの石垣)

にした長方形が多く、横目地が通るように水平を意識した積み方がなされている。

③池ノ尾門(第3図)

これまでの調査で門礎石、石塁、通水溝、導水溝、池状落ち

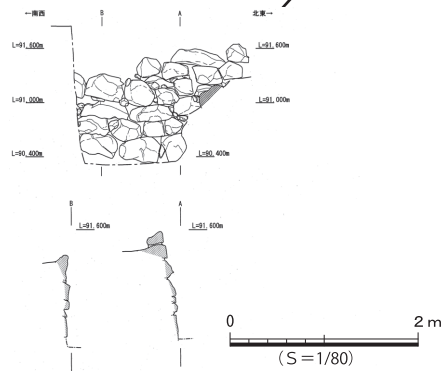
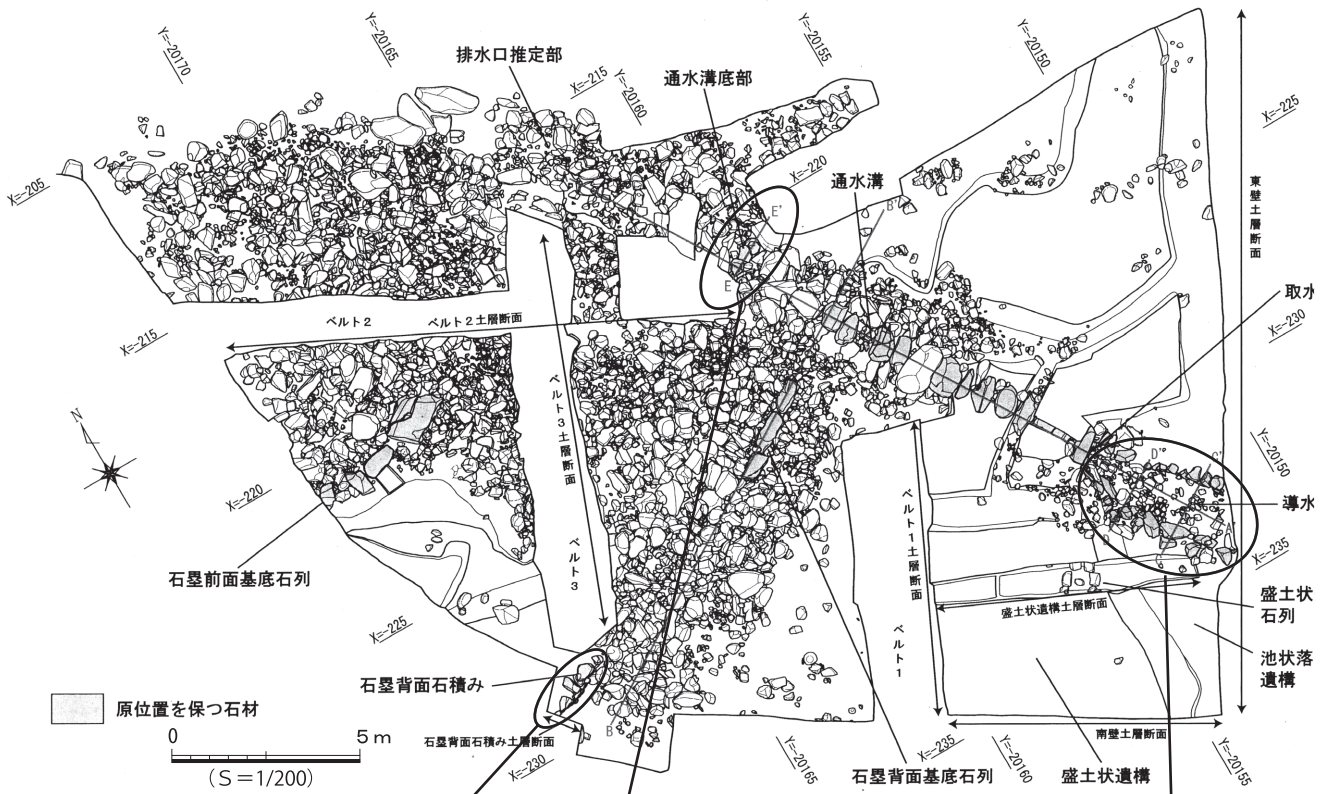
用いているという点で異なっている。この点は切石を多用する北部九州の神籠石系山城との相違点でもあり、石積技術を考える上では重要な視点となりうるだろう(坪井一九六一、葛原一九九四、小澤二〇一二)。石塁中央部では石材のサイズが長さ八〇cmを超えてお

込み遺構、土手状盛土遺構、盛土状遺構が確認されており、須恵器、土師器、瓦などが出土している(歴史公園鞠智城・温故創生館二〇〇六・二〇一一、熊本県教育委員会二〇一二)。門礎石の軸摺穴底部・内壁に鉄錆と考えられるものが付着しており、鉄製受皿などを伴った形で使用されたものと考えられている(歴史公園鞠智城・温故創生館二〇一一・小澤二〇一四)。

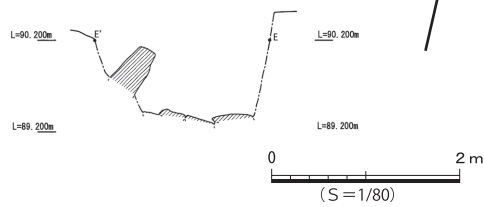
石積は石塁や通水溝とそれに連なる導水溝にみられる。それぞれを詳しく見てみよう。

a. 石塁

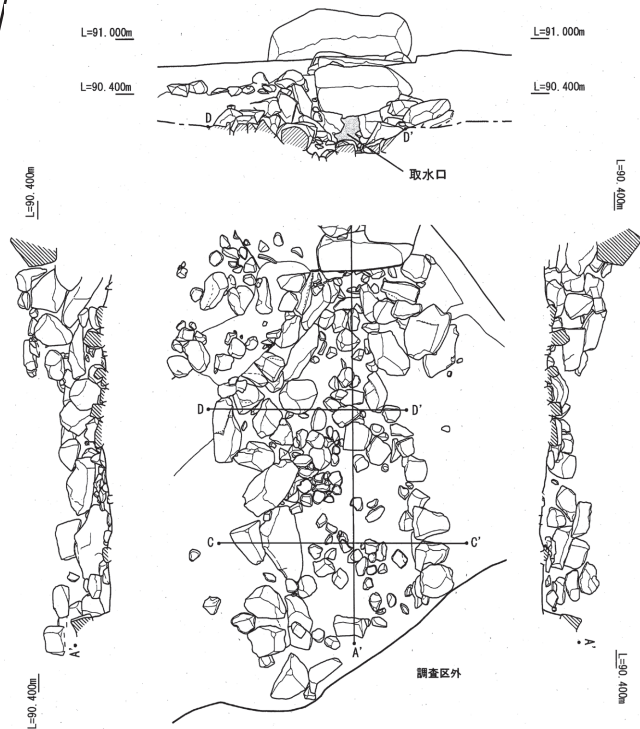
城外側の面(石塁前面)と城内側の面(石塁背面)の基底部が確認され、石塁背面の一部で石積の状況をうかがい知ることができる。石積は四、六段分が確認されている。使用石材は花崗岩と安山岩系で、前二者の石垣と共通しており、サイズは横幅約三〇〜六〇cm、高さ約一五〜三〇cmで、この点も前二者の石垣と大差ない。しかし石材には顕著な加工痕は認められなかったとされており、切石以外を



石壘背面石積み率面図・断面図



通水溝の断面図



導水溝の平面図・立面図・断面図

第3図 鞠智城の石積遺構② (池ノ尾門)

り、部位によって石材の大きさを調整したと考えられる。

石積方法は、限られた範囲で確認されたのみであるが、各段において横目地が通っている。これは馬こかしの石垣と共通している。

b. 通水溝・導水溝

石塁にはほぼ直交するように全長約一六、〇mの通水溝が確認され、城内側にはこれに接続する長さ約四、三mの導水溝が作られている。通水溝は底部に径三〇〜四〇cmの扁平な石材が敷かれるが、側壁の構造は板石を立てるところと細長い石材の小口面を内側に向けて数段積みあげるといふ二通りの構築方法が見られる。通水溝には蓋石があり、横長の大型石材が使用されている。導水溝は蓋石のない開渠型であったようで、側壁は一〜三段程度の石積で構成されている。敷石の明確な痕跡は確認されていないが、導水溝内には一〇〜三〇cm大の石が散在している。

池ノ尾門では須恵器、土師器、瓦などが出土しており、时期的には七世紀第四四半期から一〇世紀代までの長期にわたる。少なくとも七世紀第四四半期には門が使用されていたことを示している。

このように鞠智城では三方所において石積遺構が確認されているが、その特徴をまとめると以下のようになる。

・石材には切石（三枝の石垣・馬こかしの石垣）と未加工の石（池ノ尾門）があり、前者は高石垣、後者は門という異なる場面での使用状態を示している。特に後者は七世紀代のものであり、北部九州の神籠石式山城とは異なる特徴とすることができよう。三枝の石垣にある矢が打ち込まれた痕跡は他の石積遺構には見られない。

・石積状況は横目地が通るもの（馬こかしの石垣・池ノ尾門）、乱

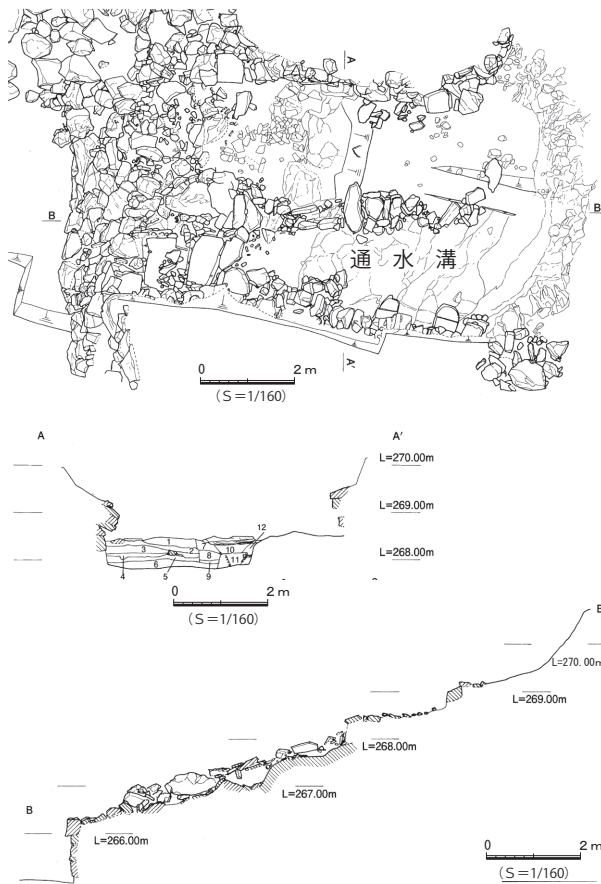
雑に積まれるもの（三枝の石垣）がある。

・池ノ尾門は門礎石が確認されていることから城門として機能していたと考えられるが、通水溝・導水溝があり特殊な構造を示す。通水溝は側壁の構造に二パターンがある。

鞠智城での石積遺構において発掘で確実に古代のものである確証が得られているのは池ノ尾門であり、構築方法の比較も可能な状況にある。

二. 城門下部構造の検討

鞠智城の池ノ尾門で確認された石塁および下部構造は、石材の使用状況や石積方法がわかる事例であり、他の古代山城との比較を行



第4図 屋嶋城の城門と通水溝

うことにより、その技術的な関係性について検討する。

池ノ尾門で特に目を引くのは城門の門道に構築された導水溝・通水溝である。西日本の古代山城においてこのような施設はこれまでのところ鞠智城のほかに、香川県高松市屋嶋城、岡山県総社市鬼城山城で確認されている。所在地の明らかな二カ所のうち三カ所では確認されていないということは、このような城門構造を持つ山城の有機的な関係性が想定される。これまでの研究では屋嶋城と鬼城山城の構造的な共通性が指摘されており（山元二〇〇八）、それらの諸要素は朝鮮半島でもみられるものである（亀田二〇〇九）。屋嶋城は朝鮮式山城、鬼城山城は神籠石式山城であり、両者の比較という観点からも検討対象として有益である。そこでまず屋嶋城、鬼城山城の城門構造に触れ、鞠智城とあわせて、それぞれの特徴を比較してみよう。

①屋嶋城

屋嶋城は高松平野から瀬戸内海につきだすようにそびえる屋島に築かれており、瀬戸内海の眺望は抜群である。城門は瀬戸内海とは反対側の南面で一カ所が確認されている（高松市教育委員会二〇〇三・二〇〇八）（第4図）。

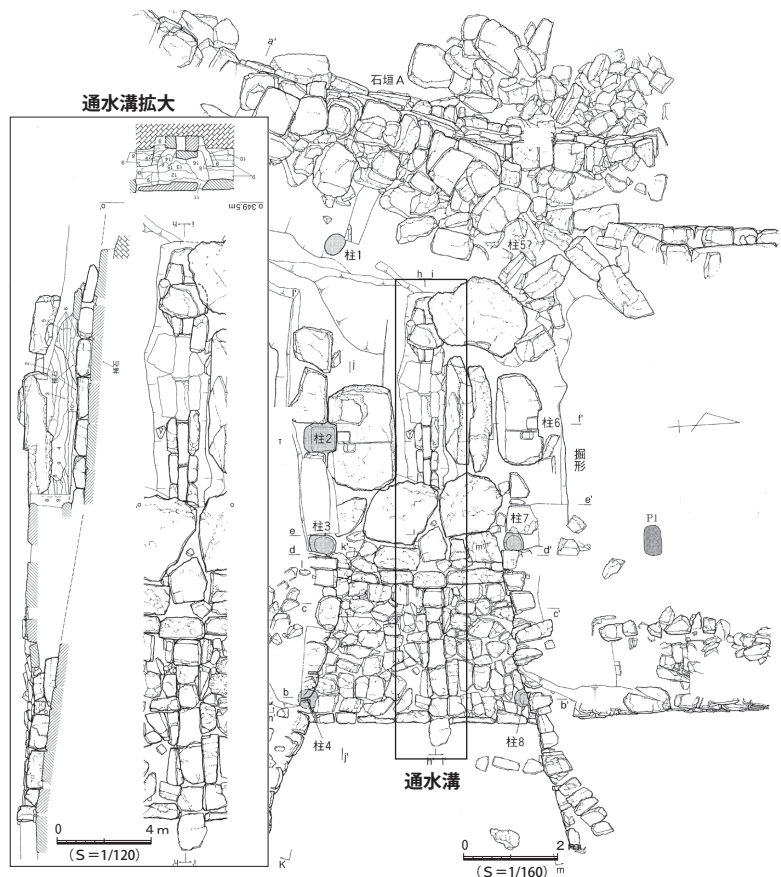
城門の前面には高さ二m以上の前面石垣が築かれている。城門の前面石垣は外郭線石垣と連続し、懸門構造になっている。城門の床面中央には通水溝がある。通水溝は城門床面と同様に上・中・下の三段に分けられている。上段には蓋石が残存する。中段・下段には蓋石は残存していないが、その連続する部分の一部には残存している。側壁の構造は各段で異なっている。上段は南側が岩盤、北側が埋土で、中段は板石を両側に立てて側壁としてい

る。下段は北側に岩盤の利用がみられる。

②鬼城山城

鬼城山城は眼下に平野を望む断崖絶壁上に築かれており、遠くに瀬戸内海を見通すことができる。城門は瀬戸内海側（正面）に三カ所（西門・南門・東門）、反対側の背面に一カ所（北門）が確認されている（鬼ノ城学術調査委員会一九八〇、総社市教育委員会一九九四・二〇〇五・二〇〇六）（第5図）。

このうち北門で通水溝が確認されている。通水溝は城門の中央部



第5図 鬼城山城の城門（北門）と通水溝

にあり、全体の長さ約一三mで、城内側から中ほどの大型石材が敷かれるところまでは開渠、そこから城外までは暗渠となる。側壁に使用されている石材は細長い形のもので、幅二〇cm前後の面を上面にして、小口側が接するように並べられている。側壁は両側の石材が対になるように大きさが揃えられており、計画的な並べ方ということができよう。床面には上面が平らな石材が敷かれており、側壁の下に敷石が入り込んでいることから、敷石の上に側壁を立てたものと思われる。通水溝の上方では集水枳などの設備は確認されていないが、門道部の奥には枳形状遺構や溝があり、これは正面側に位置する第4水門への排水のためのものである。このため北門下部の通水溝への流水は抑えられていたものと考えられる。

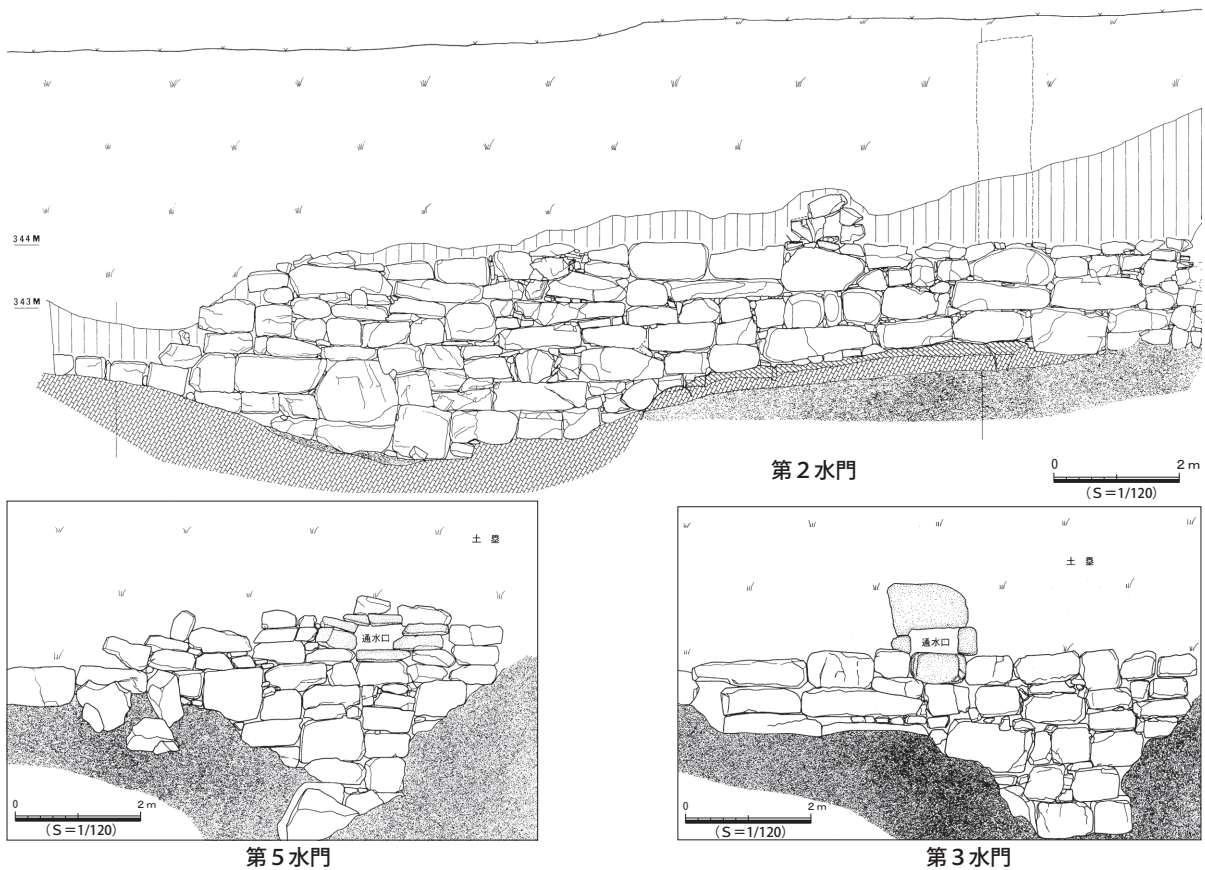
以上、城門の下部に構築された通水溝をみてきたが、ここで諸要素を比較してみよう。

床面 床面の構造は石敷きが鞠智城と鬼城山城でみられ、屋嶋城では岩盤が利用されている。前者でも鞠智城は扁平な石数個を並べることで通水溝内床面が作られているが、鬼城山城では一つ一つがきれいに敷きつめられている。

側壁 側壁もそれぞれに特徴があるが、鞠智城と屋嶋城では石積で構成されるのに対し、鬼城山城では大きさが揃えられた石材が並べられている。屋嶋城では岩盤が側壁として利用されているところもある。

暗渠・開渠 鬼城山城では城門の床面構造と暗渠・開渠の別が密接に関わっており、屋嶋城も懸門構造の城門床面に関連して通水溝も段構造になっている。

このようにそれぞれの特徴を比較すると、側壁の構造では鞠智城

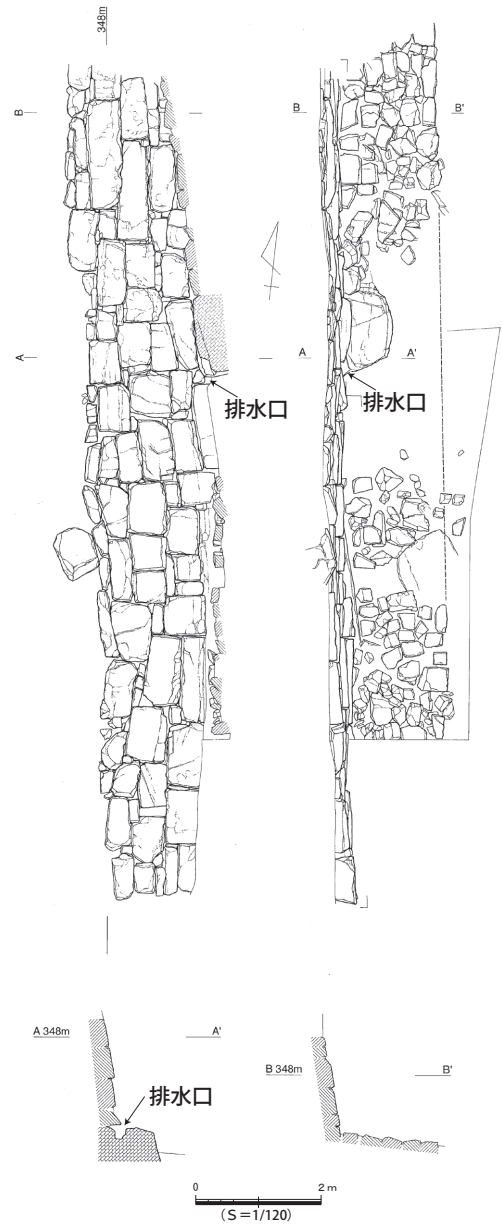


第6図 鬼城山城の水門A類

と屋嶋城の共通性がうかがわれ、床面については石敷きがみられる点から鬼城山城と鞠智城のつながりを見出すことができる(三)。城門下部の通水溝の存在が国内ではこの三例に限られること、このような技術的特徴を共有していることから、これら三城の築造に有機的な関連性があった可能性が考えられる(三)。そのような中でも細かい点で各城の独自性もみられることは、それぞれの地域的な技術基盤の違いが反映されているように思われる。

三、水門の構築技術

次に近接する地域に築かれた古代山城においてどのような技術的関連性があるのかを検討してみよう。ここでは瀬戸内海沿岸に築かれた古代山城に着目する。具体的には鬼城山城、岡山県大廻小廻山城、香川県城山山城を対象に検討を行う。当地域の古代山城の検討を行うのは鬼城山城の築城に朝鮮半島系の技術が多用されているという点にある(葛原二〇〇五、亀田二〇〇九)。特に水門の構造は特異であり、その構築技術が他の



第7図 鬼城山城の水門B類(第1水門)

城とどのような関係にあるのかという点は、築造技術の系譜や築城者集団の関係を考える上で重要だからである。

①鬼城山城

鬼城山城ではこれまでの調査で六カ所の水門が確認されている。これらはすべて城域の正面側に位置している。水門の形態には三パターンが認められる。六カ所中三カ所は高所に排水口が設けられるものである(第2～5水門)。これは水門の内と外の高低差が大きいことに起因することが指摘されている(鬼ノ城学術調査委員会一九八〇)。このようなタイプの水門は朝鮮半島でも確認されており、その構築に渡来系集団の関与が想定されている(亀田一九九五・二〇〇九)。これに対し第1水門は水門正面側にわずかにせりだした下部石材の側面から排水するもので、その構造は上記水門とは異なる。また第0水門は西門から東へと続く石垣の折れ部に位置し、基底部から排水されるものである。便宜的に高所に排水口をもつものをA類、第1水門をB類とする。第0水門は谷部に築かれる水門とは異なることからここでは検討から外しておく。

A類 第2・3・5水門が該当する(第6図)。排水口の上部は土塁によって覆われるが、排水口が石塁の天端から独立して構築され、天井石の上に直接土塁が築かれる方法(第2・3水門)と、排水口が石塁内部にあり、天井石の上にさらに石材が積まれて、その上に土塁が築かれる方法(第5水門)があることが指摘されている(河本一九八〇)。このような差異は石塁の積み方にも現れている。第2・3水門は横長の巨石を用いて横目地が通るように積まれているが、第5水門は横長の石材がほとんど使用されておらず、横目地が通るのは通水溝底板の下面のみである。このようにA類は構築方法の面

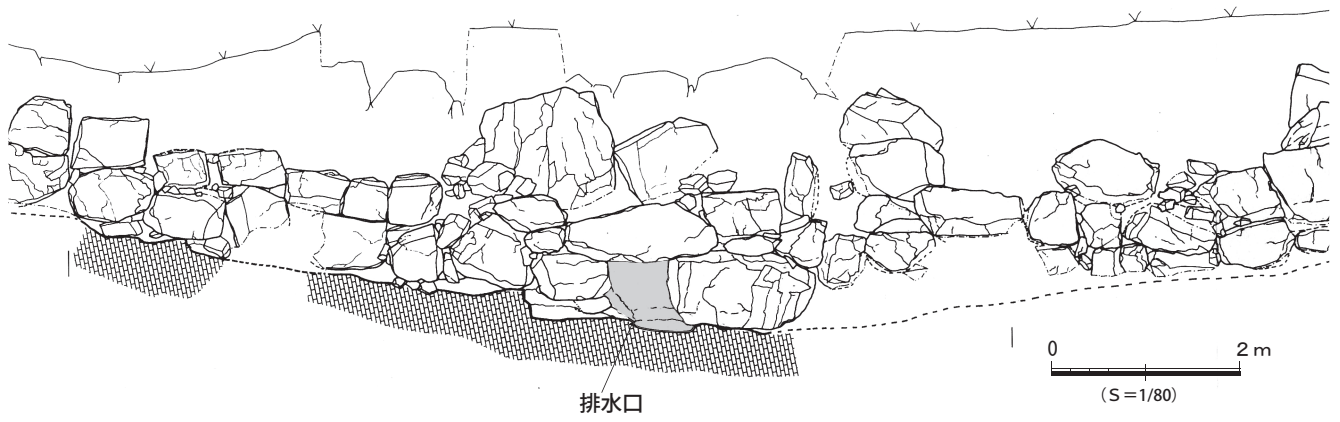
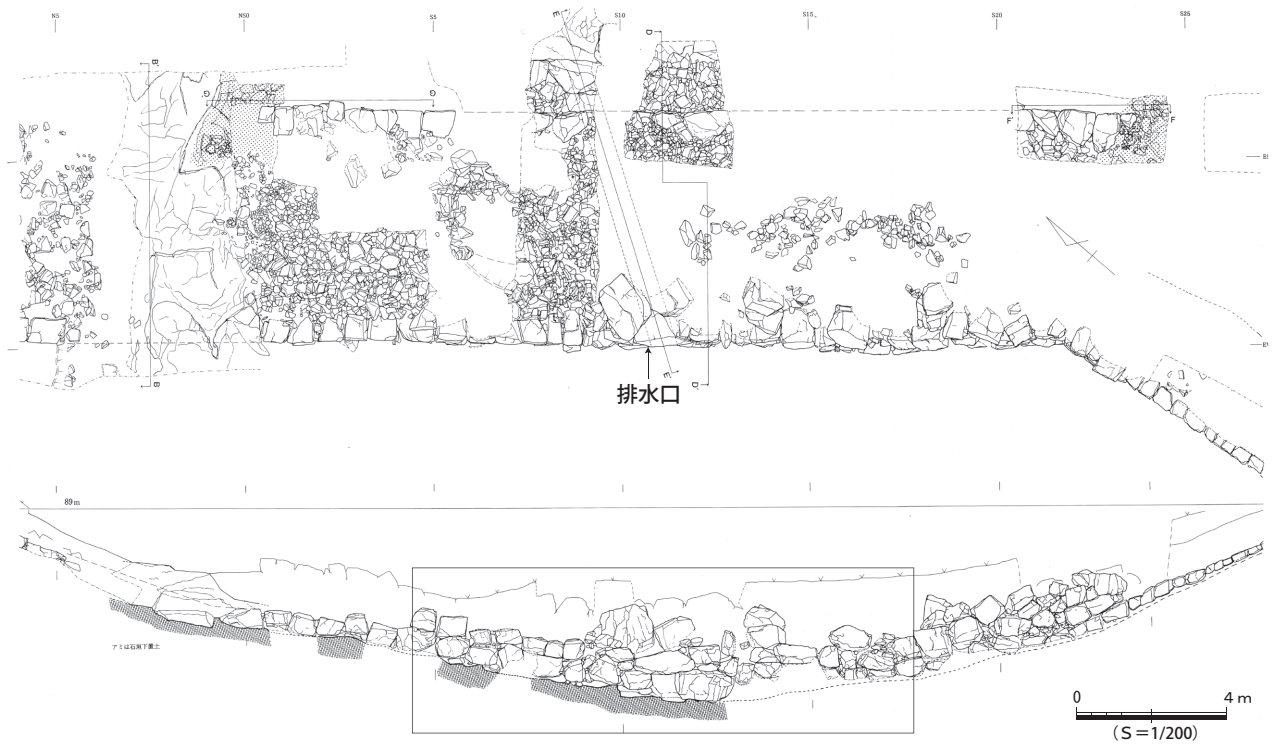
から細分可能であるが、第5水門の全体像が未確定の状況にあるため、ここではこれ以上の検討はひかえる。

B類 排水口の位置は石塁下端にあるが、構造は極めて特徴的である(第7図)。第1水門は前面に敷石があるが、その中に一つだけ大型の石材が用いられている。この石材は西側が石塁の下に入り込むように置かれており、石塁に平行する方向の帯状に剥ぎ取られて溝状に凹んだ部分が確認される。この上部の石材は他よりも少し前面にせりだすように置かれており、溝状部分の蓋石の役割を担っている。石塁は横目地がよく通っているが、排水口部分までが一つの単位になっているようで、そこから二石、さらに三石の単位があり、それ以南は斜めに目地が通る。排水口までが石積単位の一つの目安になっていたようである。

②大廻小廻山城

城郭線の西面に三カ所の水門があったと考えられるが、現状で排水口が確認できるのは一の木戸のみである。一の木戸は発掘調査が行われ、城外側の前面石垣、城内側の背面石垣が確認されており、前面石垣は城郭線に伴う石列と接続している(第8図・岡山市教育委員会一九八九)。

使用石材は前面石垣の排水口天井石やその他一部を除いて鬼城山城第1・2・3水門でみられるような横長長方形の石材はみられない。石垣の石積方法は排水口のある中央部とその両側で異なり、構築単位を示しているものとみられている。中央部は通水口の基底石と天井石が積まれ、その側面と上面に石材が組み込まれるような状況を示すのに対し、その両側は谷地形に沿った一段目とその上部の二段目は成層積みを成し、その上段は上面を水平にする。通水口の

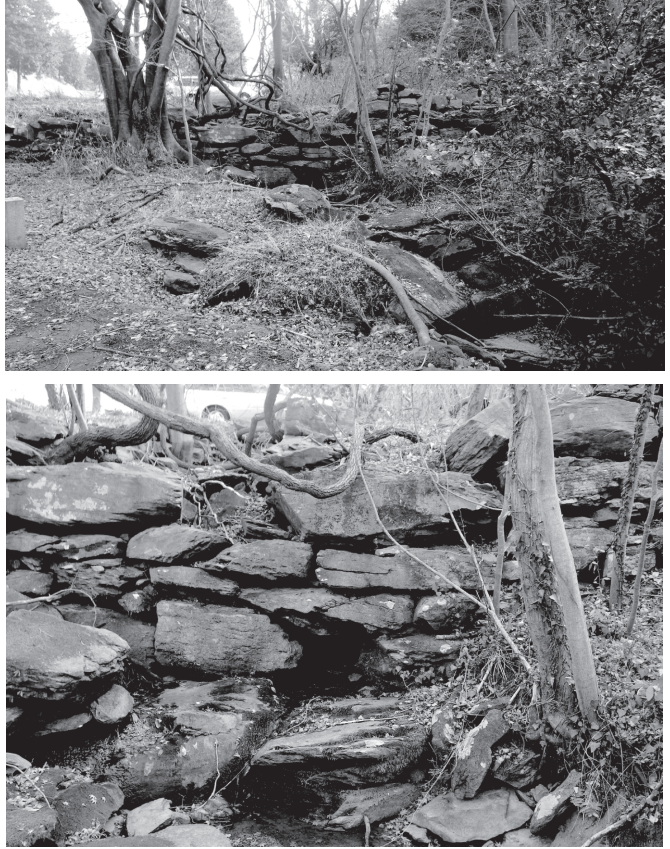


一の木戸排水口



一の木戸全景

第8図 大廻小廻山城 一の木戸 (水門)



第9図 城山城の水門

積み方に独立性がある点は注意される。

排水口は岩盤上に側壁となる石を置き、その上に天井石をのせる構造である。排水口は石垣の最も標高の低い位置に設けられる。側壁と天井石の間には盤状石が咬まされている。側壁の石材は横幅のある大型のもので、鬼城山城でみられた横幅の狭い石材を側壁に用いるのとは異なっている。これは排水口の上部にも石が積まれるためであると考えられる。天井石の上部には水門を構成する石材の中でも最大級の石が存在する。現状では排水口内部には小型の角礫が充填されており、城内側の吸水口を見通すことはできない。

③城山城

水門は一カ所で確認されている。城山城は城域を画する城郭線の

内部に城門・水門を構え、城内各所でホロソ石、カガミ石、マナイタ石と呼ばれている門礎が確認されている。水門は一カ所で、西に向かつて下る谷部にある。現状はゴルフコースの車道で北側が失われているが、南側の保存は良好である。南側から続く石群が谷部の傾斜が緩まるところで東側に曲がり、そこから北側へ伸び排水口部分に至る。

現状では排水口の前面が大型の石によってテラス状になり、そこから一段下がったところに水を受ける部分があり、さらに一段下がって排水される構造になっている。どこまでが築城当時のものかはわからないが、開口部の構造は元来のものであろう。排水口は側壁と天井石で構成される。側壁は両側とも横幅のある大型の石材であり、天井石は偏平な石材が用いられている。天井石の上部にはさらに二段以上の石積があり、これらの石材には水門構成石材の中でも特に大きなものが積まれている。

ここまで水門の構造についてみてきたが、ここでそこから読み取ることが出来る点をまとめてみよう。まず注目すべきは鬼城山城の水門である。地面よりもかなり高い位置に通水溝を設けるA類についてはかねてより朝鮮半島の山城との共通性が指摘されており、構築には渡来系集団の関与があったと考えられている。また石墨の側面に排水する構造を持つB類についても非常に珍しい構築方法であり、鬼城山城独自の工法ともいえる。鬼城山城築城における工人集団の特異性がかいまみられる。注目すべきは鬼城山城でみられたこれらの工法が大廻小廻山城、城山城ではみられず、後者の二城の構築方法に共通点が多く見出されることである。乗岡実氏は鬼城山城

と大廻小廻山城の水門構造や高石垣の積み方に近似する部分が多いことを指摘している(乗岡一九九二・一九九九)。しかし排水口の設置箇所、側壁・天井石の構造、上部構造には少なからず差異が認められる。排水口の設置箇所については谷部の地形にも左右されているだろうが、吸水口から排水口に流水する過程での水の浸食はその下部へと影響を与えるため、下部に排水口を配するものとは城壁保護の観点から技術的に異なることが指摘されている(亀田一九九五)。その他の点についても構造上の違いと捉えられる。横幅のある大型石材を側壁に用いることは天井石、そしてその上部のさらなる石積を支えるのに必要であり、偶発的に大型の石材が用いられたのではないと考えられる。鬼城山城の水門A類では排水口よりも下部に大型石材を使用されており、水門構築における技術的な差異と捉えることができる。このようなことから鬼城山城と大廻小廻山城という距離的に近い山城同士よりも、大廻小廻山城と城山城という海を隔てた距離的に遠い山城同士に共通点が多いということを指摘することができる。

四. 結語

本稿では石積技術から古代山城間の技術的な関係性を検討してきた。城門下部構造(通水溝)の検討からは、鞠智城、屋嶋城、鬼城山城において、有機的な関係性を見出すことができた。また水門の構築方法の検討からは鬼城山城の技術的独自性と、距離的に離れた地域間の共通性を指摘した。そこから派生する諸点について最後に触れてまとめたい。

今回取り上げた古代山城では鞠智城、屋嶋城、鬼城山城に構造的・

技術的な面で有機的な関係性が見出された^{三三}。これに対し大廻小廻山城と城山城は水門構造が共通していることを指摘した。近年、小澤氏によって行われた築城工法の検討では、朝鮮式山城と九州型・瀬戸内型神籠石式山城の形式内での技術的な差異は大きくなく、築城主体・築城時期は各形式で近接するものということが指摘されている(小澤二〇一二)。一方で、朝鮮式山城である屋嶋城と瀬戸内型神籠石式山城とされる鬼城山城は、通水溝の様相以外にも、懸門構造、通路側面の石垣、角楼の存在というように共通点が多いことが指摘されている(山元二〇〇八、亀田二〇〇九)。角楼は長崎県金田城でも確認されていることは注目され、朝鮮半島の山城との構造上の共通点といえる(亀田二〇一一)。金田城・屋嶋城は六六七年に築城記事がある。鬼城山城の築造時期や築城主体については今後さらに詳細な検討を行う必要があるように思われる。少なくともこれらの諸城の築造に朝鮮半島にルーツを持つ渡来系集団が関与したのと考えられる。

また古代山城の位置と石積技術の検討結果をあわせて考えると、瀬戸内海両岸における古代山城の築城状況をうかがい知ることができる。つまり北側の鬼城山城と大廻小廻山城の構築技術は根本的に異なっており^{三四}、南側と比較すると前者は屋嶋城と、後者は城山城と親縁性がみられる。各城の時期的な前後関係を今後詳細に検討することが必要であるが、そこからは地域を越えた築城技術の系譜関係を見出すことができるかもしれない。

本稿では鞠智城とそれに関連する古代山城を取り上げて検討を行ったが、古代山城築城の一端をうかがい知ることができた。しかし今回検討対象としなかった他城を含めた検討が必要であることは

言うまでもない。それにより古代山城築造の歴史的意義やその背景をさらに立体的に捉えることができると思われる。今後の課題としておきたい。

本稿を草するにあたって以下の方々に多くのご教示をいただきました。記して感謝申し上げます。

大久保徹也、金田善敬、亀田修一、木村龍生、甲元眞之、能登原孝道、平井典子、山口雄治、山本悦世

注

(一) 石積遺構の復元・解体修理では使用石材、構築方法などの多くの情報が得られる。平尾和久氏は福岡県大野城百間石垣において様々なサイズ・形態の石材による石垣の構築過程を明らかにしている(平尾二〇一〇)。

(二) 鞠智城・鬼城山城・屋嶋城の築造時期に関しては諸説ある。近年では稲田孝司氏が城郭構造や唐居敷の検討から屋嶋城を第一段階、他者を第二段階とし(稲田二〇一二)、唐居敷の型式学的検討を行った小澤佳憲氏は大野城↓鞠智城↓鬼城山城という変遷観を示している(小澤二〇一四)。

また、鞠智城の築造を大宰府政庁Ⅰ期(七世紀後半、七世紀第三四半期)にあてる考えも存在している(西住一九九九、甲元二〇〇六、小田二〇一二、木村二〇一二など)。これに対し、鬼城山城をはじめとした瀬戸内の神籠石系山城は朝鮮式山城に先行するという意見もある(葛原一九九四・二〇〇二・二〇〇五)。

(三) 完成・未完成という視点からの検討でも鞠智城、屋嶋城、鬼城山城やその他の朝鮮式山城の築城に関連性があることが指摘されている。また築城時期についても完成しているものが先行することが示唆されている(亀田二〇一四)。

(四) 鬼城山城と大廻小廻山城は城郭構造の面からみた実用性・機能についても違いが見られることが指摘されている(出宮一九七八・一九八四)

参考文献

稲田孝司 二〇一二「古代山城の技術・軍事・政治」『日本考古学』第三四号
日本考古学協会

小澤佳憲 二〇一二「朝鮮式山城と神籠石系山城」『日本考古学協会二〇一二年度福岡大会研究発表資料集』日本考古学協会二〇一二年度福岡大会実行委員会

員会

小澤佳憲 二〇一四「古代山城出土唐居敷から見た鞠智城跡の位置づけ」『鞠智城と古代社会』第二号 熊本県教育委員会

小田富士雄 二〇一二「鞠智城の創建をめぐる検討」『鞠智城跡Ⅱ・鞠智城跡第八〜三二次調査報告』(熊本県文化財調査報告書第二七六集) 熊本県教育委員会

岡山市教育委員会 一九八九『大廻小廻山城跡発掘調査報告』

亀田修一 一九九五「日韓古代山城比較試論」『考古学研究』第四二巻第三号
考古学研究会

亀田修一 二〇〇九「鬼ノ城と朝鮮半島」『鬼ノ城と吉備津神社―「桃太郎の舞台」を科学する』吉備人出版

亀田修一 二〇一二「対馬金田城小考」『百済と周辺世界』成周鐸教授追慕論
叢刊行委員会

「亀田修一 二〇一四『古代山城は完成していたのか』『鞠智城跡Ⅱ』論考編1」

熊本県教育委員会

鬼ノ城学術調査委員会 一九八〇『鬼ノ城』

木村龍生 二〇一二『鞠智城跡出土の土器について』『鞠智城跡Ⅱ』鞠智城跡第

八(三)二次調査報告(熊本県文化財調査報告書第二七六集) 熊本県教

育委員会

葛原克人 一九九四『朝鮮式山城』『日本の古代国家と城』新人物往来社

葛原克人 二〇〇二『備中鬼ノ城の創築期をめぐって』『田辺昭三先生古稀記念

論文集』田辺昭三先生古稀記念の会

葛原克人 二〇〇五『鬼ノ城と東アジア』『古代を考える古備』吉川弘文館

熊本県教育委員会 一九八三『鞠智城跡』(熊本県文化財調査報告書第五九集)

熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ』(熊本県文化財調査報告書第二七六

集)

甲元眞之 二〇〇六『鞠智城についての一考察』『肥後考古』第一四号 肥後考

古学会

総社市教育委員会 二〇〇五『古代山城 鬼ノ城』(総社市埋蔵文化財発掘調査

報告十八)

総社市教育委員会 二〇〇六『古代山城 鬼ノ城2』(総社市埋蔵文化財発掘調

査報告十九)

高松市教育委員会 二〇〇三『史跡天然記念物矢島』(高松市埋蔵文化財調査報

告第六二集)

高松市教育委員会 二〇〇八『屋嶋城跡Ⅱ』(高松市埋蔵文化財調査報告第

一一三集)

出宮徳尚 一九七八『吉備の古代山城試論』『考古学研究』第二五巻第二号 考

古学研究会

出宮徳尚 一九八四『古代山城の機能性の検討』『高地性集落と倭国大乱』小

野忠瀨博士退官記念出版事業会

西住欣一郎 一九九九『発掘から見た鞠智城跡・近年の調査成果から』『先史

学・考古学論集』Ⅲ 龍田考古会

乗岡 実 一九九二『古代山城』『吉備の考古学的研究』(下) 山陽新聞社

乗岡 実 一九九九『吉備の二城をめぐって』『鬼ノ城と大廻り小廻り』吉備

人出版

平尾和久 二〇一〇『古代山城石積考』『古文化談叢』第六五集(一) 九州古

文化研究会

山元敏裕 二〇〇八『各調査区の成果』『屋嶋城跡Ⅱ』(高松市埋蔵文化財調査

報告第一一三集)

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇〇六『鞠智城跡』第26・27次調査報告』

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一一『鞠智城跡』第32次調査報告』

挿図出典

第一図 熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ』(熊本県文化財調査報告書

第二七六集) 第一図を一部改変

第二図 熊本県教育委員会 一九八三『鞠智城跡』(熊本県文化財調査報告書第

五九集) Fig. 一〇・一一を一部改変

第三図 歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一一『鞠智城跡』第32次調査報告』

第七・九・一一・一五図を一部改変

第四図 高松市教育委員会 二〇〇八『屋嶋城跡Ⅱ』(高松市埋蔵文化財調査報

告第一一三集) 第3図を一部改変、岡山県教育委員会 二〇一三『史跡

鬼城山2』(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告二二六) 第1図を一部改変

第五図 高松市教育委員会 二〇〇八『屋嶋城跡Ⅱ』(高松市埋蔵文化財調査報

告第一一三集）第一一・一二・一三図を一部改変

第六図 総社市教育委員会 二〇〇五『古代山城 鬼ノ城』（総社市埋蔵文化財
発掘調査報告十八）第六六・七〇図を一部改変

第七図 鬼ノ城学術調査委員会 一九八〇『鬼ノ城』第二五・二九・三二図を一
部改変

第八図 総社市教育委員会 二〇〇五『古代山城 鬼ノ城』（総社市埋蔵文化財
発掘調査報告十八）第五七図を一部改変

第九図 総社市教育委員会 二〇〇六『古代山城 鬼ノ城2』（総社市埋蔵文化
財発掘調査報告十九）第三三図を一部改変

第一〇図 岡山市教育委員会 一九八九『大廻小廻山城跡発掘調査報告』第四図・
坂出市教育委員会 二〇〇七『坂出市内遺跡発掘調査報告書』を一部改変

第一一図 岡山市教育委員会 一九八九『大廻小廻山城跡発掘調査報告』第
六二図を一部改変

その他は著者が撮影。

平成二六年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

— 第三号 —

発行年月日 平成二七（二〇一五）年三月一四日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二―八六〇九

熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

電話 〇九六―三八三―一一一（代表）

印刷 サンコー・コミュニケーションズ株式会社

〒八六〇―〇〇三二

熊本市中央区魚屋町二―五

電話 〇九六―三五五―三三八一

発行者：熊本県

所 属：教育庁文化課

発行年度：平成 26 年度

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第 3 号 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第 3 号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦 2022 年 7 月 1 日